

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第七号

令和五年三月二十九日(水曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 竹内 譲君

理事 井原 巧君 理事 岩田 和親君

理事 関 芳弘君 理事 細田 健一君

理事 落合 貴之君 理事 山崎 誠君

理事 小野 泰輔君 理事 中野 洋昌君

理事 石井 拓君 理事 石川 昭政君

理事 稲田 朋美君 理事 今枝宗一郎君

理事 上川 陽子君 理事 小森 卓郎君

國場幸之助君 佐々木 紀君

鈴木 淳司君 土田 慎君

富樫 博之君 長坂 康正君

深澤 陽一君 福田 達夫君

堀井 学君 牧島かれん君

松本 洋平君 宮澤 博行君

宗清 皇一君 山際大志郎君

山口 晋君 山下 貴司君

大島 敦君 菅 直人君

篠原 孝君 鈴木 庸介君

田嶋 要君 馬場 雄基君

山岡 達丸君 米山 隆一君

足立 康史君 遠藤 良太君

前川 清成君 中川 宏昌君

鈴木 義弘君 笠井 亮君

經濟産業大臣 西村 康稔君

國務大臣 (GX実行推進担当) 中谷 真一君

經濟産業副大臣 宮本 周司君

財務大臣 古谷 一之君

政府特別補佐人 (公正取引委員会委員長)

政府参考人 (公正取引委員会委員長)

政府参考人 (内閣官房内閣審議官)

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 小柳 誠二君

政府参考人 (内閣府規制改革推進室次長) 辻 貴博君

政府参考人 (公正取引委員会事務局) 藤本 哲也君

政府参考人 (公正取引委員会事務局) 藤本 哲也君

政府参考人 (消費者庁政策立案総括審議官) 片岡 進君

政府参考人 (総務省自治行政局選挙部長) 森 源二君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 伊藤 茂樹君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 林 孝浩君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 原 克彦君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 青山 桂子君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 宮本 悦子君

政府参考人 (農林水産省農村振興局長) 佐藤 一絵君

政府参考人 (農林水産省農村振興局長) 佐藤 一絵君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房長) 藤本 俊光君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 木原 晋一君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 恒藤 晃君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 門松 貴君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 門松 貴君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 藤田清太郎君

政府参考人 (經濟産業省通商政策局通商機構部長) 柏原 恭子君

政府参考人 (經濟産業省貿易経済協力局貿易管理部長) 猪狩 克朗君

政府参考人 (經濟産業省貿易経済協力局貿易管理部長) 猪狩 克朗君

政府参考人 (經濟産業省産業技術環境局長) 畠山陽二郎君

政府参考人 (經濟産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長) 新川 達也君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー部) 井上 博雄君

委員の異動 三月二十九日 辞任 上川 陽子君 補欠選任 深澤 陽一君

辞任 山下 貴司君 補欠選任 宮澤 博行君

同日 山岡 達丸君 補欠選任 鈴木 庸介君

同日 辞任 深澤 陽一君 補欠選任 上川 陽子君

同日 辞任 宮澤 博行君 補欠選任 山口 晋君

同日 鈴木 庸介君 補欠選任 米山 隆一君

同日 辞任 山口 晋君 補欠選任 山下 貴司君

同日 米山 隆一君 補欠選任 山岡 達丸君

同日 辞任 山下 貴司君 補欠選任 貴司君

同日 山岡 達丸君 補欠選任 達丸君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案(内閣提出第一二二号)

經濟産業の基本施策に関する件(電力システム問題等) ○竹内委員長 これより会議を開きます。内閣提出、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案を議題といたします。本案に対する質疑は、既に終局いたしましたので、

この際、本案に対し、関芳弘君外三名から、自由民主党・無所属の会、日本維新の会及び公明党の三派共同提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。足立康史君。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に  
関する法律案に対する修正案  
(本号末尾に掲載)

○足立委員 ただいま議題となりました脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案では五年後や十年後に開始する制度についても規定していますが、我が国の繁栄を持続可能なものとするための重要な経済成長戦略としてGXを進めていくためには、二酸化炭素の排出に係る国内外の経済動向等に応じ、枠にとらわれない柔軟に制度設計を考えていくことが必要であります。

法案審議においても、施行後二年以内に講ぜられる法制上の措置において、カーボンプライシングの開始時期や規模、対象について見直すことも排除されない旨の答弁がありました。

このことを踏まえ、法制上の措置に先立つ検討の対象を法文上でも明確にするため、本修正案を提出するものであります。

次に、本修正案の内容を御説明申し上げます。附則の検討条項を修正し、政府が施行後二年以内に法制上の措置を講ずる際には、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策の在り方についての検討も行うことを明記することとしております。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。委員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○竹内委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○竹内委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申出がありますので、順次これを許します。山崎誠君。

○山崎(誠)委員 立憲民主党、山崎誠でございます。

政府提出の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案について、反対の理由を申し述べます。

現下の気候危機への対応、脱炭素社会の実現は地球規模の要請です。その下で日本経済を成長軌道に乗せるために、脱炭素社会への移行を経済成長のエンジンにする必要があります。グリーントランスフォーメーションの推進は極めて重要でありまして、そのための制度構築には賛成です。

また、グリーントランスフォーメーションは大きな産業、経済、社会の構造変革を伴うものであり、国がその実行の責任を担い、政官民が一体となつて進めることが必須です。特に、基幹産業の構造変革には巨額の投資が必要であり、国家プロジェクトとして国を挙げて支援、実行をすることが求められています。

さらに、こうした国全体の構造変革において、大企業のみならず中小企業や地域経済への配慮も不可欠です。変革の主役は働く皆様であり、それぞれの持てる力をGXにおいて存分に発揮できるよう、付加価値の高いグリーンでディーセントな雇用の創出、スキルアップのための教育機会の創出など、雇用の公正な移行を実現することがGXを成功させる鍵となります。

こうした観点から、政府提出の本法案について、以下、問題点を指摘します。

第一に、投資の規模についてです。政府は、GX経済移行債を発行し、十年間で二十兆円規模の投資を行うとしていますが、償還プロセスについて再エネ賦課金、石油石炭税の減額分を充てることとしており、投資額について実質的にキャップがかかる構造になっています。これでは、必要な規模の投資につながりません。また、民間から投資を呼び込み、官民合わせて百五十兆の投資を見込んでいますが、政府の基本方針からはその道筋が見えませぬ。

第二に、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を経産省が策定し、また、脱炭素成長型経済構造移行

行推進機構の設置、運営も経産省に委ねられておりブラックボックス化が懸念される、経産省にGXを白紙委任するに等しい本法案は憲法上も問題があると言わざるを得ません。失敗を繰り返してきたこれまでの経産省の産業政策からの脱却が期待できません。

例えば、本法案のベースとなるGX基本方針には、次世代革新炉として高温ガス炉、高速炉の実証炉の開発、建設、運転等が投資対象に含まれるなど、原発依存低減という基本的な方向性に反する政策が盛り込まれている点も大きな問題です。

戦略策定において地域の声や地方自治体、有識者などの提案を受ける仕組みがありません。また、政労使が関わる社会対話の仕組み、戦略策定プロセスの透明化を担保する規定もなく、問題です。

第三に、政府が提案している化石燃料賦課金、特別事業負担金、いわゆるカーボンプライシングについても、その導入のタイミングが極めて遅いなど、本法案の制度設計では効果が期待できません。これでは、カーボンプライシングの凍結に等しいと言えます。

立憲民主党は、今こそ日本の大きな変革のときであり、日本経済復活の最後のチャンスと捉えて、既存の政策の延長にとどまらない大胆かつ実効性のあるGX戦略の立案と、必要な規模の投資の実施、全ての国民の生活と暮らしを支えるGXの実行を訴えて、反対討論といたします。

○竹内委員長 次に、笠井亮君。

笠井亮君、討論。(発言する者あり) 速記を止めてください。

(速記中止)

○竹内委員長 速記を起してください。本案に対する質疑は結局いたしました。討論を続けます。

次に、笠井亮君。

○笠井委員 私は、日本共産党を代表して、GX推進法案に反対の討論を行います。

排出し続ければ二〇三〇年に排出限度に達すると新たな報告書を公表しました。グテレス事務局長は、気候の時限爆弾は時を刻んでいると危機感をあらわにし、先進国に対して二〇四〇年までに実質排出ゼロを前倒しするよう求めました。もはや一刻の猶予もありません。

ところが、本法案は、原発回帰と石炭火力の延命を盛り込んだGX実現のための基本方針を具体化し、排出削減を先送りし、世界の要請に逆行するものです。

反対理由の第一は、GX経済移行債を活用した原発と石炭火力混焼への民間投資の呼び込みが省エネや再エネへのグリーン投資を妨げることになるからです。

質疑の中で明らかになったように、移行債を発行して原発や石炭火力に投資する国は世界のどこにもありません。見せかけの環境投資、グリーンウォッシュと批判が避けられないGX経済移行債は、日本と世界の脱炭素の足を引っ張るもので、到底許されません。二次補正で既に一・一兆円も先行的に発行した手法も、国会軽視であり、看過できません。

反対理由の第二は、化石燃料輸入事業者に課す賦課金と発電事業者から徴収する負担金がCO<sub>2</sub>の排出抑制につながらないからです。

EUから遅れること二十年、ようやく四月からスタートする排出量取引制度は、本法案に何の根拠もない、自主参加型にすぎません。しかも、二〇三〇年代に本格導入される産業界への負担は、

あらかじめ石油石炭税とFIT賦課金の減少の範囲内にとどめられ、排出削減につながりません。このことは、石油連盟会長が大した負担にならないと発言していることからも明らかです。

五月のG7広島サミットでは、排出削減対策の強化が重要課題となります。原発ゼロ、石炭火力の期限を切った廃止をすぐに決断し、徹底した省エネと再エネの普及によつて気候危機打開に全力を挙げることが強く求め、反対討論といたします。

○竹内委員長 これにて討論は終局いたしました。

○竹内委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、関芳弘君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹内委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹内委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○竹内委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、岩田和親君外三名から、自由民主党・無所属の会、日本維新の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されており、提出者から趣旨の説明を求めます。小野泰輔君。

○小野委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 GXの推進に当たっては、エネルギー資源の過度な海外依存からの脱却を実現するエネルギー供給構造の再構築を目指し、エネルギー

ギー安定供給、中長期的な国民負担の抑制を前提に、再生可能エネルギーの更なる導入拡大、蓄電システムの導入拡大をはじめとした電化促進等によるエネルギー全体の脱炭素化の推進に取り組むこと。その際、再生可能エネルギー発電促進賦課金の仕組みについて特定事業者負担金に関する制度との関係整理など、費用負担の在り方について検討すること。

二 我が国が国際的に約束した二〇五〇年カーボンニュートラル等の実現に向け、産官学の十分な連携の下、必要な技術開発や支援措置等にできるだけ早急に取り組むこと。

三 GXの推進に当たっては、気候危機への対応の緊急性に鑑み、各種分野及び技術の脱炭素効果を的確に評価把握し、投資対効果、実現可能性が高い分野及び技術への重点化を図ること。

四 GXの推進に当たっては、激化する世界の産業競争下において、日本企業が脱炭素分野で確実に市場シェアを獲得、成長できるよう、技術開発から技術実装、製品等の量産化まで、産業全体にわたる支援を実現すること。

五 GXの推進に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現の重要性に鑑み、GX推進戦略等において「公正な移行」の重要性を明示するとともに、その具現化のため、円滑な労働移動や新たな雇用の創出等に対する十分な支援を行い、労働者や地域経済社会への悪影響を可能な限り軽減すること。

六 GXへの対応の遅れが懸念される中小企業を取り残されることがないよう、中小企業の自主的な取組や大企業のイニシアティブによるサプライチェーン全体での取組を促すなど、実効的な支援策を講ずること。

七 今後十年間における約二十兆円規模のGX経済移行債による政府支援については、GX

実現に資するよう適切に対応する内容とする。とともに、民間事業者の予見可能性を高め、民間のGX投資が確実に促進されるよう努めること。

八 GXの実現は、環境負荷の低減やエネルギー自給率の向上、産業の競争力の強化等を通じた国民生活の向上や国民経済の発展など、広く国民全体の便益に寄与するものであることに鑑み、成長志向型カーボンライシ

ングなどGXの実現に要する費用は、脱炭素成長型経済構造への移行に向けた人材・技術投資や行動変容を促進する観点を含め、国や地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下、円滑かつ適正な転嫁などを通じ、特定の事業者への負担に偏重せず、広く社会全体で公平・公正に負担するものとし、国は、国民や事業者に対し、負担に対する理解の醸成に積極的に取り組むこと。

九 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行は、地球温暖化対策、エネルギー需給、産業競争力、雇用など分野横断的課題であるとの観点から、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の案の作成に当たっては、学識経験者や有識者、産業界、労働界等から広く意見を聴くものとし、その意見を十分に斟酌するとともに、そのプロセスの透明性を図ること。

十 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を早期に実現するため、カーボンプライシングの在り方については、脱炭素への取組を加速化させるとともに、経済的インセンティブを社会全体に効果的に与えるものとなるよう、代替技術の有無、国際競争力への影響、カーボンリーケージの可能性等を勘案しつつ、その導入の時期、対象事業者の範囲等を含め、最適かつ実効性のある制度を検討すること。

十一 脱炭素成長型経済構造移行推進機構による事業活動への支援に係る基準の策定に当たっては、多様な関係者の意見を幅広く聴取するよう努めるとともに、脱炭素成長型経済

構造移行推進機構による金融支援について、脱炭素成長型経済構造移行に真に有益な支援案件を見出していく規律ある運営がなされ、支援内容について説明責任が果たされるよう、政府は責任を持って監督すること。

十二 脱炭素成長型経済構造への移行プロセスは長期に及び、将来の世界情勢や、国内の産業、エネルギーの供給環境などに不確実性があることを踏まえ、GX経済移行債による支援や化石燃料賦課金及び特定事業者負担金など新たに講じられる制度・施策の進捗状況や費用対効果等については定期的に評価及び分析を行うこととし、必要に応じて柔軟な見直しを行うものとする。

十三 化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度の実施に当たっては、国民負担の可能な限りの抑制や制度の明瞭性・簡素性の担保、他のGX推進策との整合等の観点から、高度化法やエネルギー関連税制、再生可能エネルギー発電促進賦課金など既存の規制・制度との適切な関係整理を図ること。

十四 脱炭素成長型経済構造を実現するに当たり、国内産業の育成及び経済成長を目指すのみにとどまらず、アジアをはじめとした世界において、我が国が脱炭素の取組のイニシアティブを取ることができるよう、戦略的に施策を推進すること。

以上であります。附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○竹内委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○竹内委員長 起立多数。よって、本案に対し附

帯決議を付することに決しました。

○西村(康) 国務大臣 たいだいま御決議のありました本法律案の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○竹内委員長 お諮りいたします。たいだいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹内委員長 次に、経済産業の基本施策に関する件、特に電力システム問題等について調査を進めます。

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○竹内委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。馬場雄基君。

○馬場(雄) 委員 改めまして、おはようございます。福島二区、立憲民主党、馬場雄基でございます。

○西村(康) 国務大臣 御指摘のように、昨今のサイバー空間におきましては、様々な者が国境を越

くさん聞いている声を、ある意味でいうと、幅広く伺わせていただきたいと思います。私だけではなく、今日、数多くの委員が立ちます。かなり多くの幅広い分野になると思いますが、是非とも大臣、どうぞよろしく願います。

○竹内委員長 お諮りいたします。たいだいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○竹内委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。馬場雄基君。

○馬場(雄) 委員 改めまして、おはようございます。福島二区、立憲民主党、馬場雄基でございます。

○西村(康) 国務大臣 御指摘のように、昨今のサイバー空間におきましては、様々な者が国境を越

くさん聞いている声を、ある意味でいうと、幅広く伺わせていただきたいと思います。私だけではなく、今日、数多くの委員が立ちます。かなり多くの幅広い分野になると思いますが、是非とも大臣、どうぞよろしく願います。

えてサイバー攻撃を行い、あるいは標的となつていくということであり、高度化するこうしたサイバー攻撃に対処するため、有志国との連携は重要であるというふうに認識しております。

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○竹内委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。馬場雄基君。

○馬場(雄) 委員 改めまして、おはようございます。福島二区、立憲民主党、馬場雄基でございます。

○西村(康) 国務大臣 御指摘のように、昨今のサイバー空間におきましては、様々な者が国境を越

くさん聞いている声を、ある意味でいうと、幅広く伺わせていただきたいと思います。私だけではなく、今日、数多くの委員が立ちます。かなり多くの幅広い分野になると思いますが、是非とも大臣、どうぞよろしく願います。

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

の強化をされていくというふうに承知しておりますが、その中身が極めて重要だと思っております。今、昨日レクを伺わせていただきましたけれども、それでもやはりまだ全体観がつかめていない状態ではないと思っております。

○小柳政府参考人 お答え申し上げます。近年のサイバー空間における厳しい情勢を踏まえ、我が国の政府機関や重要インフラ等に対し、安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃が行われるおそれがあり、こうした重大なサイバー攻撃は、国民の安全と安定した経済社会活動を確保するために可能な限り未然に排除するとともに、発生してしまつた場合には被害の拡大を防止する必要があります。

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○竹内委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。馬場雄基君。

○馬場(雄) 委員 改めまして、おはようございます。福島二区、立憲民主党、馬場雄基でございます。

○西村(康) 国務大臣 御指摘のように、昨今のサイバー空間におきましては、様々な者が国境を越

くさん聞いている声を、ある意味でいうと、幅広く伺わせていただきたいと思います。私だけではなく、今日、数多くの委員が立ちます。かなり多くの幅広い分野になると思いますが、是非とも大臣、どうぞよろしく願います。

伺いたいところは最後の一文だったと思うんですけども、まだ、つまり、やはり具体的なところまでには至っていないところなのかなと思っておりますが、早急にやはり動いていかないといけないということは認識をいただいた上で、本当に具体的に進めていただければというふうに思っております。

この問題は本当に待ってくれません。今私が不安視しているのは、政府の体制だけではなく、若者にある不安だというふうに思っています。具体的に言うならば、アプリ、ティックトック等々、SNSです。若者世代に大人気になっていくアプリがたくさんある一方で、その取扱について世界が今揺れているんだというふうに思っています。先日も、アメリカの議会でティックトックが呼ばれて、参考人としていろいろ質問を受けておりましたけれども。

繰り返しですが、サイバーのセキュリティと云うこと、サイバーの怖さというものは、本当に気づかないうちにそこに身を置いてしまうということだというふうに思っています。この点、本当に、SNS等で学生からも多く御意見をいただいているんですけども、できるなら使い続けたい、でも不安だ、よく分からない、このよく分からない感じというのが極めて問題なんだというふうに思っています。

この不安に対して、アメリカでは具体的な対策というものも見えてくるものではあるんですけども、日本の政府がどういうふうなこの不安に対する策というものを考えているのか、是非、審議官にお伺いさせていただきたいと思っております。

○吉川政府参考人 お答え申し上げます。  
内閣サイバーセキュリティセンターにおいて、サイバーセキュリティに関する普及啓発活動の一環といたしまして、インターネットの安全・安心ハンドブックの公開を通じて、SNSなどを利用する際の注意点を発信しております。

具体的には、SNSは、一旦記憶された情報の確実な消去が困難であるため、個人情報情報は基本的

には投稿しないこと、入力した情報から利用者の関心事項などが把握されるおそれがあるため、個人が特定される写真や情報は投稿しないことなどを周知をしているところでございます。

引き続き、こうした取組を通じて、関係省庁と連携して、一般国民に向けたサイバーセキュリティの普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○馬場(雄)委員 今の御答弁では、多分、この不安というのは拭えないんだらうなというふうに思っています。

先ほどの小柳審議官は、せつかく、一元的に総合調整を図っていくというふうにおっしゃっていましたが、今のお言葉では、そういうことはしないというふうな、一方向的にそれをお伝えするということ、この間、遠藤良太議員も同じような質問をされたと思うんですけども、なかなか歯切れのいい答弁ではなかったのではないかなというふうに思います。

ここでちょっと聞き方を変えたいんですけども、規制をかけていくという方向性なのか、やはりあくまで個人の認識であるというふうな、いわゆる個人の自己責任だというふうに捉えていくのか、どちらであるのか、方向性だけでも教えていただきたいです。

○吉川政府参考人 お答え申し上げます。  
SNSのアプリには多様なものがありまして、また、様々な利用がなされているものでございまして。なので、先ほど申しましたように、ハンドブックの作成、公開などを通じて、SNSの特徴や、それに伴う利用時の注意点について適切に発信することなどによって、引き続き、国民によるインターネットの安心、安全な利用を促進してまいりたいと考えております。

○馬場(雄)委員 やはり今のお答えではよくまだ分からないというところな状態で、多分、危機感というものをしっかりと共有していかなくてはならないです、これは、個人の暮らし、個人の幸せだけではなく、国益そのものにかかってくる問題

だというふうには私は認識しています。  
アプリにおけるサイバーセキュリティのいわゆるリテラシー、それを向上させるためには、簡単に言えば、皆様も持ちだと思えますけれども、その端末からインストールする段階で一歩踏みとまれるかどうか非常に重要だということに思います。

是非、皆さんもアプリをインストールする際の画面を見ていただきたいんですけども、お客様満足度とか、あるいは利用制限年齢ですね、書いてあるんです。利用制限年齢、四歳からというふうになっていることが結構多くて、三歳未満でこれを持つことはあるのかなとちょっと思ったこともあるんですけども、本当はここにセキュリティの全度というのが明記されるようになっていくならば、私はまだそのリテラシーというのを向上させるために普及啓発できるんだというふうに思います。

ただ、これはかなり難しく、いわゆるアップル社さんとかグーグル社さんに相当なお願いをしていかなければならない、なかなか非現実的なのかもしれないというふうな思っています。

であるならば、せめて政府の中で、一定程度の利用者数を持っているアプリに関しては、あるいは、政府が気づいている、ここはちょっと危険かもしれないという水準にいるアプリについては一覧にして、このサイトに来ればそれが分かるよというものを、インストールする前に一旦ここに立ち寄ってくださいというふうな、そういう方向性があって初めてリテラシーというのが向上していくんだというふうな思っています。実践していただくことは出来ないか。

○吉川政府参考人 お答え申し上げます。  
先ほども申し上げましたように、SNSのアプリには多様なものがございます。また、様々な利用がなされているものもございます。そういった観点から、政府が一律で評価するというのはなかなか困難なところもあるかと思っております。

も、SNSの特徴や、それに伴う利用時の注意点などについてしっかりと発信していくことによつて、国民によるインターネットの安全、安心な利用を促進してまいりたいというふうな考えております。

○馬場(雄)委員 恐らく、この議論がなかなかみ合わないなというふうに思うんですが、今の言葉だと今の延長線上になるんだと思いますが、今の延長線上でリテラシーの向上はなかなか厳しいというふうな言わざるを得ないというふうに思います。一段やはりフェーズを上げていかなければいけないというふうに思います。

西村大臣、ここを、通告はさせていただいてはいたんですけど、是非、ちょっと一緒に考えさせていただけたくて。

アメリカとはMOCを結んできました。一つ一つのサイバーに関する問題、アプリもその中の一つだと私は認識します。その中において、どういうふうな考えがなければいけないか。情報社会に、やはりぐっと、レベルが更に上がってきているというふうな思っていますので、よかつたら、有志国との連携であったりその中の議論に是非とも具体的に介入していただきたいながら、一つ道筋を、若者に関するリテラシーの向上をどうしていくのかという点については是非とも具体的に実践いただきたいのですが、御検討いただけませんでしょうか。

○西村(康)国務大臣 様々なアプリを利用することであるいろいろな情報が出ていく、位置情報、あるいはいろいろな情報が取られていくというおそれもある中で、そういったことへの関心を高めていくというのは非常に大事なことでと思います。意識を高めていくというのは非常に重要なことだと思います。

それは、もちろん国内で、そういった若い人たちへの、利便性と、それから、それによるイノベーションですね、新しい技術を使って何か新しいことに挑戦していく気持ちと、一方でプライバシーとかセキュリティとかという、このバランス

すが重要だと思えますので、そうしたことについての啓蒙であったり様々な意識を持つてもらおうことに取り組むのは非常に重要だと思います。

これは、内閣官房を始め各省庁とも連携しながら取り組んでいきたいと思えますし、各国それぞれ苦慮しながら対応しているんだろうと思えますので、各国の動向なども情報共有しながら、我々も、そうした情報をしっかり取りながら、共有しながら対応を進めていきたいというふうに思います。

○馬場(雄)委員 大臣、ありがとうございます。

やはり時代が変わってきているんだというふうに思っています。私実際に高校生のときには、実はまだLINEはなかったんですね。フェイスブックが登場し始めてきたぐらいの段階です。やはりこの十数年だけでも大きな急激な変化をしていて、様々なアプリによる、ある意味でいうとメンタルヘルス的な部分も、いろいろな問題が各方向で起きてきているというのが今の時代になっっていると思います。

是非とも、前例踏襲という形ではなくて、新しいものを築き上げていくという観点に立つて、若者だけではなく、その利用者層、ユーザー層が安心して使える空間というものをご政府一丸となつて、ここは早急に私はずっといたきたい、そのリテラシーを図るためのしっかりとした体制構築、そのツールというもので準備いただきたいというふうに思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

続きまして、働き方改革、働き方について伺いたい、注目していきたいというふうに思っております。

本日に様々からお話を言われるわけですが、例えですけれども、今の働き方で子育てはできるわけがないだろうというような怒りの声を含め、例えば学生からは、今のまま社会に出ていったときにとかく不安であるというような、そういうお話を、今ちょうど三月ですので、これから社会人になる方々からたくさんそういうふうな

声も聞いております。

ここで注目したかったのが、経済産業省さんかなでしこ銘柄を発表されたというふうに思っています。これは質問しませんが、なでしこ銘柄が発表されたと思うんですが、これは経済産業省さんが東京証券取引所さんと共同で女性活躍推進に優れた上場企業を選定するもので、三月二十二日に十七社が業種それぞれ選ばれたというふうに思っております。これは本当に、ひとえにすばらしいことだと思っておりますが、注目したいことは、この輪が広がってきているかどうかということだと思っております。

とかく働き方改革で非常に問題なのは、大企業と中小企業との間に大きな差が生まれてしまうというところだというふうに思っています。これがなぜなのかということ。この疑問をしっかりと解消していかなければ、働き方改革が国全体に広がっていくことはないんだというふうに思うわけですね。

企業数、九九％は中小企業です。従業員数でいえば約七割が中小企業です。つまり、中小企業の働き方改革に目を向けて、そこにしっかりと磁場をつくっていくなければ働き方改革は駄目なんだというふうに思っています。

じゃ、その中小企業の事情は何なのかというふうに思ったときに、各社それぞれアンケートがある中で、最もやはり意見が多いのが、人に余裕がない、ここなんだというふうに思っています。

やはり、少数精鋭で行われている中小企業さんです。つまり、一人欠けると困るとか、属人化してしまっているというところが様々なところで声が上がっている。つまり、マンパワーの補填というものをうまく循環させていかなければ、ここがうまくはまらないんだというふうに思っております。マンパワーを補填した上で、その情報をしっかりと共有し、知恵を、そのスキルを共有した上でフォローし合う体制を、急ぎ構築していかなければなりません。

それも中小企業さんは分かっているんです。そ

れを分かっているんだけれどもなかなかできないというのが中小企業さんの経営者の、あるいは労働者の悩みなんだというふうに私は認識しています。

働き方改革をするために一人一人加えろというふうに簡単に言えない状況があります。ベネッセコーポレーション、たまひよ妊娠・出産白書二〇二三というお調べがあるんですけども、男性育児を取得できない理由として最も多いのが代替要員がいらないということ、これが実は四五％、約半数を占めているということです。

つまり、マンパワーの課題を本質的に、ここに向き合っていない限り、働き方改革も、大企業と中小企業で、できる企業とできない企業でこれからどんどんどんどん差が広がり、格差が進んでしまおうということだと思えます。これを私は何とかしたいと思っております。

今日、厚生労働省さんにお越しいただいたいておりますけれども、働き方改革におけるマンパワーの制度、いわゆる補填制度について、どのような支援を現在行っているのかお聞かせください。

○宮本政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、中小企業におきましては、育児休業や介護休業の取得に伴う代替要員の確保などが重要な課題であると認識しております。

このため、中小企業事業者に対しまして、育児休業取得者の業務を代替する労働者の確保等を行った場合に、育児取得者一人につき四十七・五万円、また、育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に対して手当の支給などを行った場合に、育児取得者一人につき十万円を支給する両立支援等助成金による支援を行っております。

また、介護休業につきましても、同助成金におきまして、令和五年度より、介護休業取得者の代替要員の確保などを行った場合に助成をする予定としております。

さらに、企業におけます代替要員確保のための計画策定、また、代替要員確保が難しい場合の周

囲の労働者への業務の振り分け、外部化などにつきまして、労務管理の専門家による個別の相談支援などの取組を中小企業に対して行っております。

厚生労働省といたしましては、こうした取組を通じて、中小企業において希望に応じて仕事と育児や介護の両立ができる職場環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○馬場(雄)委員 ありがとうございます。

今お手元に、「両立支援等助成金の一案内」というものを皆様に御配付させていただいております。まさにこの点の御説明をいただいたというふうに思っております。

この資料、私は、見せていただいている中で感じている違和感が実は二つありました。一つは、こちら、今日の論点からちょっとずれるんですけども、そもそもパパ支援というものを特別枠でつくっていることに何となく違和感を覚えてしまっています。やはり男女一緒のものがあって、それを男性が取りやすくしていくというのが多分本質的な問題だというふうに思っていて、パパ支援というよりは、そもそもその育児支援を、男性が自信を持って使っていくですよというふうな持つていくことが多分私は本質なんじゃないかなというのが一点目のちよつと御指摘です。

二点目に関しては、ここからが本題になります、業務代替支援というものですけれども、これは三ページ目にあるものなんです。IIでニューと書かれておりますので、新しくつくってくださった本筋にこれは感謝なんですけれども、先ほど審議官さんからお話があったように、一人当たり四十七・五万円、新規雇用で出てくるということなんですけれども、もちろんこれはあった方がいいんですけど、あった方がいいんですけど、全く足りないんじゃないのかなというふうに思うわけです。育児というのは、それぞれ、取る期間、様々です。二、三か月の方もあれば、半年の方もあれば、一年の方もあれば、二年の方もいる。つまり、柔軟な制度でなければいけないんだというふ

うに思うんですよね。それが一律でこういうふう  
に決められてしまうことのやはり難しさというか  
違和感は私は拭えないと思っていますし、中小企  
業の経営者さんあるいは働いて育休を取る側の  
方々からしても、何なんだろうというふうと思わ  
ざるを得ないんだというふうに思います。

ここで更に思うのが、例えば行政職員さん、行  
政さんが育休を取るときにどんな制度があるのか  
ということなんですけれども、育休の代替期付  
職員という制度があるのではないかなというふう  
に思います。育休の代替期付職員です。育休を  
取られている方のマンパワーを補うために任期つ  
きで職員の体制を補填する、補充していくとい  
う制度が行政ではしっかりと確立されているので  
ないかなというふうに思います。

行政ではこういうふうな柔軟な考え方を取れる  
ものがある一方で、中小企業、民間では、この支  
援はあるけれども基本的には自助努力というところ  
が、どうしても私の中でおかしいなというふう  
に思ってしまう点なんです。

ここは、もちろん、確かにお金がかかる。お金  
がかかるということはすごく分かるんですけど、こ  
も、この制度というものは、私は事業性を評価し  
ていただきたいというふうに思っています。この  
制度をしっかりと確立することによって、育休を  
取る方も働き続けることができる環境をつくるこ  
とができます。また、代替する人にとっては、新  
しいチャレンジをすることができると可能性だっ  
て広がるわけです。

非正規の方が、そこに対して、新しいスキルを  
つけながら働く、その視野を広げることだっ  
てきますし、会社としても、そのスキルを維持しな  
がら、働き続けられる方々とスキルを向上しな  
がらするというところに至っては、最終的に税収で  
しっかりと返ってくるんじゃないかなと。つまり、  
お金をかけた分、そのスキームを好転させること  
ができれば、税収でしっかりと返ってくるシステム  
が多分この育休の制度なんじゃないかなという  
ふうに私は思うわけです。

ここで西村大臣に、もしよかつたら是非お答え  
いただきたいのが、この育休の代替期付職員と  
いうものは、マンパワーの補填をどのようにしてい  
けばいいのか。これは人材マッチングの部分も確  
かに重要だと思わなければならない、このできる可  
能性。今の現体制だけに限らず、中小企業の経営  
者の悩み、育休を取られる方の悩みをまず最大限  
に考えた上で、制度のある意味でいうと柔軟な変  
更、拡充というものをお願いしたいんですけれど  
も、お答えいただけないでしょうか。

○西村(康)国務大臣 先般も、こうした働き方改  
革、子育て支援に取り組む中小企業の皆さんを含  
めて、いろいろ意見交換をさせていただきまし  
た。そのときに非常に印象的だったのは、まさに  
こういう、育児休業が長く取れる、そういうこと  
が今、会社を選ぶ際の大きなポイントになってお  
りまして、鶏か卵のように、仕組みを最初導入す  
るときは、人手不足、マンパワーが不足なくて大  
変なんだけれども、やってみると、むしろ人が集  
まってくれる、採用は非常にしやすくなった、優  
秀な人材が応募してくれてというお話を伺いまし  
た。

ですから、人が足りないから制度ができないん  
だということ、どちらかというと内向きの、縮  
小思考の考え方はなくて、むしろ、思い切った  
そうした制度を導入して、更に、国の求めている  
最低ラインよりもより働きやすい環境、休みの取  
りやすい環境、そういったことをつくるほど人が  
集まりやすいという、前向きなそうした取組が非  
常に重要だということを変更して先般感じたこと  
であります。

そうした大きな方向性は、多くの企業、中小企  
業が悩みなながらもそういった取組をしているとい  
うことに非常に感銘を受けたわけでありまして、  
しかし、最初の段階ではそれは非常に苦労するわ  
けでありますし、御指摘がありましたように、そ  
うした育児休業、介護休業の取得促進とか、ある  
いは働き方改革も進めて、やはり多様な人材が働

きやすい環境をつくっていくのが非常に重要だと  
いうふうに思います。

制度面という点、私も、石川県庁に経産省から  
二年間出向した際に、昼休み、宿舍が近かったも  
のですね、子供ができて、お昼、毎日、家に  
帰ってお風呂に入れるのが仕事というか生きがい  
でもあり、子育てを実践したわけですから、  
育児休業も、大分取りやすくなっているんです  
が、例えば時間単位とか半日単位とか、もう少し  
きめ細かく取れる仕組みとか、御指摘があったよ  
うな、そんな柔軟な仕組みも考えていくことも大  
事かなというふうに思います。

そういった提案、我々としても、いろいろな声  
を聞きながら、耳も傾けながら対応していきたい  
と思いますし、いざ人が少ないときに効率よく仕  
事をするためのIT導入補助金とか、自動化とか  
機械化、オンライン化、そういったことを是非、  
省人化など、進めていく仕組みでしっかりと支援  
もしていきたいというふうな思っておりますし、  
子育て支援や女性活躍推進に取り組む、そうした  
企業を加点するよう、そうした仕組みも私ども  
も導入をしておりますので、是非そうした取組を  
進めていきたいと思っております。

さらに、セミナーとかマッチングなどで、より  
多様な人材、特に女性や高齢者、フルタイムは難  
しいけれどもこの時間なら働けるという方もおら  
れると思っておりますので、そうした方々のマッ  
チングなども含めて進めていきたいと思われま  
す。後、そういったこと全体のガイドラインなども考  
えていきたいというふうな思っております。

いずれにしても、人手不足が今大きな課題に  
なっておりますので、その中でも、そうした  
柔軟な働き方、多様な働き方を認めるような方向  
性を是非後押しをしていきたいというふうな考  
えをしております。

○馬場雄委員 大臣、ありがとうございます。  
中小企業さんの経営者の悩みというものをしつ  
かり酌み取って、経産省さんだけじゃなくて厚労  
省さんもしっかりと意見を吸い上げながら、柔軟

な制度に変えていくことが必要だと思いま  
す。

もちろん、いろいろお話を伺うと、前はそんな  
制度はなかったんだから今はまだ恵まれている  
んじゃないかというような御指摘もたくさんあるん  
ですけれども、それは私、分かるんですが、今は  
もう時代が大きく変わっていますので、この時代  
とどう向き合っていくかがすごく重要なんだと思  
っています。

私は、働き方改革は、単に人事問題ではなく  
て、経営問題だというふうな戦略にちゃんと立  
つ、経営戦略として働き方改革を見ていかなけれ  
ばいけないというふうな思っていますので、是非  
ともよろしく願っています。

また、さらに、この点で私自身が思っているの  
が、まさに今日、西村大臣が先ほどおっしゃって  
くださったんですが、国の事業や補助金あるいは  
支援金を募集した際の審査項目についてお伺いさ  
せていただければというふうな思っています。

働き方改革を国の形にしていくなれば、やは  
り、大切ですよという言葉だけではなくて、しつ  
かりとそういうふうな、やり切るぞというふうな  
からの強力なメッセージが私は必要だというふう  
に思っています。その機運を高めていくことこそ  
が、様々な行政官僚、そして行政省庁の皆さん  
の手腕なんじゃないかなというふうな思ってい  
ます。

本日は国交省さんにもお伺いしたいというふう  
に思っているわけですが、国交省さんが、  
実は、令和四年六月、そして令和五年の一月から  
変わった、いわゆる経営事項審査というものがご  
ざいます。この経営事項審査というものです  
けれども、いわゆる公共事業を受注する際にかか  
っていく審査、いわば統一的基準がこの審査項目で  
す。女性活躍推進を認定する例えええるほし認定  
であったり、育休など子育てを支援するユース  
マーク、あるいは若者を支援するユースエール、  
様々なこういった取組について、それに取り組ん  
でいるか否かをちゃんと指標化しているという

ころが大きな変化だったというふうにも思っています。

ここで国交省参考人さんに伺いたいと思うんですが、経営事項審査の項目に追加した意義とその期待について、簡潔にお答えいただければと思います。

○笹川政府参考人 お答えいたします。

建設業の経営事項審査でございますけれども、これは公共工事を直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査でございます。経営状況、技術力、企業活動の実態等を客観的に評価するものでございます。

議員御指摘のとおり、本年一月から、経営事項審査におきまして、ワーク・ライフ・バランスに関する認定制度であるえろぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定の取得状況に応じて追加評価をしております。

こうした制度改革を通じて、建設業界においてワーク・ライフ・バランスに関する取組が推進され、働き方改革が進むことを期待しております。

○馬場(雄)委員 ありがとうございます。

やっとな動いたというふうにも思っています。私、すごくうれしかったことがあったんですけども、つまり、これがすごく大事だというふうにも思います。

経営事項審査というのは、本当に普遍的価値、国交省さんにとってはまさにそこを指しているわけですが、評価項目があるのは私分かってはいるんですが、例えば一つ一つの補助金申請であったりいわゆる事業プロジェクトを、募集要項等々を見ていったときに、大きくそこがしっかりと一つ一つの事業で書かれているかと言われると、是非見ていただきたいんですが、まだそこまで至っていないというふうにも思っています。是非、一つ一つのプロジェクトに落とし込んでいく、やり切るというその姿勢が私は大事だというふうにも思っています。

是非、西村大臣、この点、一つ一つのプロジェクトにもその思いを、部分を、息吹を吹きかけて

いくというその御決意、是非お願いできないでしょうか。

○西村(康)国務大臣 御指摘のように、経産省において、先ほど御紹介のあったえろぼし認定とか、くるみんとか、あるいはユースエール、こうした認定を受けた企業に対して、いろいろな申請があったときに加算評価をする仕組みになっているんですけども、御指摘のように、それがどこまで周知ができていくかということ、あるいは、経産省全体でそういうふうな大きな方向性で取り組んでいるということを理解してもらいなから、是非、企業のそうした企業行動の中で働き方改革を進めながら、そのことがまさに成長につながっていく、先ほど申し上げたように、優秀な人材を確保しやすくなるというふうなことも含めて、そうした大きな方向性を是非後押しをしていきたいというふうにも思っています。

幾つか、生産性革命のものづくり補助金とか事業再構築補助金などで加算をされているんですけども、これをもっと広げていくことができないか、全体として推し進めることができないか、それぞれの補助金の目的もありますから一律に全部というわけになかないかもしれませんけれども、是非そうした検討は更に進めていきたいと思っております。働き改革と成長を両立していく、むしろ好循環の中でそれができるような仕組みとなるよう、経産省としてもしっかりと後押しをしていきたいと思っております。

○馬場(雄)委員 ありがとうございます。

まさに、私はこれは好循環できるものだというふうにも信じています。まさに、国の事業を一緒に、官民一体でやりたいならば、当然ながらそこはクリアしてきているよねというふうな、そういう多分機運を高めていくところが私はすごく重要だと思っております。当然、全てというところには、なかなか難しいところのハードルもあるのかもしれないんですが、是非そこにチャレンジしていただきたいですし、そうでないと、やはり国の形はなかなか変わっていくかないんだというふうにも思

います。

働き方改革が大事だと言われてもう大分時間がたつてきていますが、なかなか、そこに行けた企業と行けていない企業の差がだんだん広がってきてしまっているというのが今の実態だと思います。これを当たり前にしていくときには、やはり国一丸となつて、経産省さんは国の国家プロジェクトをたくさん、多く持っているまさに巨大な省庁でございますので、その省庁が一丸となつてやるというふうになつていけば、恐らく、もう国交省さんは既にされていますけれども、ほかの省庁さんにも広がりが、それが民間でも一体となつて進んでいくんだというふうにも思っています。是非ともお願いさせていただければと思います。

今度は、休眠基金について伺いたいというふうにも思っています。

先日、新聞記事でございました、「十八基金、連続三年超「休眠」という見出しの記事がありました。基金という形はあるんですけども、特段の事業は既に行っておらず、管理費のみ支出しているというのがその実態だったというふうにも私に認識しております。

もちろん、事前のレク、伺っているんですけども、事業は行っていないんですが、それは事業が一段落したということであつて、その事業の継続の支援であつたり、終わっていく際の様々な事務処理を行っていくというふうにも説明をいただきました。

このところですけども、私、ちよつとやはり違和感を覚えるのが、確かに言われている趣旨は分かるんですけども、元々民間にいたからなのか分らないんですけども、同じ人がずつとやり続けた方がいいというのは多分ちよつと違うなと思うんですよ。

なぜかといえば、多分、行政省庁の方々、行政職員さんも、恐らく二年や三年でどんどんどんどん人が移り変わっていくというふうにも思っています。人が移り変わることというのはそんなに難し

くないというふうにも思いますし、立ち上げるときにはパワーがかかるのはすごく分かるんですが、やり遂げるときにもパワーがかかるのは分かるんですが、一段落したときというのは、やはり柔軟にその部署の体制というのは入れ替えていく、大きな変化させていくということは当たり前のかなというふうにも思うわけです。

ここで、是非、西村大臣に伺いたいんですが、事業が一段落した基金に関する事務局について、例えば統合して一括して管理する、例えば国庫返納準備室みたいな、分らないですけども、そういう名前前の部署をつくって一元的に管理していく、つまり、事務局、事務所の圧縮というのを図っていくというのを検討してもいいのではないかなというふうにも思うんですが、いかがでしょうか。

○西村(康)国務大臣 基金事業につきましては、補助金交付が終了した後も、関係法令や交付規程に基づいて、事業者からの成果報告の受取であるとか、あるいは補助金で取得した財産の処分であるとか、あるいは不正受給が発覚した場合の対応など、様々な管理業務を行う必要があります。

こうした管理業務は、基金事業の一環として、補助金交付を通じて得られた情報や知見を活用しながら対応する必要がありますので、やはりそれぞれの基金についての事務局の方々が引き継ぐのが適切であるというふうにも考えているところであり、だから、事業の内容とかそのことを全然知らない人がやるよりは、引き続き事務局の方が継続して行うのが適切ではないかというふうにも考えているところです。

なお、基金事業について、御指摘のように、管理業務について本当に無駄がないのがありますので、毎年の事業レビューも行ってありますし、不用な額があれば国庫返納をするということにしてありますので、令和三年度においては約五千三百三十億円返納しております。そして、令和五年度からは、全ての基金事業について毎年外部有識者のチェックを受けることにするというようにして

おりますので、御指摘の終了した後の管理も含めて、基金事業の適正な運営に努めてまいりたいというふうにご考えております。

○馬場(雄)委員 ありがとうございます。

必要という話で言ってしまうと、多分、全部必要になってしまふというのがこの問題の難しさだと思っております。

私も、不必要と言うつもりはないんです、必要だというふうにご思っているんですが、やはり大切なのは価値を出し続けていくことですし、民間の会社ではよく当たり前に行っている部屋の増やし方、減らし方、力の入れ度合いの替え方というところを行政の中でもやはり、元々、前例踏襲の中で、機構とはこういうものなのか、基金とはこういうものなのかが多分あるのかもしれないんですが、是非ともそこを柔軟に考えた上で、必要な措置というものを私は取るべきじゃないかなというふうにご、これは御指摘させていただければというふうにご思っています。

最後になります。ALPS処理水についてでございます。

こちら、残念ではあるんですけども、先週の三月二十一日、プーチン大統領、そして習近平国家主席が会談した後に署名した包括的パートナーシップ関係深化の共同声明というものがあって、その中に処理水の海洋放出計画について深刻な懸念を表明したというふうにご思っております。

本日、外務省さんにもお越しいただいておられますが、それに対し、日本政府は現在どのように対応しようと考えているのか、お聞かせください。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

中国、ロシア両国が、中口首脳会談後の共同声明におきまして、ALPS処理水の海洋放出について事実を反する言及を行ったことは大変遺憾であります。

今回のALPS処理水の海洋放出に関する事実に基づかない発信につきましては、既に中国及びロシアに対して、しかるべく抗議を行っております。

これまでも我が国は、ALPS処理水の取扱いに関する中国及びロシアによる事実に基づかない発信などに対しまして、科学的な根拠に基づき、しかるべく反論を行ってきております。

国際会議の場において、中国やロシアなどから我が国の立場と相入れない発言が行われた際には、いずれも、しかるべく反論を行っております。

ALPS処理水の海洋放出につきましては、これまで、国際社会に対して、科学的根拠に基づき高い透明性を持って説明してきております。今後もしっかりとこれを継続してまいりたいと考えております。

○馬場(雄)委員 ありがとうございます。

福島のことを扱うとき、私もこの場で何度も何度も繰り返し申し上げていますが、堂々とやっていただきたいというふうにご思っています。

抗議を行っていらっしゃるというふうにおっしゃったと思うんですが、具体的などういう抗議を行ったのか教えてください。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

個別具体的な内容につきましては、外交関係でございますので差し控えていただきたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、事実に基づかない言及に対して、具体的に我々の立場について反論をしております。

○馬場(雄)委員 どのように抗議したのかが分からないというのは、今この委員会の部屋で多分皆さんが思ったクエスチョンだというふうにご思いますが、堂々とやっていただきたいんです。堂々とお願いいたします。真つ正面からしっかりとやっていただかないと伝わらないんです。

具体的などうやったのか、お願いします。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

済みませんが、委員御指摘の中口の共同声明に関して申し上げますと、中国につきましては、外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第二課長から在京中国大使館参事官代理に対しまして、ロシアにつきましては、外務省欧州局ロシア課長から在京

ロシア大使館参事官に対しまして、我が国の立場についてしかるべく抗議をしております。

○馬場(雄)委員 しかるべくというのがやはりよく分からないんですよね。しかるべくというのは具体的に教えてください。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、中国、ロシアはこの共同声明の中で、事実を反する言及、汚染水といったような言葉を使っているというものでございますので、それに対しまして、それは違うということ、我々の立場についてしっかりとそれは伝えたいということでございます。

○馬場(雄)委員 しかるべき方法でと言ったので、しかるべき方法を教えてくださいとお伝えしたんですが、そこはやはり教えていただけないということでしょうか。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、中国、ロシアに對しましては、これまでも何度も我々の立場について説明をしてきているというものでございまして、我々の取組について説明を行ってきている、先ほど申しましたように、科学的、専門的見地から個別に對応してきており、そして、個別に、いかなる国に對しても對応する用意はありますよということでございます。

共同声明につきましては、先ほど申し上げたように、放射能汚染との表現を用いて一方的に懸念を表明した、これに對して抗議するというような形で来ております。

○馬場(雄)委員 多分、もうこれ以上ここをお話ししてもしょうがないと思いましたが、委員長、よかつたら、個別具体的な、様々な、さつき言った、しかるべき方法といったところについて、是非、委員会のお取り計らいで、その資料を出していただけるようにお願いできませんでしょうか。

○竹内委員長 後刻、理事会で協議します。

○馬場(雄)委員 ありがとうございます。

繰り返しますが、堂々とお願いします。やって

きたことはやってきたことなので、我々として、そこはやはりしっかりと伝えていかなければいけないというふうにご思っています。

声明では、日本は、近隣国や関心を持つ国、国際機関に透明性を持って接し、包括的な協議を行うべきというふうにご記載があったというふうにご思っています。

私は、ここ経済産業委員会、そしてあるいは環境委員会でも、国際的な理解の醸成というのが極めて大切なのではないかとご思っています。ずつとご思いで私に質問させていただいておられますけれども、そのたびに政府側の方々から言われるのが、IAEAには中国であつたり当事国も含まれてはいますよ、だから、そこにちゃんと伝えていきますよというふうにご言われるんですが、これはずつとご思いも平行線なんですけれども、それが逆に、好転できればいいんですけども、結局、共同声明が出されてしまうほど悪化してきているというふうな状況なんだと私は認識しているわけですし、ここがすごく不安なんです。

だからこそ、日本がIAEAに基づいた方法で堂々と行っているならば、なぜIAEAがロシアと中国に對して注意や警告がないんだろうかというふうにご、すぐ私は疑問に思うわけです。国際機関として日本から働きかけをお願いすることは私は当然だというふうにご思っています。堂々とやるならば、日本政府だけで取り組むのではなくて、国際機関も巻き込んで、チームとして、我々はしっかりと透明にやってきたんじゃないのかというところを声を合わせて訴えていくということ、この段階では極めて重要なんです。

少しでも間違えれば、風評被害がやはりもう一回出てきてしまいます。それは、出さなくてよかつた風評被害です。分断を生まなくてよかつたところ、私はやはり指摘させていただきたいです。何としてでもここで食い止めなければいけないというふうな思いで今この場に立っております。





次に、GX移行債についてお伺いします。  
まず、このGX移行債で、次世代革新炉の開発に力点が置かれている、私は見る限り思います。それは恐らくそうだと思います。この中で最も現実的だと思いますか、実際に作製されそうなのがいわゆる革新軽水炉というものなんでしょうけれども、さらに、この中で、主力企業の一つである三菱重工の設計コンセプトというのが資料で出ております。公表されている資料でございます。

お手元の資料を御覧ください。一ページから七ページぐらいまであるわけなんですけれども、これを見ますと、どこをどう見ても単なる軽水炉なんです。どこも革新的なものはない。どこも次世代だとは思えない。ただし、安全装置はやたらいっぱいついている。

要するに、現在の日本の原発というのは、造った後でいろいろ新しい適合性基準ができたわけですから、それに合わせて後から後からどんどん安全装置をつけたのを、最初からつけていますという以上のものとは思えないんですけれども、一体、何でこれを次世代革新炉と呼んでいるのか、その御理由をお伺いします。

○西村(康)国務大臣 委員、資料を出されておりました、それぞれのページに書いてありますけれども、私自身も現場の状況などを視察をしてまいりました。

まさに革新軽水炉と呼ばれるものでありますけれども、耐震性を向上させるための半地下構造、これは二ページのところにもありますし、万が一の炉心の溶融した場合の自然冷却させるコアキャッチャーとか、あるいは電力が失われても燃料冷却が可能な受動的な安全システムであるとか、あるいは万が一のときの放射性ガスを分離、貯留する機能であるとか、まさにここに御説明がある、資料にあるような新たな安全メカニズムが盛り込まれる設計、これを全体として盛り込んである設計になっているという点であります。

海外では、こうしたものの一部が先駆的に導入されているものもありますけれども、開発中の革

新軽水炉と呼ばれるもの、こうした海外の事例なども見ながら、安全メカニズムをより先進的で、幅広い事象に適用されるものとすべく、技術的な検討を更に進めているものというふうな承知をしています。

○米山委員 そう答えられるんだろうなと思うんですけれども。

ちなみに、うちの母は非常に高齢で、運転は余り上手じゃないんですけども、軽自動車に乗っているんですけども、今の軽自動車はすごいんです。まず、うちの母はバックにするときによく当てたのが、ミラーがついていて、線が入っているから、バックで当てなくなりました。縦列駐車も簡単になった。しかも、ブレーキセーフティーがある、ブレーキもついている。だから、ちまちました事故、あつちにつつけ、こつちにつつけしながら一切なくなりました。キーも、ボタンを押せばいいようになった。確かに軽自動車は非常に進んだんでですけども、これは単に安全装置がついているだけで、これを次世代革新軽自動車とは言わないわけなんですよ。

何を言いたいかというと、それは単なるネーミングの問題だと言うのかも知れないんですけども、ちよつとやはりこれはイメージとして余りにも間違っている。

安全装置がたくさんついていることはもちろん認めます。確かに、うちの母がコツコツぶつけたような事故がなくなるのと同じように、恐らく、これを使えば、それこそ、原発は結構ちまちました事故もありますから、そういうものが減つたりはするんじゃないでしょうか。でも、それをまるですべて違うものかのように言っていて、しかも、それに対して非常に多額の国費の投資をすることを正当化するというのは、それはちよつと看板に偽りがあり過ぎるのではないかなというところを指摘させていただきたいと思えます。

次に、その次のページの方に行きますと、さらに、経産省の二〇五〇年カーボンニュートラルに

伴うグリーン成長戦略の資料とかというのがありまして、こちらには小型軽水炉というものが検討されています。SMRと言われているものですね。これは恐らくアメリカのニュースケール社のようなものが想定されているんだと思います。こちらの小型軽水炉、これもGX移行債での投資の対象となりますでしょうか。

○西村(康)国務大臣 GX移行債につきましては、まさに排出削減のみならず、経済成長、競争力強化についても重要な要件としておりまして、民間企業のみではなかなか投資判断が真に困難であるとか、あるいは事業革新性、技術革新性があるものといった要件を満たすものについて対象になり得るものということでもあります。

ちなみに、原子力関係につきましては、この四月から始まる初年度におきまして一・六兆円規模の発行を予定しておりますけれども、原子力関係でいいますと、高速炉、高温ガス炉の実証炉の研究開発に関する予算として百二十三億円を計上しているところでありまして、これについては着実に進めていきたいというふうに考えております。

現時点で何かそれ以外の原子力についてはありませんけれども、今後、それぞれの時点で、技術開発の動向なども見ながら、世界のグローバルな動向、こうしたものを踏まえて、進捗を見ながら必要な対応を考えていきたいというふうに思います。

○米山委員 この資料、経産省の二〇五〇年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略というので出されているわけなので、しかも、その中で、「米国・カナダ等二〇三〇年頃までに実用化」日本企業が海外実証プロジェクトに参画とかと書いてあるわけですから、私が勝手に書いたものじゃないですからね、経済産業省が出したものですから、普通に考えれば対象になるんだろうなと思われるわけです。

ところが、小型炉というのは一体何なんだという話をしますと、それは単に小型なわけですよ、単に小型。これも別に何かすごい革新的じゃなく

で、だって、原子力潜水艦とかにあるのは小型なわけですから。そもそも、炉というのはちよつちやいところから造って、だんだんだんだん効率性を求めて大きくなってきたわけなので、別にこれも新しい技術じゃない。単に大量生産ができるというぐらいなものなわけです。

しかも、普通に考えて、効率性を求めて大型化したわけですから、小型にするとか効率は落ちるわけなんですよね。当然、落ちます。

さらに、小型だといろいろなところに置けます、大型よりは置きやすいですというのがある種売り文句なんですけれども、日本の置き場所というのは、もはや既存の原発の敷地内以外はちよつとあり得ないと思うんですよ。まさか、東京のど真ん中にどこか置けますか、お台場に造りませんかということは、それはなかなかあり得ないことだと思うんです。

しかも、経産省の資料自体でもあるように、こういうのは大体、本当に開発しようと思ったら実証実験が物すごく大事で、でも、日本ではそもそも実証実験する場所すらないだろうということだと思えます。逆に、アメリカみたいなところは実証実験をどんどんできる、だから進むということもあるんだと思うんですよ。

要は、SMRとかというのは割にもてはやされがちなんですけれども、実は、先ほど出された次世代革新炉と呼ばれるものの、従来の大型、従来の原子炉に安全装置をつけたものとは、まず、制度設計といえますか、思想としては真逆ということだと思えます。

全く決まっていないということなので、これ以上質問したってしょうがないんですけども、でも、そうはいったって、経産省のところに書いてあるわけですから、やる気もあるのかも知れないなと思うんですけども、やはり、ひたすらはやっているものに何でもかんでも投資すればいいというものじゃなくて、日本企業が一番得意なところで、日本にとって一番あり得るということにそこは集中していただきたいということ

を御指摘させていただきたいと思ひます。

ちなみに、今ほどお話がありました一・六兆円のうち、一体幾らが高速、ガス炉になるのか、また、一体幾らが次世代革新炉に使われるのか、よく分からないですけれども、二十兆円のうちの一体どのぐらいの部分が原子力に充てられるというふうになつてゐるのか。決まっていな言われるのかもしれないけれども、本当のところはそんな決まっていなわけはないと思うので、その概算がお分かりでしたらお答えください。

○西村(康)国務大臣 まず、初年度について、先ほど申し上げましたように、高速炉と高温ガス炉でそれぞれ、高速炉の実証炉開発に七十六億円、高温ガス炉で四十八億円、合計百二十三億円を計上してゐるところであります。

その後につきましては、これも技術開発の動向がどういふふうになつていくのかということ、今の時点で何か決めているわけではございませんので、それぞれの時点で進捗状況を、まさに技術開発の進捗あるいはグローバルな動向、こうしたものを踏まえて、また専門家の意見も聞きながら、その年その年のまた予算編成の中で検討を進めていくということにしております。

○米山委員 これも結構矛盾した話でして、もちろん、技術開発ですから確かに柔軟にしなきゃいけないんですけれども、同時に、原子炉の、そこそ次世代革新原子炉なんというものの開発をしたいんだしたら、それは、相当長期に一定程度の額行きますよと言われな言と、開発する方だと思ふんですよ。人員だつて要るし、施設だつて要るし、そんな簡単にもう来年は切れるかもしれませんがと申してたら、そんな大型の炉なんて試してみようがないわけなんです。

なので、本来ならやはりこはもう既に一定程度決まっていな、大型炉とかの人たちは困つちやうと思ふんですよ。だから、そこは柔軟な、相矛盾するんではないけれども、投資とはそ

ういふものから、柔軟でありつつ、しかも、一定程度はこうなるといふことをちゃんと示していくということとをされな言と、やはりそれこそ無駄な投資になつちやうではないですかということをお申し上げさせていただきたいと思ひます。

また、GX移行債全体についてですけども、大まかに出ている制度設計はぼやつとしてゐるのでよく分からないですけれども、二〇二三年から三三年の十年間で二十兆円を使つて、二〇三〇年から五〇年の、これは二十年間ですよ、二十年間で償還する。そうしたら、大体毎年一兆円ずつぐらい償還する、そういう趣旨なんですかねというふうにお申し上げさせておられます。

ところで、じゃ、これは一体どのぐらいの利率で出して、何年償ぐらゐを出す気なんですか。余り、皆さん、利率のことを考えていな言んですけども、二兆円ずつ出して十年後に償還するのは、それは二千億円の負担が生じるわけなんです。何かもう、成長するからいいやみたいな話になつてゐると思ふんですけれども、結構これは、今年に出して五〇年まで償還していくということだと、三十年間分ぐらゐの利息を払わな言と、しかも、利息を払うときというのは日本の人口は減少してゐるんですけれども、大体、それは重い重い負担となつて次世代にのしかかるわけなんです。

それは一体全体どのぐらいの利率で、どのぐらいの期間で償還しようと思つてゐるのか、その概算を教えてください。

○島山政府参考人 お答え申し上げます。今般の成長志向型カーボンプライシング構想では、新たにGX経済移行債を創設いたしまして、二十兆円規模の大胆な先行投資支援を行うことと、規制、制度的措置を一体的に講ずることと、百五十兆円を超える大規模のGX投資を実現していくと考えてございます。

お尋ねのGX経済移行債につきましては、御指

摘のように、令和五年度から十年間にわたり、二十兆円規模のGX経済移行債を発行いたしまして、二〇五〇年度までに償還を終えるということにいたしてあります。

その発行方法につきましては、これまでの建設国債や特例国債等の国債と同様に同一の金融商品として発行する統合発行に限らず、国際機関が定める基準への準拠について第三者認証を取得し、新たな金融商品として発行する個別銘柄発行も目指して検討してゐるところでございます。

その上で、償還年限を含めた詳細の設計につきましては、市場環境や市場関係者の意見等も踏まえて決定していく必要があるものと認識しており、財政当局ともよく連携して、検討してまいりたいと考えております。

ちなみに、他国の事例を見ますと、通常の国債と大きく変わらない利率で発行されている例がある、このように承知をしてゐるところでございます。

○米山委員 先ほど来から、結局、これはGX全部そうなんです。投資先、分りませんと。超大型投資をするのに、いやいや、毎年毎年決めます、全然分りませんと、超大型の資金調達をするのに、いやいや、毎年毎年決めます、全然分りませんと、こういうことをおっしゃられてゐるわけなんです。

でも、先ほど私が言ったSMRみたいに、SMRとか、私、決まっていな言と、随分高いんじゃないのかと思ひますし、実際問題、経済産業省が今までやったことといえば、クールジャパンしかり、JDIしかり、ひたすら死屍累々というのが本当のところだと思ふんです。

そうすると、GX移行債はまるですばらしいことかのように言ひますけれども、何の計画性もない、投資先も分らない、調達の仕方も分らない。二十兆円の先行投資に失敗したら、国民は何も得ることがないのに、人口が減つた状態で、しかも、これから利率は恐らく上がるわけですか

ら、何%かの利払いに苦しむことになるわけなんです。

しかも、それを運用するのに、一体全体、誰がちゃんと統合するんですか。だつて、話としては、事前のレクでそうじゃないと言われな言話けれども、超大型投資銀行をつくりな言話に近く見えるわけですよ。そうじゃなく、GX推進機構は全然、各省庁の事務機関で、単に資金を集めるだけで、配るだけですか。みたいなことなかもしれないですけれども、それに関してはまた真つ当な制度設計がない。

そうすると、一体全体、これ、本当に動くんですか、本当に皆さんが言つてゐるようにな言話ですかと思ふんですけれども、一体全体、GX推進機構なのか、若しくは全体の統括なのか、どのような人員で、どのような規模感で、誰がどう司令塔になるのか、概略で結構ですので教えてください。

○島山政府参考人 お答え申し上げます。

GX推進法案に基づき設立を予定してありますGX推進機構につきましては、主として、カーボンプライシングの徴収ですとか排出量取引制度の運営を担うものでございます。

これらの業務に加えまして、官民で百五十兆円を超えるGX投資を引き出すための金融支援業務を実施いたしますが、これは、企業が行うGX投資に対する民間金融機関の資金提供に対して、リスク補完の観点から、債務保証等を実施するものでございます。

また、GX推進機構の体制、人員、予算規模につきましては、現時点で未定でございますけれども、GX機構に拠出される資金につきましては、国会の議決を経た予算措置をされるということになります。

また、機構運営における重要事項につきましては、運営委員会を設置することとしておりまして、この委員会の委員につきましては、GXに資する事業、金融、法律又は会計に関して専門的な知識と経験を有する者を任命することといたして

おります。

機構の運営におきましては、組織として効率的、効果的なマネジメントを行う観点から、民間の創意工夫が生かされる形とすべきことは重要であると考えておりまして、適切な組織づくりに努めてまいりたい、このように考えております。

○米山委員 今ほど、またよく分からない御回答をされているわけなんですけれども、もしそうだったら、別にこれ、単に普通に国債を発行して、普通の予算内で、普通にそれぞれの案件をやればいいんじゃないですかと思うわけなんです。だって、GXといいますが、住宅の省エネと大型炉の開発とかって、まるっきり別な話なんですよね。ほとんど共通点はないと言っているくらいなんだと思います。

そういうものを、何か無理やりまとめて、無理やりGX推進機構にして、何かやっている感を出して。でも、GXの名の下に、何かいきなり、各案件も決まっていけないのに、だってそうでしょう、先ほど来幾ら聞いたって、各案件、投資案件も決まっていけないのに、なぜか十年間で二十兆円だけ決まっている。何ですかという話だと思ふんです。それぞれの、これとこれが要るから二十兆円ちゃんと調達します、それなら分かるんですけども、やることは毎年毎年決めます、案件も決まっています、なのに二十兆円だけ決まっていますというのは、それは極めておかしい。

しかも、そんなふうにして二十兆円とやったら、それは無駄な投資が山のように出てきますから、またそろそろ死屍累々、またそろそろこちらで、何か取りあえず二十兆円使っちゃえという話になるんだと思うんですよ。それで、失敗する。それは結局、国民の負担になるということですか。

これ、本当のところ、別にGX移行債はいいのかもしれないよ、でも、こんなわざわざ二十兆円なんということを決めずに、だって、そもそも決める必要もないじゃないですか、投資案件、決

まっていけないんだから。そんなことを決めずに、単に毎年毎年ちゃんと各省庁で投資案件を決めて、それに合わせて調達したらいいんじゃないかと思うんですけども、経済産業大臣の御所見を伺います。

○西村(康)国務大臣 二〇三〇年温室効果ガス四六%削減、あるいは二〇五〇年カーボンニュートラルを目指して、様々な技術開発を進めながら再エネ、そして、我々、原子力も活用しながらと思っておりますけれども、そうした大きな、いわば中長期的な、大きな方向性を共有しながら予見可能性を持って取り組んでいくために、御指摘があります二十兆円規模の投資の支援、それから全体で百五十兆円規模、これは、工程表の中で大枠は示しております。鉄鋼のまさに水素還元の方法であるとか、水素、アンモニアであるとか、様々な取組の方向性、技術開発の方向性などを示しているところでもあります。

そして、二十兆円についても、非化石エネルギーの推進ということで、原子力、水素、アンモニア、再エネ、こうしたもので六兆円から八兆円の投資支援をしていくということ、大きな枠は、大枠の枠は示しているところでもあります。こうしたものも踏まえて、民間の企業側も予見可能性を持って取り組んでいただくということが大きな目的であります。

その上で、このカーボンプライシングを導入することで、早く取り組んだ企業ほど負担が低いということになりまして、これで更に加速してカーボンニュートラルを目指していくことになりまして。

そして、その中身については、今申し上げましたような大きな方向性についてはお示ししているところでありまして、技術の不透明性が高く、リスクのあるそうした革新的技術開発を進めていくということ、そして、外部の専門家の目も入れてしっかりと実行していきたいと思っておりますし、関係省庁と連携しながら、何か経産省が勝手にやるとか、あるいはGX推進機構が何か勝手に

やるということではなくて、まさに効果の高い施策について、専門家の目も入れながら技術開発に取り組んでいきたいというふうな考えでおります。

ちなみに、推進機構が何かそうした中身を決めていくということではなくて、公平な立場で、そうした排出量取引の市場であるとか、そうしたことをしっかりと見ていくということでありまして、是非御理解をいただければというふうに思います。

○米山委員 もう押し問答になるからこれはいいんですけれども、それなら本当に二十兆円なんて決める意味ないんですよ。そうやって、毎年毎年、各省庁で専門家の言うことを聞いて、必要なものを調達したらいいんです。二十兆円なんて最初に決めて、じゃ、それを使わなくちゃならなかったら、無駄な投資が出るんですよと言っているわけなんです。

なので、投資としてやるんだつたらもうちょっと冷徹であるべきということですか、最初から額なんか決めずに、本当に必要なら必要で、必要でなくなつたらさつさと切るという決断をしなきゃいけないわけですね。逆に、福祉政策みたいな、昔しくは産業政策としてやるんだつたら、それはもう最初から決めて、これだけやるぞとやらなきゃいけないんですよ。

GX移行債って、投資なのか産業政策なのか、非常に中途半端で、こういうことをやるから日本のプロジェクトは失敗するんじゃないですかねというのを、また繰り返し返さないことを日本国民として切に祈りますよといいますが、そのたびごとにお伝えさせていたただきますということだと思います。

時間がないので次の質問は中途半端に終わると思うんですが、でも、またほかのところでも聞きますので、お伺いします。

原子炉の使用年数を、現在の原則四十年、最長六十年とする現在の原子炉等規制法から削除し

て、経済産業省が所轄する電気事業法に移して、停止期間分を加算して六十年を超えて運転できるようにする改正案について御質問いたします。

この改正の中身の当否はまずおいておいたとして、何でこの法律、別に原子炉等規制法でいいじゃないですか。何でわざわざ、原子炉等規制法第四十三条の三の三十二の改正ではなくて、これをわざわざ削除して、電気事業法二十七条二十九の二に移したのか、その理由をお伺いします。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

今回、提出している法案がございまして、けれども、この措置というものは、資源価格の高騰、ウクライナ侵攻等のエネルギー情勢の一変化した状況の中で、エネルギーの安定供給と脱炭素化の両立ということを進める中で、原子力を含むあらゆる選択肢を追求するためのものでございまして。

今般の措置は利用政策の立場からこれを行うものでございまして、その前提といたしまして、令和二年七月の原子力規制委員会の見解を踏まえたものでございまして、現行の原子炉等規制法における運転期間に関する規定を、利用と規制の観点から峻別して、電気事業法と原子炉等規制法の二つに再整理するものでございまして。

すなわち、安全規制に関しましては原子炉等規制法の審査で行う、これを通るものでなければ運転することはできないわけでございます。その大前提の上で、合格した、審査を通った原子炉をどこまで使うのかという利用政策に関しては、利用政策としての事業法である電気事業法の中で規定しているものでございます。

具体的には、複数の案を比較検討いたしました。安全規制審査を通っている以上、利用政策からの運転期間の規制というのは要らないのではないかと議論もあるわけでございますけれども、一方で、立地地域からの不安の声など、様々な御意見を総合的に勘案し、実質的な運転期間を六十年という上限は維持しつつ、震災以降の法制度の変更など、事業者から見て他律的な要素によつて停止した期間に限り、六十年の運転期間の



かなというところについて、答えられれば答えてください。

○**畠山政府参考人** お答え申し上げます。

京都議定書、これは国際的な合意の下で排出削減をする、こういうことで、日本も批准をしてそれに取り組んだわけでございます。評価はいろいろ分かれるところはあると思いますけれども、日本のCO<sub>2</sub>排出を削減していくということの流れをつくり、それが今の二〇五〇年カーボンニュートラル、あるいはその前の二〇三〇年四六％削減という流れにつながっているものだというふうにご考えております。

○**大島委員** ありがとうございます。

京都議定書は、今のパリ協定よりもっと拘束力がある、各国ごとの協定だと考えておりました、実施期間が二〇〇五年から始まっています。二〇〇五年以降、二〇〇〇年代の中国の、CO<sub>2</sub>を一番出すのは鉄鋼業ですから、毎年粗鋼ベースで一億トンぐらいかな、日本の鉄鋼業と同じぐらいの規模が毎年毎年増えていって、CO<sub>2</sub>、これは発展の過程だから仕方ないと思いますけれども、そういう国がありました。

一番危惧しているのは、当時もそうなんですけれども、もう一回確認したいんですけども、京都議定書で、我が国の排出量を守るために他国から排出権を購入したと思います。我が国が他国から購入した排出権の金額についてお答えください。

○**畠山政府参考人** お答え申し上げます。

京都議定書の第一約束期間である二〇〇八年から二〇一二年までの約束達成に当たりまして、日本政府は、NEDOを通じて九千七百五十万トンの京都メカニズムクレジットを取得いたしました。ちなみに、その取得に要した予算は二千四百十七億円だったというふうにご認識をしております。

その上で、これに加えまして、民間が取得した分もございまして、それは政府が購入したものとよく多い、こういう状況でございます。

○**大島委員** 当時、日本だけです、政府だけでも二千億円を超える国富を排出権を購入するために支払った。民間だと電力及び鉄を中心としながら、民間企業も多く排出権を、どのくらい金額で購入したかどうか分かりませんが、買っているということですね。

私としては、できるだけ我が国から出ていく支出を抑えたいと思っております。今回、成長志向型カーボンプライシングをやつて、外国に多分、日本から富が流出することはないかと思っておりますけれども、そのことについて確認をさせていただきます。

○**畠山政府参考人** お答え申し上げます。

京都議定書は、国として批准した、法的拘束力を有する国際枠組みでございます。先ほど御答弁させていただいた京都メカニズムクレジットの購入は、その京都議定書に基づく我が国の削減義務を達成するために実施したものでございます。

一方で、今御指摘ありました今回の法律案に定める成長志向型カーボンプライシング構想は、GX投資を加速し、脱炭素だけでなく、経済成長の両立を目指すための国内の枠組みでございます。このため、京都議定書のとくと同様の事態にはならない、このように考えているところでございます。

○**大島委員**

今回も指摘をさせていただいておられますけれども、京都議定書のときは、基準年を、EUは東欧のみ込んだ後の排出量で基準年を設定していると理解をしております。ですから、東欧のみ込んでいますので、一番CO<sub>2</sub>を出していたときを基準にしていますから、守りやすかったことはEUは確かなの。やはり、どういふ条約を結ぶかというのが、前回も指摘したとおり、結構、ノルディック種目で日本人が勝ち続けるとルールを変えるように、ルールを変えてきますから。だから、そこはしっかりウオッチをしながら、EUと組んでもいいかもしれないし、ルールを作るところにしっかりとコミットメントしていただければと思います。

もう一つは、この取引のシステムでして、私も、前の、穀物の取引所とか、あるいは、もう一つはメタルですか、金属類の商品の取引所を視察したときに、システムは、日本のシステムではなくて、パッケージの米国のシステムを使っているかと理解をしております。システムの中に全ての思想が入るものから、このシステム開発は日本独自で詳細設計していただきたいと思うんですけれども、その点について御答弁ください。

〔委員長退席、関委員長代理着席〕

○**畠山政府参考人** お答え申し上げます。

排出量取引制度では、多くの参加企業のCO<sub>2</sub>排出量や企業間の取引を管理することとなるため、デジタル技術を最大限に活用して制度を運営していくことが重要だと考えております。

例えば、昨年九月から本年一月末までの東京証券取引所で実施したカーボンクレジット取引市場の実証では、取引所自体が、システム開発のノウハウを持つ国内ベンダーと共同で、取引を行うためのシステムを開発、稼働しております。

排出量取引制度の本格稼働は二〇二六年度を考えておりまして、具体的なシステム開発の進め方は今後検討すべき課題と認識しておりますけれども、御指摘の観点も含め、排出量取引制度が円滑に実施できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○**大島委員**

取引の中には先物も含めて、結構精緻なシステムになるかと思っております。是非、国内のベンダーは結構大変だと思うんです、起用すると。何か類似のパッケージソフトを使った方が楽だなと思いつつも、この点にはこだわっていただきたいなと考えております。

今回の二つの法案の審議に先立ちまして、何か所か視察をさせていただいているところがありまして。一つは量子科学技術研究開発機構の、これは那珂の研究所ですが、茨城県にある。もう一つは青森県の六ヶ所研究所。一月の午前中に訪問させていただいて、核融合炉の研究の個々について詳しく伺うことができました。午後は核燃料サイクル

ルについて視察をさせていただいて。私は敬意を表しております。研究者の皆さんあるいはそこで働いていらっしゃる皆さんはしっかりと働いていらっしゃるし、プライドを持って働いていらっしゃるの、そこは理解しながら質問をしたいと考えています。

その中で、六ヶ所の核燃料サイクルですか、訪問するに先立ち、六ヶ所原燃PRセンターを一通り見学をさせていただくと、その中で流れる説明のテープの中で日米原子力協定というワードが出てくる。はつきりは覚えておりませんが、日米原子力協定に基づいて核燃料サイクルの研究開発が進んでいるのかなと理解をさせていただきました。

私も、日米の原子力協定は外交のテーマでもあるかなと考えております。なかなか深いテーマだと思つていて、この場で私の私見を述べるにはまだまだ時間を要するんですけれども。

一九五三年十二月二十日の、アイゼンハワー、国際連合総会における平和のための原子力というところから始まっているわけです。ソ連が翌年、一九五四年に商用炉を稼働させたので、その後、一九五五年に日米原子力研究協定というのが結ばれております。これが今の原子力協定の前の協定だと思っております。

今、原子力協定がどうなっているかについて、外務省から御答弁をお願いします。

〔関委員長代理退席、委員長着席〕

○**伊藤政府参考人** お答えいたします。

一九八八年七月に発効しました現行の日米原子力協定は、その第十六条の規定によりまして三十二年間効力を有し、その後は、日米のいずれか一方の政府が六か月前に他方の政府に文書による終了通告を行わない限り、同協定の効力は存続することになっております。

二〇一八年七月に協定発効から三十年が経過いたしました。その後もかかる終了通告は行われていないということですから、現在も引き続き効力を有しております。

○大島委員 一九八八年から現行の日本原子力協定に移行して、大きなそれまでの協定との違いは個別同意制度。ですから、日本の研究開発については個々個別に日米間で合意形成をしながら進めていくことを、一九八八年以降は包括事前合意ということ、包括して合意しているので個々の合意形成は必要ないよと私は理解したんですけれども、外務省、答えられれば、私の理解でいいか、お答えください。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。  
委員御指摘のように、現行の協定におきましては包括的事前同意ということ、すなわち、事前同意権を個別のケースごとに行使するのではなく、あらかじめ一定の条件を定めて一括承認する方式が与えられたものでございます。

○大島委員 これは今後確認したいと思うんですけれども、最終処分についてもこの協定がないと難しいのかなと理解をするんです。これはまだ役所の方には通告してないし、まだ役所の方からも伺っていないんですけれども、私の理解が間違っていれば後で指摘してください。最終処分についてはどう考えるかということですね。

次に、文科省の方に確認したいんですけれども、直接処分をした場合に、放射能レベルが天然のウラン鉱石並み、皆さんの例えだと天然のウラン鉱石の放射線量というのが一つの基準だと伺っているんで、そのレベルまで下がるのどのくらいの期間が必要なのか、教えていただければと思います。

○林政府参考人 お答えいたします。  
平成十七年に策定された原子力政策大綱によれば、各放射性核種の人体への影響で重みをつけた指標である潜在的有害度を算出しており、軽水炉の使用済燃料を直接処分する場合、その潜在的有害度が天然ウランと同程度まで低減する期間については、約十万年との試算がなされていると承知しています。

○大島委員 これは西村大臣に、私も十万年と聞いて、想像を超えた空間と時間かなと思いまし

て、どういふふうに受け止めるのか、十万年と聞くと。その点について、お答えがなければ、もう一回、次回のタイミングで答えるよでもいいんですけれども、答えていただければと思います。

○西村(康)国務大臣 いや、気の遠くなるというか、もう気もなくなっているわけでありまして、十万年という果てしないものであります。まさにそれを再処理をすることによって、よく委員おっしゃいますけれども、八千年であったり、あるいは高速炉で三百年ということでは有害度を低下させていくこと、さらには、まさに、高レベル放射性廃棄物の発生量自体も四分の一とか七分の一とかにも減らすことができるということでありまして、資源を有効利用するという観点を含めて、私も、この再処理サイクルを維持するという方針で臨んでいこうとございます。

六ヶ所についても、様々な経緯がございますけれども、しっかりと稼働すべく、今、日本原燃の方で取組は進められておりますし、私もとしまして、しっかりと指導しながら、安全性を最優先しながら進めていきたいというふうな考えでおります。

○大島委員 大臣の答弁の一部はこれから質問する内容でしたので、これから文科省に確認をしていきたいと思います。  
私、研究については進めるべきだという立場です。高温ガス炉あるいは高速炉についても、大洗まで伺いまして、視察をしながら研究者との意見交換もさせていただきました。長く研究するということが必要ですし、今後の時代は分からないので、研究だけは続けておいた方が私はいと思う立場です、核融合炉も含めてですね。

その場合、軽水炉の再処理とか高速炉の再処理を行った場合、天然ウランと同程度まで有害度が低減するのどのくらいかかるのか、もう一度、文科省から教えてください。

○林政府参考人 お答えいたします。  
先ほどお話しした潜在的有害度の算出によれば、軽水炉再処理によりウラン、プルトニウムを

回収した場合は約八千年で天然ウランと同程度、また、高速炉再処理によりウラン、プルトニウムに加えてマイナーアクチノイドを回収した場合は約三百年になる、こういう試算がなされていると承知しております。

○大島委員 確認なんですけれども、再処理した場合にウランとプルトニウムを分けるので、ウランとプルトニウムは十万年ぐらいで、残りのマイナーアクチノイドは、結構放射性レベルが高い核種と言われるやつですか、マイナーアクチノイドというのは、それが八千年ぐらい、そういう理解でよろしいですか。

○林政府参考人 お答えいたします。  
先ほどウラン、プルトニウムは十万年とおっしゃいましたけれども、基本的にはプルトニウムの影響が大きいのではないかと理解をしております。

また、マイナーアクチノイドについては、詳細なデータはありませんけれども、マイナーアクチノイドを除くと八千年が三百年になるということとございますので、先生の御指摘のとおりだと理解をしております。

○大島委員 そうすると、今、文科省の中で研究しているテーマがあると承知をしております。まずは、分離変換技術ということで核種を分離するということ、もう一つは、加速器を用いた核変換技術の研究をしていると伺っているものですから、その点について御説明していただければと思います。

○林政府参考人 お答えいたします。  
我が国においては、第六次エネルギー基本計画において、使用済燃料の問題の解決に向けた取組の一つとして、放射性廃棄物の減容化、有害度低減のための技術開発を推進するとされております。

また、海外においては、例えばベルギーでは、加速器駆動システム、ADSと呼んでおりますけれども、これを用いた多目的照射炉プロジェクトであるMYRRH A計画、これが二〇一九年から

始動しており、また中国では、二〇二一年より広東省に加速器複合施設の一部としてADSを建設する計画が進められていると承知しております。

また、文科科学省では、科学技術・学術審議会原子力科学技術委員会の下作業部会における議論を経て、原子力機構の中期目標の中に、国際的なネットワークを活用しつつ、高速炉や加速器駆動システム、ADSを用いた核変換技術の研究開発に取り組むこと、研究開発を通じた将来の有望性の判断に資する成果を得ることなどを位置付けております。

これを踏まえまして、原子力機構において、ADSに関する要素技術の開発を進めているところでございます。

文科省としても、引き続き、必要な予算を確保するとともに、これらの研究開発を中長期的に支援していきたくと考えております。

○大島委員 先ほどの説明を、私は事務系なものですから、技術系じゃないので、事務系の私が理解すると、高速炉を用いた核変換すると、プルトニウムを除けば大体三百年間ぐらいに短くなるという理解で、もう一つは、マイナーアクチノイドというんですか、それに中性子を当てると、それも三百年間ぐらいに、天然ウランの放射性レベルまで落ちるまで期間が短くなるというふうな理解したんですが、それでよろしいでしょうか。

○林政府参考人 お答えいたします。  
核変換の本身につきましては、使用済燃料の中からプルトニウムとウランとさらにマイナーアクチノイドを回収して、それを燃料にすることに、よって、加速器にしても高速炉にしても、高速の中性子を当てることによつて、十万年のものが三百年になるということとございます。

八千年と申し上げたのは、プルトニウムとウランだけを取り除いて核燃料サイクルを回していけば八千年ということを申し上げたということとでございます。

○大島委員 これは質問通告していないんですけれども、今の御答弁だと、ウランとかプルトニウ



ということ、私は日本経済発展のための大きな基礎になっているものというふうに思います。

○山崎(誠)委員 残念ながら、今、貿易赤字ですよ。これはもう定着しそうになっている。私は、例えばエネルギー政策、もうこれは何度もお話をしていますけれども、再生可能エネルギーであれば、太陽光パネルや風力の機械、日本のメーカーは完全に世界の市場からもう撤退状態でありま

す。それから、皆さん帰帰しようとしている原発だつて、元々、東京電力福島第一原発の過酷事故を起こしているんです。原発、ある意味、大失敗です。六ヶ所村の再処理工場の運転開始も二十六年延長になっています。「もんじゅ」もナトリウム漏れの事故を起こしていますし、もう完全に頓挫です。安倍総理がトップセールスと称して進めた原発輸出も、成果はゼロですよ。原発関連事業で失敗した東芝は破綻です。日本のエネルギーの自給率、これは二〇一九年の数字ですけども、一二・一%、OECDの三十六か国中の三十五位ですよ。

私は、こういうエネルギー政策の失敗、これは前回、例えば再エネの失敗や原発輸出の失敗について、その理由を大臣にお尋ねしました。議事録も読み直しましたけれども、私は分析が十分にできていないというふうには思えない。例えば、中国がGX分野でどれだけこれから投資をしていくのか、対抗、競争相手ですよ、それについて、どういふふうに把握しているのかとお聞きしましたけれども、経産省として、私は、分析をしている様子は感じられないのであります。

失礼ではありますけれども、これだけの失敗を重ねてきた責任、やはり経産省に私は大きな責任があると思います。エネルギー政策、これは誤ってきたんじゃないか。だつて、元々世界に、再生可能エネルギー、太陽光パネルなどはあったわけですよ、日本のシェアというのは、非常に強い分野があったんだけど、それが伸びてこなかった。

この間の答弁では、要は官民挙げての投資が足

りなかつたという話でありますよ。だけれども、それが今までできていなかったわけですよ。方向性を間違ってきたわけですよ。今やろうとしていることは、世界が目指す再エネ導入についてはFITに任せて消極的、原発や化石燃料の延命にはこのGXで一生懸命応援をしようというのが政府の今の方向性じゃないですか。

大臣、資料一を見ていただきたいんですけども、これは自然エネルギーの目標の比較であります。見てください、日本は二〇三〇年に三六から三八%の自然エネルギーを入れようとしています。グラフは、見ていただくと、矢印がついているのは、ウクライナの侵略戦争後に、主要国、みんなではありませんが、多くの国は、この目標を引き上げて、再エネにシフトしようということに動いているのであります。日本は、この表を見ただけでも、再エネに対して後ろ向きじゃないですか。もっと野心的な目標を持つべきではないですか。

恐らく大臣は、いや、日本には適度が限られるんだというようなことを言われると思いますが、決してそんなことはありません。環境省のポテンシャル調査の結果を踏まえれば、十分にまだまだポテンシャルは残っていますよ。この表を見て、どういふお考えをお持ちですか。

○西村(康)国務大臣 まず、私も、真摯に過去の政策を分析、検証し、何も百点満点で全てうまくいっているというのを申し上げるつもりはありません。半導体についても太陽光パネルについても、かつては大きなシェアを持っていた日本企業がシェアを失っていったこと、これは、官の側、民の側、それぞれに要因がありますし、産業政策というものも、時代に応じて真摯に適切してこなかった面ももちろんあると思います。

それを踏まえて、私も、今回の半導体もそうですし、エネルギー政策についても、真摯に、反省に立った上で、過去の教訓をしっかりと胸に刻みながら進めているわけでありまして、第二回のGX実行会議においても、我々、反省ということ

をしつかり書いて、教訓というものを書いて、それに基づいて政策を進めていこうというわけであります。

再生可能エネルギーについても三六から三八%を目指すと、それぞれで、もちろん、これは世界を見渡すと、それぞれの国がそれぞれの事情で進めてきております。

実は、ドイツも石炭をまだ使っておりますし、原子力六割、七割のフランスからエネルギーも買えるというのがあります。ヨーロッパはグリッドで結ばれておりますので、ヨーロッパの多くの国々は何か調整もお互いに行けるという中でありますけれども、日本は、残念ながら日本の国内だけで進めなさいけないということがあります。再エネについても、最大限進めようということ、新たな技術開発、ペロブスカイトを始めとして技術開発も進めながら、また、導入においては、公共施設の屋根にも置いていくこと、また送配電網、蓄電池を進めながらやっていくということ、私も、最大限導入に向けて取り組んでいるところでもありますので、各国それぞれの事情の中で進めているということも御理解いただきながら、安定供給と、そしてカーボンニュートラル、同時に経済成長にもつながるような仕組みを是非考えていきたいというふうに思います。

○山崎(誠)委員 反省をしているというお言葉をいただいたのは、私はすごく重要だと思っておりますよ。

私は、これまでのやはりいろいろな取組、失敗した事例、あるいは日本の現状、今の厳しい状況というものを踏まえた上でGXの推進をしなきゃいけないというのが、今この我々の責任だと思っておりますよ。GX推進法を見て、これは経産大臣が戦略を策定することになっていきますよね。これは六条の三項。四項には、経産大臣は、事前に財務大臣、環境大臣その他関係行政機関の長と協議することにはなっていますよ。でも、例えば外部の有識者から意見を聞くとか国民から意見を求めるみたいなプロセスというのは、全くこれは

法定されていないです。それはやるとはおっしゃいますけれども、だけれども、何で法定して、今の大臣の反省があるんだつたら、そういったことをきちっとこの中に入れ込まないんですか。

私は、GXの戦略の策定、経産省、経産大臣主導で大丈夫か、また失敗するんじゃないかと、申し訳ないけれども、非常に危惧をしています。過去を振り返って、経産省として、GXについて本当にどう対応するつもりなのかと。

次に審議しますGX脱炭素電源法、これについても、経産省主導で、原発の再稼働、運転延長、新増設、こういったものを既定路線化しようとしていると思います。GXの推進機構の運営についても、経産省主導でブラックボックス化されるのではないかと。日本のGXを経産省に白紙委任するような法律の数々じゃないんですか。

私は、こうしたことに先ほどの反省というのは全く生かされていないというふうに思うのでありますけれども、もう一回、西村大臣、どうですか、これは白紙委任になっていませんか。

○西村(康)国務大臣 まず、今度、GXの推進戦略を作るに当たつてのことでありまして、これも、これまで、GX基本方針、これについては、経団連十倉会長、あるいは連合の会長を含め様々な有識者の方に入つていただいていたので、皆さんの御意見も聞きながら進めてきたところでありまして。芳野会長からいただいた公正な移行というものも、その中に盛り込んであるところでありまして。労働者の皆さん、働く皆さんが、このGXにに応じて円滑に労働移動ができる、リスキリングも含めてできるような、そんな発想、考え方も取り込んでいくところでもあります。

その上で、この法案におきまして、推進戦略を作る際に関係大臣とも協議をするわけですが、外部の有識者に聞くことについての規定については、これは法律によつていろいろなパターンがありますので、例えば地球温暖化対策推進計画も同様に審議会のプロセスは書いておりません。様々、法案によつてはいろいろな仕組みがあるわ

けであります。私も十倉会長、芳野会長を始めとして、有識者の皆さん、GX実行会議がございますので、そういった外部の有識者の意見をしっかりと聞く機会、これを設けることは考えていきたいと思っております。

実態上、何か経産省が勝手に決めるということではなくて、外部の有識者とのいろいろな意見交換の中で考えていきたいと思っております。さらに、GX移行債二十兆円の使い道についても、大きな方向性については工程表の中でお示しをしておりますけれども、毎年の予算編成過程の中でも審議をしっかりとさせていただきたいと思っております。また、外部の有識者、特に技術の進展は速いですが、このことについてはしっかりと伺いしながら進めていきたいというふうに考えております。

○山崎(誠)委員 この委員会での御答弁は重いのので、当然、そういう形で、今後、運営は十分注意していただいで、広く意見を聞いていただくものだと思います。

例えば、エネルギー基本計画を作るときには、エネルギー政策基本法で総合資源エネルギー調査会がちゃんとして、そこに有識者が集まって、分科会もたくさんあって、徹底的な議論をして作られるわけです。エネルギー基本計画、定期的には新しいものに更新をされる、そういうエネルギー政策でも、今、これだけのいろいろな問題を抱えている。そんなような状況の中で、例えばGXの戦略の見直しのタイミングというのは決まっていますよ。これはどういうタイミングで見直していくつもりですか。

○西村(康)国務大臣 まず、この法案の三条に、GXへの円滑な移行ということ、GXの推進でありますけれども、エネルギー基本計画、それから地球温暖化対策計画、これと整合性をしっかりと図りながらやっていくということになっておりますので、そういう意味で、既に定めておりますこの二つの計画と軌を一にしながらGXを進めていく、エネルギーと地球温暖化対策ですね、これを進めていくということになります。

エネルギー基本計画の方は、御指摘のように総合工調で審議をいただく、また、地球温暖化対策計画の方は何か外部の有識者のことが書いてあるわけではありませんが、いずれにしても、軌を一にして進めていくということでありまして、何か勝手に経産省がやるということではありませぬので、それも御理解いただきたいと思っております。

先ほど修正もいただきましたけれども、今後の取組については、附則の第十一条で、GX推進戦略の実施状況を踏まえて施策の在り方については検討を加え、必要があるときは所要の措置を講ずるとなっておりますし、第二項で、そうしたことも含めて、先ほど御修正もいただきましたので、検討を加えて、この法律の施行後二年以内に必要な法制上の措置を講ずるものというふうになっておりますので、この附則の規定の考え方も頭に置きながら、法を成立させていただけた後の施行後におきまして、まずは推進戦略をしっかりと作らせていただいで、そして、その後の状況に応じて適切に判断をしていきたいというふうに思っています。

○山崎(誠)委員 修正案は、二年後に、カーボンプライシングの二つの制度を制度設計するとき、いろいろな諸般の事情もちゃんと加味しながら、いろいろな意味でありまして、それが戦略に利していくというわけでありまして、法案の次のカーボンプライシングの準備に諸般の事情を考慮しながら、そういう修正だということでありまして、ちょっと今の答弁は正確ではないと思っております。

私は、本当に、その戦略をどういうふうに見直していくのか、そういうことを、恣意的ではなくて、ちゃんと透明なルールの下で、そして、様々な有識者の意見や関係者の意見、連合の会長さんあるいは経団連の会長のお話を聞くのももちろん結構であります。でも、例えば地方自治体の首長の声を聞いた方がいいと思えますし、あるいは再生可能エネルギーなどを地域でやっている、そういう方々はGXの推進者ですよ。そういう方々の声を

やはり聞くべきであります。あのGXの実行会議には、そういうメンバーは残念ながら入っていないと思えますよ。もう一つ、二十兆の移行債の使い道、対象分野でありますけれども、四条を見ると、その技術及び事業革新性があり中長期的に高い政策効果が見込まれる事業に政策資源を集中的に投入するというふうな書かれていますよ。今までもいろいろ、これは何度も議論になったポイントだと思います。これですと、今現場で求められている支援にお金が回らないのではないかというのが私の懸念であります。

もちろん、研究開発は大事ですよ。だから、研究開発は、それは一定、支援をするという枠組みはあってもいいと思えます。それが二十兆の中でやるべきなのか、あるいは文科省の予算でやるべきなのか、それはいろいろ議論はあると思えます。ただ、この二十兆というのは、GX、目的がはっきりしていて、とにかく脱炭素社会をつくる、そして、それとともに経済の活性化、成長を実現するということであれば、その使い道というのは、ある意味、私、選択と集中という言葉を使いましたけれども、見極めていかないと。その効果や、そして本当に落とすべきところに。

例えば、再生可能エネルギーの導入にはどのくらいこれが使われるのか。ペロブスカイトのお話は何度も何度も出てまいります。そういう研究開発に使うというのは結構であります。ただ、現状、再生可能エネルギーが、例えば太陽光発電を見ていただくと、資料二を見ていただきたいんですけど、これも世界第三位を導入してきたというふうな御説明をされています。それは事実でありますけれども、今、ほとんどこれは認定がもう止まってきている。これを見たとおりであります。鈍化して、ほとんど伸びていない。

例えば、大型の太陽光発電、いろいろ環境の問題などもあつた、そういう大型のものを簡単に造れる適地が減つたのかもしれない。でも、太陽

光発電というのは、まだまだ可能性はあるんです。例えば、屋根の上に太陽光パネルを設置する、まだまだ始まって本当初期の段階だと思えますよ。それから、何度も我々提案している営農型の太陽光発電、ソーラーシェアリングなどは、まだまだ本場に徹々たるものであります。こういったものをちゃんと伸ばさないと、太陽光発電、終わっちゃいますよ。そこに、大臣、この二十兆のお金をちゃんと使えるようにしてもらいたいですよ。そういうお考えはありますか。

この四条がある以上は、大臣、なかなかそう言えないと思えますけれども、本場に必要なお金を使うべき場所とこういうところにあるはずなんです。いかがですか。

○西村(康)国務大臣 まず、GX経済移行債、二十兆円の支援の対象でありますけれども、まさに産業競争力強化、経済成長の観点も重要であります。支援に際しては、条文もありませんけれども、民間企業のみではなく投資判断が困難な、真に困難な事業を対象に、国内的人的、物的投資拡大につながるというものを、そして、競争力強化、あるいは経済成長、排出の削減、いずれにも資するものというところについて、企業の投資や消費者の行動を変えていく、規制、制度面の措置と一体的に講ずることを基本としております。もうペロブスカイトのことを申し上げませんが、もうペロブスカイトのことを申し上げませんが、もうペロブスカイトの観点からいうと、蓄電池とか太陽光の分野についても、要件を満たすものは支援の対象になり得るということだと思います。

ただ、お話がありましたけれども、太陽光など再生エネにつきましては、まずFIT制度がありまして、これに基づいて、一定の買取があり、支援もありません。

ただ、それだけではなかなか進まない、適地が減ってきたことというのがありますから、公共施設の上であるとか工場や倉庫の屋上、屋根の上の導入、こういったことも進めているところでありまして、さらには、送配電網、蓄電池、こうしたものも併せて整備を進めていく。

ただ、それだけではなかなか進まない、適地が減ってきたことというのがありますから、公共施設の上であるとか工場や倉庫の屋上、屋根の上の導入、こういったことも進めているところでありまして、さらには、送配電網、蓄電池、こうしたものも併せて整備を進めていく。

ただ、それだけではなかなか進まない、適地が減ってきたことというのがありますから、公共施設の上であるとか工場や倉庫の屋上、屋根の上の導入、こういったことも進めているところでありまして、さらには、送配電網、蓄電池、こうしたものも併せて整備を進めていく。



光発電についてはそうしたニーズが高いというふうに考えております。

このため、我々といましては、再エネ事業者に電気の需給状況、市場価格を意識して電気の供給を促す、市場連動型のFIT制度を今年度から導入しているところでございます。こうした取組で、御指摘のとおり、蓄電池もという観点から、令和四年度の補正予算にも新たな予算を計上しまして、蓄電池設置も支援しているといったような状況でございます。

また、住宅用の太陽光、家庭用蓄電池の件につきましては、我々も工夫してきておりまして、様々な予算制度はまず講じております。例えば、住宅のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化に当たりまして、蓄電池設置の場合の補助金増額制度であるとか、ダイヤモンドレスポンスの活用にも資する家庭用蓄電池の設備導入支援であるとか、オンサイトPPAにおける住宅における太陽光発電、蓄電池の導入支援、これは環境省、国交省と連携して導入促進に取り組んできております。

FITでの在り方も含めて更に検討していく必要があると思っております。まず、こうした今までの取組をしっかりと進めつつ、その効果も検証していきたい、かように考えてございます。

是非これはFITに入れてもらいたいんですよ。補助金というのは、手続しなきゃいけないし、年度の予算が切れたりなんかいろいろあります。ではなくて、安定的な制度として、これをFITに入れる意義というのは私は大きいと思っております。是非、FITの見直し、前向きに検討してください。

最後になりますけれども、先ほど西村大臣から九州電力のお話がありまして、この三月も相当抑制が発生しているという話であります。

短期的には、こうしたことが起きるといいうのは、要するに、需給の調整がまだ十分にできていない、再エネがせっかく発電できるのに、それを吸収する蓄電池だとか系統だとか、そういったもの

の整備が進んでいないということが大きな理由です。

これはどっちが先かというのはあるんですが、入れた再エネをきっちり使い切る、そうした仕組みを早くつくらなきゃいけない。それができていない間のこの出力の抑制というのは、これは一方的に発電事業者のリスクというか負担になっている、それがかなり大きくなっているのが現状なんです。何とかこのリスクを発電者に負わせない工夫ができませんかね。

再エネの出力抑制、供給、需要バランスを保つために今行われているものですけれども、おっしゃるとおり、大変もつたいないところがあるところだと思います。

これにつきましては、まず、地域内の火力の出力を最大限抑制して蓄電池や揚水発電等によって需要を創出するとか、地域間連系線を通じて余った電力を他地域に送電するとか、あるいは、それでもなお供給が需要を上回る場合には再エネを出力制御するといったようなものでございます。

このような工夫をしてもなおエリア全体で電気の余力が発生している場合には、余剰電力の価値はないという状況なものですから、国民負担を市場原理に反してまで拡大すべきではないということとを踏まえて、余剰電力に補償といったようなことはなかなか難しいというふうに考えております。

他方で、委員御指摘のとおり、この課題は大変重要でございます。再エネの導入拡大に向けて、どれだけこれを低減していくか、極めて重要な課題と考えております。

これまでも様々なパッケージを検討してきておりますが、蓄電池あるいは水電解装置の導入、オンラインによる制御の推進、地域間連系線の整備など、既にパッケージを考えておりますが、更に対策を加速化していきたい、かように考えてございます。

時間になりましたので終わります。

是非これは農水省にもお聞きしたかったのですが、

ですが、次回に回させていただきますが、本日に、GXの実効性を高める意味でも、こういう今取り上げているような個々の現場の声がきちんと反映できるGXにしていきたいとお願いをしております。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時開議

質疑を続行いたします。落合貴之君。

立憲民主党の落合貴之でございます。本日は、集中的な一般質疑ということで、重要と思われる分野について質問させていただければと思います。

まず、今日の新聞の一面にも載っていました。自動車の販売についてでございます。EUが二〇三五年までに元々ハイブリッド車を含むエンジンの新車販売を禁止するということが目指してきたわけですが、ドイツとEUが交渉をして、二酸化炭素の排出が実質ゼロとされる合成燃料の使用を条件に、エンジンの販売継続を認めることで合意したというようなことでございます。

自動車の販売、我が国にとって大変重要な産業でございます。これについて、大臣、どのような御所見をお持ちでしょうか。

昨日、欧州の新車販売における電気自動車などの割合を二〇三五年に一〇%とする規制がEU理事会で採択され、決定されたところであります。これに併せて、欧州委員

が、合成燃料のみで走行する内燃機関を搭載する車について、新車販売を認めるための措置を今後提案していく旨を発表したというふうに承知しております。

他国の制度に関するものでありますので、日本政府としてコメントすることは差し控えたいと思っておりますが、近年、言うまでもなく、自動車産業において地殻変動ともいえるべき大変革が起きているわけがあります。そうした中で、欧州として今後どのように脱炭素を進めていくのか、私自身も先般、ドイツのシヨルツ首相を始め閣僚が来られた際に閣僚級の会談も行いまして、その中で様々な見交換を行ったところであります。引き続き、様々なチャンネルを通じて、いろいろな機会を通じて、G7の機会もありますので、率直な意見交換を重ねていきたいと思っております。

その上で、我が国は、二〇三五年までに乗用車新車販売で電動車一〇〇%という目標を掲げております。従前から、電気自動車、燃料電池車に加えて、合成燃料の活用も選択肢の一つとしておられるところでもあります。合成燃料のよさは、既存の施設を割合使用しやすいという面が、そのまま使えるという面もあります。こうした国際的な情勢も踏まえながら、その商用化に向けて、引き続き、グリーンイノベーション基金で支援も行っておりますし、技術開発など取り組んでいきたいというふうに考えております。

日本の目標の電動車一〇〇%の電動車の中には、ハイブリッドとかプラグインハイブリッドも入っている。ヨーロッパの場合は、入れないというところで決めたのがこれまでの議論でございます。歴史的にもヨーロッパは世界のルールを決めることを得意としてきたわけで、電動車にはハイブリッド車とか入れないというふうにはんと数年前から言ってきたわけですが、今、今回少し状況が変わってきたのかなというところがございます。

合成燃料をオーケーというふうにはヨーロッパが認めたとしても、いろいろと調べてみますと、やはり合成燃料、商用化ができたとしても、ガソリ

の車について、新車販売を認めるための措置を今後提案していく旨を発表したというふうに承知しております。

ンよりはかなり、二倍とか五倍とか高いだろうということが現状言われているわけです。そうなる、ハイブリッドというのはなるべく燃料を使わないで電池で補充していきましようという技術ですので、日本のハイブリッド技術もこれで可能性が見えてきたところだと思います。

ヨーロッパがルールを決めるのはヨーロッパの中で話し合うわけですが、是非、日本の利益のために、こういった日本の技術がしっかりとGXの中でも生かされていくように、積極的に対外的に活動をしていくべきだと思います。国際的なルール作りにもしっかりと経産大臣として働きかけていくということでもよろしいですね。

○西村(康) 国務大臣 まさに御指摘のとおり、合成燃料とかEメタンとか、化石燃料から作るのではなくて水素、CO<sub>2</sub>から作っていくということですが、最終的には、燃料として使ったときにはCO<sub>2</sub>は発生するわけです、それが相殺されるという考え方ですけれども、別のところで作って、持ってきて、その国で発生したとしたらそのカウントをどうするのか、御指摘のように、ルール、あるいは合成燃料そのものの規格の話なんかもあると思いますし、いろいろなルールについては国際社会の中で様々な議論があると思いますので、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

御指摘のように、日本は、内燃機関、エンジンについては非常に強い技術を持っておりますので、そうしたことをどういう形で生かせるのか、そんなことも含めて、技術開発、そして社会実装、価格差の部分はどう対応していくのかということまで含めて、しっかりと国際動向を見ながら進めていきたいというふうに考えております。

○落合委員 前回は取り上げましたが、年々、製造業でも、世界で勝てる分野というのが我が国は少なくなってきたとされているので、数少ない貴重な分野が自動車産業だということに思います。我々もそれはしっかりと認識をしまして、野党側からも、自動車産業の未来を考えるとどうよ

うな形の議論も充足しております。日本の貿易を支えていく上でも重要な産業ですので、適宜取り上げさせていただければというふうに思います。

続きまして、デジタルプラットフォームの関連につきまして、今日、まとめて残りの時間、幅広く取り上げさせていただければと思います。デジタルプラットフォームという言葉は、少なくとも十年前は聞いたことがなかった言葉でございました。一般的に使われ始めたのはここ数年なんじゃないかなというふうに思います。

デジタルプラットフォームというのは、国境を越えて活動している巨大なデジタル企業で、しかも、オンライン上で市場機能を有している、市場の運営をしているような企業でございます。代表格は、GAFAと言われたように、多くの世界の方が知っているようなグーグルですとか、アマゾンですとか、フェイスブックですとか、アップルが代表格と言われてきました。

三年前ぐらいから果ごり需要というのが特に先進国で世界的にありまして、かなり好調で、オンライン化もかなり進んだわけですが、今、反動で少し苦しんでいるところですが、今、中長期的に見ていくと、これらの企業は経済を大きく変えたというふうに思います。

我が国を見ても、例えば小売は、二十年前、三十年前は、もっとデパートもありましたし、スーパーもありました。今、これらの企業はかなり業績も苦しんでいます。競合をネットとしてしまっているというところでございます。

それから、運送業は、仕事が増えたものの、利益率は下がってしまっているということで、業況が悪い業界の上位の一つに運送業が最近常に入ってきてしまっているという状況でございます。

それから、ゲーム産業、これはこの三十年ぐらい日本がずっとトップを走ってきたはずなんですけれども、プラットフォームを抑えてこなかったもので、全部、消費者が買うときに、中抜きでアプリ手数料が取られて、利益率がぐんと下がっ

てしまっているという現状でございます。この巨大なデジタル企業が世界を股にかけてデジタル空間で商売をしている規模というのは、経済規模が小さい国のGDPに匹敵するような、それぐらいの規模になってしまっているわけで、国境も越えてしまっている、ルールというものをしっかりと作っていないと、その国の富がどんどんどんどん吸い取られていってしまうというところになるわけです。

それから、最後の方にも取り上げますが、税収も、本社が我が国にあるわけでもありませんので、税収も上がらなくなってしまう。これは国際的な問題になっていきます。

こういったデジタルプラットフォームに対してしっかりとルールを作っていくようにというところで、我が国でも、この経済産業委員会が審議もされました。二〇二〇年にデジタルプラットフォーム取引透明化法というものが成立しております。

昨年末に、この法の運用の実績を発表していただきました。それを見ても、世界が、特にあらゆる先進国がデジタルプラットフォームと結構最近では厳しく戦っている中で、日本の実績が、指導が四件、しかも、その指導の方法は、口頭で注意が四件ということでございます。今の時代の二、三からすると、状況からすると、姿勢が弱いな感じが、いかかと思っております。

○西村(康) 国務大臣 御指摘のように、GAFAを中心としたデジタルプラットフォームについては、ネットワーク効果もあって、本当に大きな規模で、様々なネットワークを組みながら、いろいろなビジネスモデルを展開しているところだと思えます。

そうした中で様々な課題もあるということで、取引透明化法で、規制対象となるデジタルプラットフォーム事業者に対して、その事業運営の透明性、公正性について、経産大臣が評価をして、改善を促していく枠組みを設けると同時に、取引条

件等の開示義務違反についても勧告、公表などの措置を規定しているところであります。

そして、御指摘の、昨年十二月に透明化法施行後初めてとなる大臣評価を公表いたしました。規制対象事業者の情報開示や苦情対応に係る体制整備は総じて改善してきているものというふうに思います。その一方で、アプリストアの手数料に係る不透明性とか自社サービスの優遇、一方的な取引条件の変更、また、不十分な苦情相談の対応、こういった課題に対して、更なる手続、体制整備や説明対応など、一定の改善を求めたところであります。

今後、改善に向けた取引状況をしつかりと注視していく考えでありますけれども、御指摘の口頭注意四件に關しましては、透明化法上の義務に違反するおそれがあったものの、当該行為の重大性や悪質性が高くはなく、また、規制対象事業者自身が自主的に改善措置を講じたことから、今回は勧告とはせずに口頭注意としたものであります。

いづれにしても、健全に発展していくことが大事だと思いますし、まさに、透明性、公正性とイノベーション、利便性、この両立をどう図っていくかという難しいところですけれども、しっかりと法律の運用、取り組みたいと思っております。

○落合委員 世界の特に先進国がデジタルプラットフォームとばちばちやり合っている中で、そういう国と比べるとかなり消極的な感じじゃないかなと私は思います。後半、世界との比較も行いますけれども。

去年の八月に、今まではこの透明化法は通販とかアプリが対象でしたが、広告にも対象を広げますということを発表しています。この意図についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○西村(康) 国務大臣 デジタル広告は、多様なチャネルを通じて中小企業による販路拡大にも寄与するという点など、日本の、我が国の産業や国民生活にとっても重要な基盤となるものであります。重要なものであります。一方で、大規模なデジタルプラットフォーム、事業者が取引条件

やシステムを突然変更するなど、様々な懸念や課題も指摘をされております。

そこで、経済産業省におきましては、二〇二二年二月に公正取引委員会が公表した実態調査報告、それから、二〇二二年四月に内閣官房が事務局を務めるデジタル市場競争会議において取りまとめられた最終報告などを踏まえまして、デジタルプラットフォーム取引透明化法の規律対象にデジタル広告を追加したところであります。

デジタル広告市場の健全な発展に向けて、規制対象事業者によるプラットフォーム運営の透明性、公正性、これを高めていくことが重要でありまして、産業界の声に耳を傾けつつ、公正取引委員会などの関係省庁とも連携しながら、適正な執行に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○**落合委員** ちよつとだけとか、重要な広告について範囲を広げたわけですが、三年前の法案の審議のときも、もうちよつと厳しくやられた方がいいんじゃないですか、そういう規定を設けるべきじゃないですかということも質疑で取り上げてまいりました。そのときは、いわば小さく産んで大きく育てるといような、まずはやってみて、そこから見直していくんです、新しい分野なのでそういうふうにしていきますというふうな当時の大臣の答弁だったんですが、より厳しくする方向に、検討の課題、検討議題の一つであるというふうに大臣はお考えでしょうか。

○**西村(康)国務大臣** 御指摘のように、内閣官房が事務局を務めておりますデジタル市場競争会議での議論、これは私も官房副長官をしておりましてときに関わっておりますが、当時の議論でいいますと、イノベーションと規律、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、このバランスをどう取っていくのかという議論、それを取りながら健全な市場発展を図っていくという、そのために政府が大きな方向性を定めて詳細は事業者の自主的な取組に委ねるといふ、共同規制という言い方をしていますけれども、その枠組みを措置し

たところであります。

一方で、社会のデジタル化が更に進んでいるわけでありまして、デジタルプラットフォームの影響力もより大きくなってきております。その規制の在り方について、海外でも御指摘のように様々な議論があつて、特に欧州では、一定の行為の義務づけや禁止といった、いわゆる事前規制、これを含む法律が昨年成立したものと承知しております。

今後の具体的な政策の方向性につきましては、こうした国際動向も踏まえながら、昨年四月にデジタル市場競争会議で提示されたモバイルエコシステムに関する中間報告、それから、本年二月に公表されました公正取引委員会のモバイルOSなどに関する実態調査報告書、これらを踏まえまして、内閣官房が中心になつて検討を進めているところであります。

経産省としても、産業界の声にしっかりと傾けながら、このイノベーションと規律のバランスという難しい課題を乗り越えて、是非、健全な発展につながるように、海外の事例なども参考にしながら、検討に協力をしていきたいというふうに考えています。

○**落合委員** 自由にやらせると規制するののバランスをといて、この答弁の内容も本当にバランスが取れ過ぎていて、どっちだかよく分からないんですけれども。

今言及のあつたEUは、恐らくEUが一番厳しくしているんじゃないかなというふうに思いますが。日本の場合は、自主的な取組ということ、実質的には規制ではなくて、自主性に任せますという形が透明化法なわけですが、EUは包括的に規制を、何を駄目ですというものを決めまるといふことは、これも厳しくしているわけですね。

それから、読んでいてびっくりしたのが、違反すれば最大で世界の売上高の六％に罰金をかけますというふうな、GAF Aの売上げの六％にかけ

るといふのは大変な額になるわけです。なので、日本の政府のやつている大臣による口頭注意四件と、このヨーロッパの姿勢というのは全然違うわけですね。

何でここまで規制するのか、この規制の意図というのは何なのかというふうな調べてみると、何もデジタルのビジネスに対してブレーキをかけようというふうな思っているわけではないようなんです。適正に規制をかけることで、今の大きいデジタル企業に規制をかけることで、EU発の新興のそういう企業を育てようという産業政策的な狙いもあるということをやヨーロッパはしっかりと発信をしています。

やはり、デジタルの分野での産業政策という観点からも、今勝ち過ぎているところには、もう少し新興企業が伸びるようなルールはしっかりと日本も決めていきたいと思います。

○**西村(康)国務大臣** 欧州の意図、取組について私からコメントするのは控えたいと思っておりますけれども、恐らく、GAF Aというアメリカの大きな企業がヨーロッパでも事業を展開し、様々なデータも当然収集する中でいろいろなビジネスチャンスを広げていること、そして、それにどう対応しようというデジタルプラットフォーム的な、フォーマーとしてやつていこうという、そんな企業もありますので、日本の企業をどう育てていくかという観点もありません、様々な視点、イノベーションと規律、余りバランス、バランスと言うとよくないのかもしれないが、そういったところをよく見ながらやつていく必要があると思います。

欧州のデジタル市場法においては、まさに、大規模な事業者は自社以外のアプリストアを利用できるようにすることが義務づけられる、あるいは一定の行為の義務づけや禁止、先ほども申し上げましたいわゆる事前規制を含むルール整備が行われているものというふうに思います。

我が国におきましても、内閣官房が中心となつて議論を進めておりますので、産業界の声も聞きながら、競争上問題があるという場合には、実効的に対応することができるといふ場合には、実効的に考えていきたいというふうに思います。関係省庁と協力しながら進めていきたいと思つています。

○**落合委員** 発動するかしないかはどちらにしても、ルールが全くなかつた分野のビジネスです。規制というよりも、やはりルール作りというのにより強化をしていく必要があると思つています。特に、もう透明化法ができて三年たつていますので、是非検討する段階に来ているのではないかとこのように思います。

今日は公取委員長にもお越しをいただいております。公取委員長に、二問、まとめて質問をさせていただきます。例えはアメリカは、アメリカといえは自由放任というふうな競争政策が取られてきたというふうな思つています。事業者が自由放任で競争すること、それが消費者利益につながるというふうに考えられてきたわけですが、このデジタルプラットフォームが出てきた頃から、だんだん、アメリカさえ、競争政策への姿勢が変わつてきています。一定のルールで足かせをはめていく、ルールは作つていくべきだ、規制を作つていくべきだと。それが、勝者総取り、全部一社とか二社で取つていっちゃうんじゃないかと、それを抑えて、それがイノベーションを起すことにつながるわけじゃないかとこのように思います。

このアメリカの競争政策の姿勢の変化について、日本の競争政策の番人の長としてどのように考えるかということ、それから、先ほどの、より厳しい欧州の包括的事前規制の導入についての見解も伺えればと思つています。

○**古谷政府特別補佐人** 御指摘のとおり、アメリカにおきましては、特に民主党のバイデン政権になりましてから、デジタルプラットフォーム事業者に対して極めて積極的に競争法を執行すると

もに、規制を強化するための新たな法案が超党派で議会に何本か提出されたといったような動きがございました。去年の中間選挙で民主党が下院で多数派を失ったから、必ずしも現時点で議会での議論ははかばかしくないと受け止めておりますけれども。

いずれにしましても、こういうデジタル経済が進展する中で、御指摘のありました寡占、独占が進んでおりますデジタルプラットフォーム事業者に関する競争上の問題への対応を強化していくという動きは、アメリカのみならず、世界に共通した潮流になっているというふうに受け止めております。

また、これも御指摘のありましたように、EUの方は、デジタル市場法という、デジタルプラットフォームに対していわゆる事前規制を行う新たな法律が昨年十一月に発効いたしました。これから、ゲートキーパーと称されていますが、対象となるデジタルプラットフォームを選んでいくといったような、執行に向けた作業が進んでいくんだと思います。

一方で、私ども公正取引委員会では、経産大臣からもお話がございましたが、今年二月にモバイルOSなどの実態調査報告書を取りまとめまして、スマートフォンアプリの流通市場などにおける競争上の課題を具体的に指摘をいたしました。

そこで、我が国のモバイルOSですとかアプリストアで、アップルとグーグル、この二社が寡占状態にあるわけでありまして、是非この二社には健全な競争環境の整備に取り組んでもらうことが重要であって、それを期待しているというメッセージを出すとともに、必要な範囲で法律による制度整備を行うことが有効であるという公正取引委員会としての考え方を明らかにさせていただいているところでございます。

経産大臣の方からお話ございましたように、この問題は、内閣のデジタル市場競争本部の下で政府一体となって検討する体制ができておりまし

て、私ども、いろいろな実態調査もしてきておりますので、それを踏まえまして、この作業に、先ほど申し上げた二月の報告書の考え方も踏まえ、積極的に参画をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○落合委員 積極的にということ、公正な競争を監視する番人として、リアルな商取引とは違う問題がデジタルプラットフォーム等が出てきたことで起きてしまっているというような御認識はかなり強く持っているということによろしいですね。

○古谷政府特別補佐人 御指摘がございました。私ども、独占禁止法という大変重くて強い規制の法律を持っておりますけれども、この法律は、違反行為を事後的に発見をして、証拠立てをして、立証をして競争制限行為を排除するという作業を行います。

一方で、大変イノベティブで変化の激しいデジタル分野にこの独占禁止法でこれまでと同じように適切に対応できるのかどうかという問題意識は強く持っております。EUのデジタル市場法のような、いわゆる事前規制の導入といったことも今後議論が我が国でも展開されていくことが望ましいという、私どもの競争当局としての考え方はそういうことでございます。

○落合委員 割とはつきりと言っていたら、ありがとうございます。私も、それは検討するべきだというふうには思います。中身はしっかり議論をしなきゃいけません。

今日は財務政務官にもお越しをいただいております。ありがとうございます。法人税の納税というのは、本社があつたりですとか、あと、恒久的な施設ですね、工場ですとか店舗ですとか、そういうところに法人税がかけてきたわけですが、デジタル上で、オンライン上で取引がされてしまうと、特に日本に何にもなくても、取引額だけは膨大でも、何もほとんど税金をかけることができないというような事態にもう既になつてしまっているわけでございます。

私ども、同じぐらいの小売企業と比べると三十分の一しか納税していませんよとか、そういうような指摘もいろいろな専門家からされています。

ただ、課税するには、日本だけそういうルールを作ってもすぐ逃げていつちやうわけですので、やはり国際的なルール作りというのは大変重要であります。

OECDで、各国みんな同じような悩みを抱えていますので、やりましょうということが決まりました。具体的にはまだこれからだとは思いますが、急ぐべきだというふうに思います。いかがでしょうか。

○宮本大臣政務官 今委員御指摘の件に関して、お答えをいたします。二〇二一年の十月に、OECD、G20のBEP S包摂的枠組みにおきまして、今委員御懸念の、いわゆる市場国に物理的拠点を置かずにビジネスを行う大規模で高利益水準の多国籍企業に対しまして、市場国で課税を行えるようにするための国際課税原則の見直し、これについての合意がなされました。これはまさに歴史的な合意と言つてもいいと思っております。

俗に第一の柱と呼ばれますけれども、市場国への新たな課税権の配分、これを実施するために今国際的な交渉が行われているところでございますけれども、現時点では、この多国間条約に関しては、本年、二〇二三年の前半には署名を、そして来年、二〇二四年のうちには発効、これを目標として今取り組んでいるところでございます。

この第一の柱も含めまして、二〇二二年にOECDの租税委員会におきましてこのBEPSプロジェクトが立ち上がって、当時、委員会の議長を務めていたのが、当時の財務省財務官の浅川財務官でもございました。以来、日本はこの議論を積極的に発展させてまいりましたし、本年は議長国を務めてG7も開催されますので、国際的な協力を主導することに専心努力をしてまいりたいと思っております。

○落合委員 DXを経済成長の柱にするのであれば、急ぐべき問題だというふうに思います。納税もされないというような経済をつくってしまったのは大きな問題が起きますので、それを指摘をさせていただければと思います。

経産大臣に伺います。

私、ごもつともだと思つたのが、前の公取委員長の前本委員長があるインタビューに答えていまして、ざつくりと言つと、このままで日本企業が海外のプラットフォームの下請になりかねないんだ、だから、踏み込んでいこうというふうに思つたというふうに回想されておりました。

経産省は、下請法ですとか取引関係について、中小企業政策として所管をしながら重視をしてきたわけでございます。今度、デジタルプラットフォームは、下請というよりも、市場そのものを運営していて手数料を取っているわけですが、でも、新しい下請問題、取引問題として、しかも中小企業や個人事業主が弱い立場に立っているという大きな新しい問題が起きています。

これは、今までの下請法等で扱ってきたように、中小企業それから個人事業主、フリーランス等を、しっかりと利益が確保できるように、弱い立場の人たちが自由に伸び伸びと経済活動をするようにできるような、そういう観点からもデジタルプラットフォームを見ていきますということでもよろしいですね。

○西村(康)国務大臣 まず、先ほども申し上げましたが、デジタルプラットフォーム事業者、ある意味、イノベーションの担い手で、様々なビジネスモデルをつくってきたという中で、中小企業におきましても、それを利用して国内外の顧客、新規顧客の開拓機会を見つけることができるなど、そういう機会を与えてくれるということで、非常に重要な存在であることは事実であります。

他方、御指摘のとおり、中小企業がこうして大規模なデジタルプラットフォームを利用せざるを得ない状況が生じているのも事実であります。ネットワーク効果の中で取り込まれていくという

か、その中で、事前の説明もないままに取引条件

が一方的に変更されたり、取引拒絶の理由は示されなかったり、あるいはそのことについての問合せや意見に対応する体制、手続が不十分であったり、また、自社サービスを優遇しているとの懸念もあります。

したがって、こういった取引上の課題を解決をしていかなきゃいけないということでありますが、その中でまさに、繰り返しになりますけれども、イノベーションと規律、このバランスをどう取りながら進めていくのかというところでですけども、いずれにしても、中小企業者のためにもデジタルプラットフォームの透明性、公正性を向上させていくことが重要でありますので、この取引透明化法を適切に執行していくことが重要だというふうな思っております。

御指摘の中小企業者のみならず、ギグワーカーと言われる人やあるいは個人事業主を始めとして、利用する方はたくさんいると思います。特に弱い立場にあると思いますので、こうした個人事業主などの声も踏まえて、規制対象事業者にもなる体制整備や説明対応などの改善も求めていると思います。今後もそうした取組を進めたいと思っております。

○落合委員 時間が来ましたのでこれで終わりにしますが、販路拡大というこの答弁は、少し強調し過ぎじゃないかなというふうに思います。なぜなら、ゲーム産業も、ダウンロード数は増えませんが、ただ、利益がぐんと減って、もう産業として成り立たなくなりつつあります。運送業もそうです。仕事は増えたのに、やっつけいけなくなっているわけです。だから、政府が何とかルールを作っつけていかなきゃいけない。こういう今状況です。是非取り組むべきだということを強調させていただきます。

今日はありがとうございました。  
○竹内委員長 次に、足立康史君。  
○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。今朝は、GX推進法案について、我が党が準備

をしてきた、協議をしてきた内容について修正可決を委員会でもう一度いただきました。本当に関係の皆様には感謝を申し上げます。

内容については朝私から趣旨説明を申し上げますが、これは、条文を見ると、修正案を見ると軽微な修正に見えるかもしれませんが、大変大きな修正であると提案者は思っております。というのは、今回の、今朝、委員会可決を、修正可決をしたGX推進法案は、排出権取引市場について、特に有償オークションについて一定のピン留めがされているわけですね。これを我が党は、現時点でもかく、施行から二年以内に、より詳細な、具体的な、包括的な排出権取引市場の設計をしていくに当たっては、これは改めてテーブルにのせるべきだという趣旨での修正でありますので、大変大きな意味がある、こう思っております。大臣の受け止めをいただきたいと思っております。

○西村(康)国務大臣 この間、足立議員とは様々な観点からいろいろ御議論をさせていただきました。その上で、御党から、附則の第十一条に關しまして、二酸化炭素の排出に係る国内外の経済動向などに於いて柔軟に制度設計を考慮していくことが必要である、その観点で、法律施行後二年以内に講ぜられる法律上の措置に先立つ検討の対象を法文上でも明確にするという、その観点から修正案を御提案いただき、与野党間で協議を経まして、修正がなされたものというふうに承知をしております。

御指摘のカーボンプライシングの時期や規模、この制度設計につきましても、現時点では私どもとしてこの案がベストだということで提出をさせていただいておりますけれども、御指摘、御提案を受けて修正された附則の規定、あるいは附帯決議なども踏まえまして、GX投資の進捗状況、あるいは技術開発や国際的な動向、企業の予見性の確保、様々な観点を踏まえて、必要に応じて適切に見直しは検討していきたいというふうに思っております。

○足立委員 重ねてというか、もう十分ですが、

見ていただいている方々、関係者多いですから、同じことをもう一回いただきたい。

今、時期、規模とおっしゃいました。できれば、時期、規模、対象と言ってほしいんですけども。時期、規模、対象についても、今回の法案で、本則で決まったことについても、この二年以内の検討、テーブルにのるんだと、ちょっと改めさせていただきます。

○西村(康)国務大臣 与野党協議の中で、そうしたことも含めて修正案には含まれているものというふうな思っていますので、しっかりと検討していきたいと思っております。

○足立委員 ありがとうございます。

大変ありがたい。普通は、なかなか、閣法で出した法案、こういうことは難しいことが多いと思いますが、大臣も、あるいは閣筆頭理事始め与野党の皆様も、とにかく国のためだと。要は、国益に何がいいのかという一点で柔軟に御調整いただいたし、またこれから柔軟に検討いただく、こういうことだと理解しまして、改めて感謝申し上げます。

実は、私が、私たちがこの修正にこだわった理由は、一番、一つの目標というか、勝手な目標ですが、これは御理解いただけているとは思っていませんが、四たびにわたってこの場で大臣にもいろいろ御質問してきたことについて、私は私の持論だと勝手に思っていたら、いろいろ調べていると、まさに、ある有識者の方が同じことをおっしゃっているんですね。それはどなたかということ、まさに、経産省でカーボンの検討会の座長とかをお務めいただいたか、いるか、ちょっと分かります。現在か過去形分かりませんが、早稲田かな、有村俊秀先生がいろいろところで御講演されているものを拝見すると、要は、炭素

税収の使い方について二重の配当ということを提案されている。

それは、まさに私が何度も申し上げているように、カーボンプライシングで出てくる税収、歳入、これを、先生がおっしゃるのは、一つ目の配

当は脱炭素のために使うんだと。これはまさにやっていたい。脱炭素のために使うんだと。もう一つは、経済成長のための、GDPをアップさせるための、二つ目の配当、これは減税だ。端的に言うと、法人税減税に使えばいいんだ。これは私がまさに財務副大臣をお呼びして、小さな折り合いのよさではなくて、要は減税したらいいんだから、だからこそ、有償オークションの規模についても、そこは柔軟に考えたらどうかということをお願いしてきています。

これは、振っちゃっていいですか。これは通告していいんですけれども、木原さん、私の敬愛する副長官と同じ名前なんですけれども、さっき聞いたら何か同姓年だという、勝手な、済みません、要らぬことを言っています。木原さん、ちょっとお願いいたします、その点について。

要は、有村先生がおっしゃるような炭素税収、新たな歳入の使い方について、二つの配当、脱炭素のために生かすということ、法人税減税に生かす、この二つの配当という考え方が、いろいろところで先生がおっしゃっていますが、そういうことも含めて検討していただきたいなというふうな、通告なしで、ごめんなさい、さっき思いついたもので、ちょっと、可能な範囲で御答弁をお願いします。

○木原政府参考人 カーボンプライシングと法人税減税との活用の仕方についてのお尋ねでございます。

今般の制度は、早期にGXに取り組みほど将来のカーボンプライシングの負担が軽くなる、すなわち、GXに向けて頑張った企業ほど、税でいえば減税と同じような経済効果をもたらすことが可能な制度設計になっているというふうに認識しております。

御指摘の、カーボンプライシングの財源を活用した一律の法人税減税という措置に關しましては、税務上の黒字法人のみに効果が限定されてしまふという課題ですとか、脱炭素の実現に向けて大変重要な水素、アンモニア、水素還元製鉄、次

世代太陽電池、革新的な蓄電池といった技術分野などに対して、一律の措置で集中的な投資を促すことが難しいという課題がございます。

一般論として、税の原則というのは、公平、中立、簡素ということでありまして、既存の税制は、それぞれの税目における課税根拠等に応じて、その必要性や許容性を精査の上、制度が措置されているということでございまして、今般の法案のみを契機に検討するというのはなかなか難しいところでございます。

以上でございます。

○足立委員 直前に言ったら何かもうちょっと面白いことを言ってくれませんかと思つたんですが、ちゃんと、さすが経産省の官僚の優秀な方ですから、ありがとうございます。

でも、大臣、繰り返しになりますが、有村先生って、大臣、余りおつき合ひ……(西村(康)国務大臣「まあまあ知っています」と呼ぶ)一応、御存じ。経産省でもいろいろ有識者としておつき合ひされているようでありまして、大臣から、私が今申し上げた二重の配当、そういう大きな議論をですね、それは、足立さんが言うことは俺は分かる、事務的にはどうか知らぬけれども自分は分かるから、そういうこともテーブルに、それは別に排除はしないと。ちょっとお願いいたします。

○西村(康)国務大臣 足立議員の思い、願ひはよく分かります。

確かに、今回我々が考えたのも、脱炭素と、それからエネルギーの安定供給もありますし、それから経済成長にやはりつなげていく、そうした取組を、両立を実現していこうということでありまして、御指摘のように、二重の配当という言い方を有村先生はされているようですが、まさにそうした考えでこのカーボンプライシングを成長志向型というふうになつていくわけでありまして、思いは共有しているところはございます。

○足立委員 ありがとうございます。

これで、今日の採決を受けての確認ということ

は以上にさせていただきます。ついでに、大臣はもうお役御免ですので、いていただいてもいいし、自由にしてください。あとは、部長さんたちとちょっとじっくりやりたいと思います。ありがとうございます。

今日は、あとの残りの時間を使って二つのテーマをやります。一つは電力システムです。それからもう一つは、ちょっとこれは皆様なじみがないと思いますが、実は政治資金規正法の話をやります。なぜ政治資金規正法の話をやると、実は、産業競争力強化法のグレーゾーン解消制度に基づいて私がやってきたことがあるので、その関連で、ちょっと経産委と関係ない、他省庁に開くことありますが、場所をおかりしてやらせていただきたい、こう思います。

まず、電力システムであります。これはもう大変重要な問題だと思つています。

要は、自由化を進めてきたけれども、例えば、所有権分離の議論が今出ている。内閣府の再生可能エネルギー等規制等総点検タスクフォースの委員の人たちが所有権分離の提言をされたりしています。他方、いろいろ、ちょっとそれ、自由化というけれども、ここに来て、行け行けだけの議論でいいのかという感じが、細田先生なんかの顔を見ているといつもそう感じるわけでありまして、やはり両論が相当拮抗しているというか、せめぎ合っているようにお見受けします。

平成二十五年度の電力システムに関する改革方針に基づいて、電力広域的運営推進機関の創設をやったり、送配電部門の法的分離をやってきたけれども、ここはこれからどっちに向かっていくのかということ、ちょっと今日は十分ぐらいかけて松山部長と討論したい。冗談です。

その辺、部長から、これは大臣でもよかつたんですが、部長に思いのたけをちょっと語っていただきたいということで、部長に通告をさせていただいています。まあ、気楽にやってください。お願いします。

○松山政府参考人 御答弁申し上げます。

今御指摘がありました電力システム改革でございますが、御指摘がありましたように、平成二十五年の閣議決定、これを踏まえて順次進めてきたところでございます。

電力自由化前若しくはシステム改革前というのは、供給エリアというものを決めて、地域独占と規制料金という形で費用回収を保證された電力会社というものが、安定供給というを実現するというに、よりふさわしいメカニズムだったのだと思います。これは、大規模電源の開発ですとか、若しくは地域での供給保障という面では非常に大きい面があつたわけでございます。

一方で、地域独占があるがゆえに、なかなか競争が働くわけでもございません。自由化を順次進めましたけれども、なかなか競争他社というのが生まれるわけでもない。需要家の選択肢が狭まってしまうという一つの側面と、あと、特に、再生エネの導入の拡大が進んでくる中で、エリア、エリアというところで切っていくだけでは需給管理というのがなかなかままならないというのは、もう今直面している現実だと思つています。

そうなるべくと、全国大の仕組みをつくっていく必要があるわけでございますので、安定供給の確保、電気料金の最大限抑制、そして需要家の選択肢の拡大と事業者への機会の確保といった観点からの改革を進めてきているというのが今の現状だと思つています。

その中で、まず全体としての広域融通、全体としての需給管理という側面を考えますと、先ほど委員からも御指摘がありましたように、広域機関というものができまして、全国大での電力融通ができる仕組みは動き出しました。これによって、地域間連系線の運用管理ですとか、需給逼迫時の指示ということも的確になされるようになりまして、結果的に、例えば、昨年の三月、福島地震の後ですとか、六月の逼迫、若しくは昨年、一昨年の冬の需給逼迫期というところを全国の全電力事業者さんが協力連携することによって大規模停電を起こさないことができたということは、非常

に大きな、新しいシステムの移行としては大きな成果があつたのではないかと思っています。

一方で、ただ、まだ十分ではない。全国大でのネットワークの高度化、計画的な整備というものは必要でございますので、現在、マスタープランの策定等、海底直流送電を含めた様々な新しいネットワーク形態をつくること、その運用ということは取り組んでいかなければならないと思つて

います。

一方で、競争という側面について、盛んに最近、御指摘を頂戴しているところでございます。小売全面自由化によって多くの小売事業者さんが参入して、多過ぎるのではないかと指摘もあがるぐらい、たくさん入られました。同時に、様々なサービス、特に規制料金より安い自由料金というのがたくさん提供されるようになっておりますので、一定の成果は出てきているかと思つて

います。

他方で、競争、効率ということの追求ということと安定供給の確保ということの両立の難しさというのに今まさに直面しているところであり、これを補完するためのメカニズムの創出、導入ということが非常に大きな課題であり、これに全力で取り組んでいるところでございます。

ですので、容量市場、新規投資の促進といったこともどんどん進めていき、供給力を安定化させるという策を自由化とともに進めなければならぬと思つています。

その上で、一番最後に申し述べておきたいと思つておりますのは、今回の不祥事、送配電の事業者の人たちが持つております顧客情報の漏えい等ですとか、若しくは競争の環境が十分ではないとかいった課題がありました。これは根幹を揺るがす問題になりかねませんので、これはしっかりと検証して、再発を防止する策を取らなければならぬと思つております。

その中で、所有権分離というお話もございましたけれども、電力システム全体として見て、日本の電力としての安定供給と効率というものを、競争の促進というものを、ちゃんとバランスした仕組

みを取るにはどうすればいいか。これまでの道のりでの成果、課題ということをよくよく見詰め直しながら、虚心坦懐に議論していく、この姿勢で引き続き不断の見直しを続けていきたいと考えております。

○足立委員 さすがは松山部長、大臣もうなずいていらっしやいますけれども、大変分かりやすい、もうこれで質疑を終わろうかなというぐらい、分かりやすいわけですが。

他方、私も党のメンバーでありまして、ちょうど昨日、我が党が電力取引における公正競争の促進法案というのをしまして、そこに所有権分離と書いてあるんですよ。

だから、一応まだ党にいますので、ちょっとそういう観点からいうと、どちらかというと、党のポジションは、内閣府のタスクフォースのポジションと似ているので。内閣府にもお越しをいただいていますので、辻次長から、この件について、まさに内閣府のタスクフォースは何を言っているんだ、委員の意見なのか、それはもう河野大臣が政治生命を懸けてやっているのか、ちょっとその辺を教えてください。

○辻政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどお話がありましたとおり、三月二日に、大手電力会社の情報漏えい及び不正閲覧問題、これを議題といたしまして、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースが開催されました。この日の会合で、タスクフォースに所属しております四名の構成員連名で提言書が出ておりまして、その中身が、御指摘のあった所有権分離の実現のほかに、今回の事案の真相の徹底究明とか、大手電力会社に対する行為規制、罰則の強化、そういったものが入っておりますので、それを受けて議論が行われたということでございます。

私ども規制改革をやっております当局としては、やはり、需要家に再生可能エネルギープランの提供に非常に力を入れている新電力と、大手電力会社の小売部門が公平に競争できる環境が整つ

ていることが重要というふうに考えておられます。タスクフォースの議論も踏まえまして、まず、所管の経済産業省において、実効性のある再発防止策、これをつくっていただくことを期待しているという立場でございます。

○足立委員 なるほど、ありがとうございます。

これはすごく本場に大事な議論でして、繰り返しになりますが、我が党も、まあ不祥事はちょっと分けた方がいいと思うんですけども、不祥事もあり、やはり所有権分離の議論をやるならこの国会でちゃんと議論を深めていきたいと思っております。

だから、所有権分離の議論をやるのかやらないのか、というか、ある意味でそっちへ突っ込んでいくのか。河野太郎大臣ばりに、経済学的にはそういう理屈もロジックとしてはある。いろいろ問題が起きているのは、自由化が中途半端だから問題が起きているんだから、徹底すればいいんだというの、今の内閣府のタスクフォースの委員の人たちの、多分、所有権分離論なんですね。

先ほど松山部長がおっしゃったように、まあまあ、しかし、こうよというところなんです。松山部長、改めて、もうそれは、今の内閣府の話は聞いていらっしやるわけだから、知っているわけですね。だから、私たちも、私たちが、党を代表していませんが、私の個人の気持ちとしては、しっかりと議論した上で、でも、所有権分離の議論をやるんだとしたら、まさに今やっぴいかなあかんタイプミンクだと思ってるんですけども。だから、ある種、議論のラストチャンスというか、この議論を真面目にテーブルにのせて判断をしていく。判断というのは、もちろん最後は大臣が判断するんだけれども、でも、国会としても考えていく非常に大事な局面に今来ていると私は思っているわけです。

そのときに、じゃ、経産省はというと、この議論は、さっきあつたみたいに、内閣府はそんな感じだと。経産省の仕事なだけども、こういう

経緯で意見は言った。この所有権分離の議論は、経産省としてはもうテーブルにのつていないのであるということか。もう言っちゃったらいいなと思うんですけど、ないならいい、はつきりですね、ちょっと報道に載るぐらい。だから、今日、明確にもう所有権分離の議論は経産省として受け取っていただければいい、いろいろな人が成仏できると思うんですよ。

その辺、できるだけはつきりしたいなということ、今日、ちょっとお時間を頂戴しています。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

まず、電力システム改革の意義、評価及び今後の進め方というのは、先ほど御答弁申し上げたとおりに思います。

その上で、このシステム改革の在り方というのは在り方として、不断に見直しを進めていくということかと思えます。その意味でいうと、システム改革の狙いであった全国大の融通というものが今うまくなされているか、改革するためにはそれが何か必要かでしょうか、小売間の競争について足りないものは何なのか、それについて解決策として取らなきゃいけないものは何なのか、こういう視点でシステム改革の見直しということはしっかりと進めていくことかと思えます。

システム改革を行った当時も、法的な分離ということを取って今動いてきているわけですが、様々な案を検討しながら進めてきたところでありまして、です。電力システムの在り方として、どの選択肢を排除するということはないわけですけれども、あくまでも、今の電力事業というものが継続的になされ、安定供給というのが確保されなきゃいけない中で、現実的な中で、どういう形で取れば今課題となっている問題に対して対応ができるのかということについては、虚心坦懐に議論をしていくしかないと思っております。

そうやってみますと、今足下で起こっております

供給の問題、競争の問題と併せて、今回の大手電力による一連の情報漏えい、不正閲覧事案、この中で競争に関する懸念というのもし生じたわけですから、これを防止するための手だてが何が必要なかということは、様々な可能性については議論していく必要があるかと思っております。現在、内閣府の有識者会議の提言も含めて様々な案がございますが、それぞれに一長一短、課題もありませんし、いいところもあるかと思っております。まだ今、この調査自体、進めているさなかでございますので、しっかりと有識者会議、これは省の中の審議会でもまずはしっかりと議論していくことになりまして、引き続き、不断の見直しという中で、徹底的に議論していきたいと考えてございます。

○足立委員 ありがとうございます。

明確に言っていたらいいなと思ったんですけど、まあまあ、そんなところですね。じゃ、それはありますか、ございました。そういう御答弁でまずは承りたいと思います。

今、松山部長からも再三言及があった、顧客情報とかカルテル疑惑とかいろいろあつて、これも消費者庁が、家庭向けの規制料金の値上げに絡んで、電取委の審査にそういうものの影響をちゃんと組み込めたいということをおっしゃっています。片岡総括審議官、ちょっとその辺、御紹介ください。

○片岡政府参考人 お答えを申し上げます。

まさに委員御指摘のカルテル、それから顧客情報不正閲覧といった不適切な事案が立て続けに発覚をして、消費者の信頼を損なわれているということが大変深刻な状況であるというふうにご考えております。

そういった意味で、現在、規制料金の値上げ申請が行われているわけでございますけれども、こうした事案が料金に与える影響については、まずは経済産業省にしっかりと検証いただく必要があるかなというふうにご考えているところでございます。

○足立委員 これはこれで、今の話を受けて、経

産省は、この電取委の審査において、その影響についてはどう考えるんだという質問をもう一回していいんだな。新川さん、経産省の立場を御答弁ください。

○新川政府参考人 お答え申し上げます。

まず、大手電力における一連の情報漏えい、不正閲覧は、小売電気事業者間の公平な競争や一般送配電事業者の中立性、信頼性に疑問を抱かせるものであり、極めて遺憾であると思っております。今後、当委員会としては、調査結果を踏まえ、厳正に対応していく所存でございます。

また、カルテル事案につきましても、独占禁止法に基づく公正取引委員会の処分が決定した後、当委員会としても適切に対応してまいりたいと考えております。

消費者庁の御指摘は、カルテルや不正閲覧といった不適切事案について、しっかりとその影響を検証すべきという御趣旨と理解しております。大手電力における情報漏えい等の不適切事案につきましても、厳正に対応していくとともに、料金審査との関係でも、引き続き厳格かつ丁寧に審査を行ってまいりたいと考えております。

○足立委員 ありがとうございます。そういうことで結構だと思います。しっかりと願います。電気料金は本当に大事なので、しっかりと、新川さん、お願いをしたいと思います。

この電力の話をおと一問だけ。  
インボイスの影響について、共産党がえらいわあわあやっています。これはどういう状況か、井上部長から御答弁いただきたいと思っております。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。  
F I T制度では、再エネ導入を促す観点から、法律上、電気事業者に対して再エネ電気の買取りを義務づけております。

インボイス制度の開始後、仕入れ税額控除ができない場合には、再エネ電気を買い取る義務のある電気事業者に新たな消費税負担が生ずることとなります。

こうしたインボイス制度の導入に伴う買取り義務者への影響を抑制するため、課税事業者であるF I T認定事業者に対し、インボイス登録に対する周知を経産省としても一生懸命やっております。

その上で、なお、F I T制度に基づく再エネ電気の買取り義務を行う中で、仕入れ税額控除ができないことによりやむを得ず負担分につきましては、法律に基づく再エネ電気の買取りが困難とならないよう、資源エネルギー庁の審議会での御議論も踏まえまして、二〇二三年度につきましても、F I T制度において再エネ賦課金から手当てするということとなっております。

この二〇二三年度に必要な金額というお尋ねでございますけれども、F I T認定事業者に対して我々が実施したアンケート調査の回答結果から機械的に単価に換算いたしますと、〇・〇〇七円程度パークワットアワーということになります。これは、二〇二三年度の賦課金単価一・四〇円となりますけれども、これの〇・五％程度の水準であるということでございます。

引き続き、課税事業者のインボイス登録に関する周知を通じまして、インボイス制度の導入に伴う買取り義務者への影響の抑制に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○足立委員 井上部長、ありがとうございます。よく分かりました。

この規模感というか、影響は今の〇・五％ですか、ですから、余りないとか言うか怒られるけれども、余りないわけでありまして、これを赤旗が針小棒大にキャンペーンを張るものだから、私も赤旗の被害者ですので、共に闘っていくというふうに思いを共通にしていきたい、こう思います。

一旦、これで経産省の皆様は結構ですので、もしお忙しかったら引いていただいて。後半も面白いので、また聞いておいていただいても結構です。

ここから、あと残りは総務省と厚労省に今日はお越しいただいています。

何で政治資金規正法の話が出てくるかといえども、実は私、会社をつくっています。株式会社をつくって、その株式会社で政治活動をやっています。株式会社は営利事業として政治活動をやっているんですよ。私はその会社を選管に持っているんです。私はその会社を選管に持っているんです。私はその会社を選管に持っているんです。

ごめんなさい、今、政府参考人の方、問いの四、五、六は後ろからいきます。済みません、後ろからね。  
まず、通告の六番ですが、皆さん、C o l a b o 〇って聞いたことありますか、C o l a b o 。若年被害女性等支援事業かな、ネットでえらい大騒ぎになって、実際、東京都やC o l a b o にずさんさがあったということ、これ、暇空茜さんやったかな、ある男性の方が住民監査請求をして、実際に、東京都が珍しく、これはいかぬというところで監査報告を出しています。

二つ、厚労省に御答弁いただきたいのは、東京都の調査を踏まえて加藤厚労大臣も必要な対応を行っていきたくおっしゃっていました。必要な対応がなされたのか。  
それから、特になぜこれが炎上しているかといったら、C o l a b o の代表の方が辺野古に行ったり慰安婦の何かをやったとかいうことで、結構政治的なんですね。共産党とか何党かは、政党性はちよつとよく分からないけれども、とにかく政治的なんです。それでえらい炎上しているんですが、C o l a b o 等の政治性、すなわち、この若年被害女性等支援事業というのは国もお金が入っていますから、国の事業ですから、この実施要綱に規定する「政治活動を主たる目的とする団体」に該当すると、これは事業を受けられませんか。これに該当するかどうかも含めて御紹介ください。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。  
C o l a b o の問題に対する必要な対応ということでございますが、その団体及び東京都における対応を踏まえまして、厚生労働省といたしましては、補助金の適正な執行を図る観点から、去る三月二十四日付で、各地方自治体に対し、この若年被害女性等支援事業を行う際は、国庫補助金について、ほかの用途に使用されることや、重複して同一対象経費に充てられることがないよう、適切に確認等を行う必要がある旨等を通じたところでございます。

もう一点、実施要綱に規定する「政治活動を主たる目的とする団体」に当たるかどうかにつきましては、この一般社団法人C o l a b o は、十代の若年女性等を対象として、夜間巡回、相談、一時的な居場所の提供、食事、衣類等の提供など、困難を抱える若年女性を支援する活動を主として行っている団体と承知しております。このため、若年被害女性等支援事業の実施要綱に規定する「政治活動を主たる目的とする団体」には当たらないものと考えております。

○足立委員 ありがとうございます。  
今、二つの議論をしましたが、まず、二十四日付で「若年被害女性等支援事業に関するQ A A について」というのが今御紹介あったように出て、私も手元に持っています。これは、だから、何か国として事業のフレームを変えようということではなくて、Q A A で、都道府県がちゃんとやってねということを確認したものであるということなので、東京都の監査報告を受けて、一応、必要な対応はこれで一旦終わりということなのかどうか、改めてちよつとお願ひします。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。  
おっしゃるとおりでございますが、これは、都道府県が実施主体となる、都道府県等が中心となる事業でございます。国はそれに補助しているものでございます。

都道府県において適切に委託先などとの関係で経費の支出を処理していただくべく、都道府県に

補助している国といたしまして、必要な通知で、QアンドAも含めて示したところでございますので、必要な対応をしたと考えております。

○足立委員 ありがとうございます。

私も、従来から、この問題、実は幾つかの政党が国会でも取り上げ始めていて、衆参の本会議でも取り上げた方がいらっしゃるし、それから、我が党の政調会長も長文の質問主意書をお投げして対応いただいて、お手数をおかけしましたが、そのいわゆるずさんさ、行政事務のずさんさについては本当にあつてはならないことなので、このQアンドAも含めて、問題があつた東京都を中心に、これはちゃんとやつてもらわなアカン。小池知事も、これはこうやって国会でも取り上げられているんだから、このずさんさについてはちゃんとやつてもらつたらいい。これで、私の主たる関心はそこで終わります。

ただ、もう一つ、主たる関心。ずさんさに関しては一旦、一つの区切りだと思ふんですが、さっきの政治性ですね。

今御答弁いただいたように、Coalaboの代表が、何か辺野古で辺野古反対とか、慰安婦で何かどっちの国の立場か分からないような活動をしているからといって、そんなことをいえば、いろいろな事業をやっている株式会社代表が自民党の選挙応援していたりすることはあるわけですから、それは、政治活動は自由なので、何かそれをもってわあわあ言うのは私はおかしいという立場で、実は、そのわあわあ言っている人たちとけんかしてきたんですよ。ほんなら、もうネット上でぼこぼこで、足立さんはそんな人だったのかみたいに、もうぐちゃぐちゃにされてしまつてね。挙げ句の果てに、足立の兄は、実は福祉系のNPO法人の理事長をしているんですよ。ほんなら仲間だろうとか言われまして、それでもうえらいことになつたんですが、それは、当事者が、我々はそんなずさんなことはやっていませんよと言って終わっています。終わっています、もうとにかくそういうふうに、わあつとなるわけですよ。

私は、この件については、従来から実はライブワークで、さつき冒頭申し上げたように、要は政治資金規正法なんです。もしCoalaboの代表が何かやっている、それがCoalaboなのかCoalabojやないのか分からないけれども、組織的、継続的に何か政治活動をやっているんだつたら、それは政治資金規正法で規制せなアカンわけですから。規制というか、規制下に置かなアカンわけですから。それじゃ、政治資金規正法の政治団体に該当するのかわからない、それじゃないじゃないですか、政治して。政治をつかさどっている政法法ってないんです。政治活動規制法もないんです。あるいは、収支を明らかにする等の、あるいは寄附金規制とかの政治資金規正法があるだけなんです。だから、意見があるんだつたら政治資金規正法の議論をしようやと僕は言つてきたわけですけども、誰も相手にしてくれない、独りぼっちなんです。

何でこの話を、あえて今日はこれをしたかという、実はほかにも重要な話に広がっていきま

まず、私の兄がやっているみたいなNPO法人とか、あるいはCoalaboは一般社団法人です、あるいは一般財団法人、そういうNPO法人とか一般社団法人とか一般財団法人に非営利法人については、仮に、そうした団体が政治活動をやっているいわゆる政治資金規正法の三項に該当するんだつたら、これは、いわゆる私たちがつくっている政治団体じゃなくて一般の非営利法人であつても、それは政治団体に該当する場合があります。と私は考えますが、そうですかということ。

例はありますか。例えば、一般財団法人と称している非営利法人の中に政治団体登録届出をしている団体がありますかというのを答えただけですか。

○森政府参考人 お答えさせていただきます。政治資金規正法第三項におきまして、政治団体とは、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること、特定の公

職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することのいずれかを本来の目的とする団体、又は、これらの活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体とされているところでござい

今ほど申し上げた政治資金規正法第三項第一項に規定する政治団体のうち、総務大臣届出団体において名称に一般財団法人が含まれる団体として、一般財団法人WIN WINというのを把握してあります。

○足立委員 ということなんです。

だから、余りよく皆さん知られていないんだけど、非営利法人でも、実態として、その本来の目的や主たる活動が政治であれば、それはやはり収支を明らかにせなアカンですよ。だから、もし皆さんの周りで、何か政治活動をばりばりやつていて、これは政治活動やんというのがいるけれども選挙とか総務省に登録されていないけども透明な形でやつているところがあつたら、それはちよつと違ふんじゃないかと言つていいはずで、少なくとも、今私が探した限りでは、そのWIN WINしか見つかりません。ほかにも

あるいは、もしCoalabo等の団体がけしからぬという人がまだいるんだつたら、私はもうそれは思わないよ、思わないけれども、けしからぬという方がいらつしやるんだつたら、政治資金規正法のその三項を改正して、もつとこの定義を広げたらいいんですよ、ということとをずつと私は主張してきています。

なぜ、以上のような議論をこの経済産業委員会でするのかという、もう一回さっきの話に戻りますが、実は、会社と労働組合は、政治資金規正法の政治団体の対象にはなり得ないことが明らかになっていきます。それは私が、産業競争力強化法のグレーゾーン解消制度に私の会社はどうなんだということを照会した結果、それは対象になり得ないという回答を文書でいただいています。この辺りの簡単な経緯と、経緯はあつてもなく

でもいいけれども、その辺の感じをちよつと教えてくださいます。

○森政府参考人 グレーゾーンの解消制度についての経緯は、今ほど先生の方から御指摘いただいたとおりでございます。

政治資金規正法第三項第一項においての政治団体の定義、先ほど申し上げたとおりでございます。政治上の主義、施策を推進、支持、これに反対することや、特定の公職の候補者を推薦、支持、又はこれに反対することのいずれかを本来の目的とする団体、又は、これらの活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体とされておるわけでございます。

そしてまた、政治資金規正法第二十一条第一項におきまして、会社、労働組合、職員団体その他の団体が政党及び政治資金団体以外の者に対して政治活動に関する寄附をしてはならないこととされておりますが、同条第二項において、政治団体がする寄附については同条第一項を適用しないこととされております。

仮に、会社法の規定によつて設立された会社が政治団体になり得るのであれば、同条第二項により同条第一項の適用が除外され、会社から政党及び政治資金団体以外の者に対する政治活動に関する寄附をすることが認められることになりまして、企業・団体献金を制限した同条の趣旨を没却することなどから、会社は政治団体になり得ないものと解されます。

また、労働組合については、労働者がその労働条件の維持改善等を図ることを主たる目的として組織する団体であり、政治活動をすることを本来の目的とするものではないことから、政治団体とはなり得ないものと解されるところでございます。

○足立委員 ありがとうございます。

経産省の皆さん、済みません、余り面白くなかつたですね。あと一問で終わりますから、最後までちよつとおつき合ひください。

あと五分ですが、非営利法人のことは今申し上げたのとおりです。それから、株式会社を含む会社については今御紹介いただいたとおりです。

私が今日、改めてこの場でやる、産業競争力強化法というきつかけがあったのでこの場をおかりしていますが、非常に私が問題だと思うのは労働組合ですよ、労働組合。労働組合も、さつきやっただように政治団体ではないんですね、政治団体にはなり得ないんです。

ところが、政治資金規正法の逐条解説を拝見すると、こう書いてあります。そうなんだけれども、仮に、当該労働組合が事実上、政治活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行っているとすれば、それはやはり政治団体と解されることになるんだと書いてあるんですよ。分かりますか。労働組合だと言っている団体があっても、政治活動ばかりやっていたら、何か僕、多くの労働組合が政治ばかりやっていると書いちゃうんですけども、とすれば政治団体と解されると書いてあるんですよ。すごいでしょう。政治団体と解されるんですよ。加えて、その場合には、もはや当該団体は労働組合としての性格は失われていることになるかと書いてあるんですよ。

だから、例えば、私が再三国会で取り上げてきた連帯ユニオン関西生コン支部というのがありません。逮捕者を五十人以上出しました。私はこう言っているんですよ、労働組合を装った反社会的団体だと言っているんですよ。

そういうことだよねということなんだけれども、だから、一見、労働組合だと自称している人たちの中には、労働組合ではなくてしまっている、単なる政治団体だということがあるということではないですか。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。

恐縮でございますが、個別の事案そのものにつきましましてはお答えを差し控えていたいただきたいのですが、一般論としまして、労働組合法上、労働組合とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図るこ

とを主たる目的として組織する団体でございます。主として政治運動又は社会運動を目的とするものについては労働組合法上の労働組合と言えないものとされております。

なお、労働組合がその活動の従たる面において政治活動を行うことは、もとより差し支えないと解されているところでございます。

○足立委員 これはすくく私は大事な議論だと思っております。これから日本の政治が、私はよく、脱五年体制、五年体制の亡霊にとどめを刺すと言いつつ続てきました。自民党は全国の豪族たちに支えられていると僕は勝手に言っているんですが、いわゆる野党第一党を始めとする維新以外の野党の多くは、まさに労組に応援されているわけです。だから、立憲と国民もそういうことであわあわ、連合とかやっているわけです。

でも、さつきやっただように、政治活動、政治運動を目的とする団体は労働組合ではないんですよ。労働組合法第二条の定義に、左の各号の一に該当するものは労働組合ではないと書いてあります。その四号に、主として政治運動又は社会運動を目的とするものと書いてあるんですよ。それは何かといったら、政治資金規正法と同じようなことがいろいろいるコメントールには書いてあるんだけれど。

だから、私の地元で今度府会議員に出ようとしていた方が、参議院の繰上げ当選で恐らく今度参議院議員になられます。その方はまさに、連帯ユニオン関西生コン支部の執行委員長、何回も有罪になっている人と密接に関係ある人が今度参議院議員に上がってきますけれども、それを応援している連帯ユニオン関西生コン支部というのは、私は、いや、これは分からない、個別の事案については分からないけれども、分からないって、誰も断言はできないし、それは司法的の当局が判断することだけれども、国会議員の一人として私の所見を申し上げれば、それは、労働組合であること

を装った暴力主義的な、そういう犯罪を何度も犯している、そういう団体じゃないか、それは労働

組合じゃないんじゃないかということをおっしゃっています。

だから、何党とは言いませんが、これまで国会の野党を仕切ってきたところは、今私が申し上げた労働組合と政治団体の関係、これについて改めて思いを致しながら、公正な形で、透明な形で政治活動をしていただくようお願いして、そうすべきだと訴えて、質問を終わります。

○竹内委員長 次に、小野泰輔君。

○小野委員 日本維新の会の小野泰輔でございます。

まず冒頭に、今朝、採決して可決いたしましたGX推進法、私どもで修正案を出させていたいただきまして、閣筆頭を始め理事の皆様方にも御理解もいただきまして、大変いい内容になったんじゃないかというふうに思っています。

先ほど足立委員からもありました、私も質問の中で何度か大臣にも問わせていただきましたけれども、やはりスピード感を持ってやっていくということが大事だと思いますし、この二十兆という予算規模に限らず、やはり必要なことはやっていく。

今、世界中で、今日も先ほど落合委員からもお話がありました、ヨーロッパの方でも電動車に関する考え方も刻々と変わっているということ、我々もタイムリーに、足立委員が言っていたピン留めということにこだわらずに、機動的に制度を、その時期に応じて、あるいは世界の趨勢に応じて対応していくことが大事だと思いますので、これから二年間、まさに作業が始まるということでございますので、是非いいものにしていくようにお願いしたいというふうに思います。

今日は、電力システムに関する集中審議というふうなお題もついておりますので、私もそのこと中心に質問させていただきますと思います。

まずは、再生可能エネルギー賦課金の単価の引下げというニュースがありました。二〇二三年度

の再生可能エネルギー発電促進賦課金、いわゆる再エネ賦課金の単価が、経産省が決定をしましたというところでニュースにもなっていました。

四月以降の賦課金の単価が一・四〇円、これがキロワットアワーの単位で決められたということですが、二〇二三年度の三・四五円から大幅に低下をしたということで、これはFITが導入されてから初めてのことだと。今までもずっと上がってきたということですが、非常に大きなニュースだったというふうに思います。

この結果、今年の五月の検針分から一般的な世帯で約八百円ぐらい月々電気料金が下がっていくということ、国民の皆さんもこれに関しましては大きい胸をなで下ろしておられるというふうな思っておりますけれども、まず最初にお伺いしたいのが、この令和五年年度の再エネ賦課金の単価が下がった理由というのを教えてくださいたいと思います。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

再エネ賦課金単価につきましては、再エネ特措法に基づきまして、年度の開始前に経済産業大臣が、再エネ特措法で定められた算定方法にのっとり設定することとなっております。

具体的には、再エネ特措法上、賦課金単価は、再エネ電気の買取り費用から再エネ電気を卸電力市場に売電した場合に得られる収入を除いた額を販売電力量で割って得られる額を基礎に定めるということになっております。

こうした再エネ特措法で定められた算定方法にのっとり、再エネの導入状況であるとか、あるいは卸電力市場価格といった客観的なデータ、その見込みに基づき設定を行っております。

具体的には、まず、再エネ電気の買取り費用でございますけれども、こちらは、再エネの導入拡大に伴い、約四・七兆円へと増加いたします。一方、再エネ電気の販売収入は、ウクライナ情勢に起因する年間を通じた市場価格の実績などを踏まえまして、こちらが約三・六兆円へと増加いたします。販売電力量は、過去の実績を踏まえて、約八

千億キロワットアワーと設定してございまして、こうした諸元を基に算定した結果といたしまして、委員御指摘のとおり、一キロワットアワー当たりの再エネ賦課金単価は、二〇二二年度三・四五円から二〇二三年度一・四〇円へと低下することとなったというところでございまして。

○小野委員 制度の詳細にわたって御説明いただきましていただいても、一言で言うとも、再エネの賦課金が下がったというのは、これは太陽光とかで発電した再エネも含めて、燃料価格が高騰したから、それによって電気全体の買い取る費用というのが跳ね上がった、その上がった分だけ、賦課金として国民の皆さんにひとしく負担いただく部分が軽くなったということだというふうに思いますけれども。

ただ、よく考えてみると、何で燃油価格が高騰したのに燃油を使っていない再エネの電力まで上がったしまつたというふうなことがあるのかと思えます。これは仕組みがそうなっていると言えれば一言なんですけど、ただ、何でそうなっているのかというのを、国民の皆さんも素朴な疑問を持たれていらっしゃる方も多いと思うので、そこをちょっとお答えいただきたいと思います。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。新電力であるとか電気の小売事業者が再エネ電気を調達する手段としては、まず、FIT認定事業者からの調達という形と、FIT制度なども活用した再エネ発電事業者との相対契約による調達、こういったものが考えられます。

もう委員御指摘のとおりなんですけれども、FIT認定事業者から再エネ電気を調達する場合がありますが、こちらは、再エネ特措法に基づきまして、小売電気事業者が負担する費用というのは卸電力市場から電気を調達する費用ということに制度上なっております。このため、市場価格が高騰した場合には、小売電気事業者が電気を調達する費用は増加する一方で、先ほど御答弁させていただいたとおり、需要家に御負担いただく再エネ賦課金が低下する、こういう仕組みになっております。

こうした制度の中で、FIT制度に基づく再エネ電気を多く調達している一部の新電力の皆様は、足下の卸電力市場価格高騰を受けて経営状況が厳しいという声も承っております。

新電力が安定的に再エネ電気の調達を行うためには、卸電力市場からの調達だけに依存しないような環境の整備を行うことが我々としても重要だと考えておりました。具体的には、今年の四月から導入されているFIP制度、こちらですと、FIPの認定事業者、発電事業者は、自らが相対取引等を行いつつ一定のプレミアムを受け取ることができるとなっております。こちらにつきましては、FIT制度を活用することで市場価格によらない再エネ電気の調達が可能だという制度はございます。

加えまして、FIT、FIP制度によらない相対取引にしましては、長期の相対契約による再エネ電気の調達を行う、需要家が発電事業者と一体となって太陽光発電の導入を行う、こういった場合には、令和四年度補正予算、あるいは、御成立いただきました令和五年度当初予算でも措置しております。予算としての支援も行っております。い、かように考えております。

また、市場価格変動リスクを低減する保険商品というものも出てきておりました。我々、予算でも支援させていただくなど、リスクマネジメントの普及啓発を進めていく。

こうした新電力による電力調達におけるリスクを低減する取組というのを更に促進していかないと、今の制度としては委員御指摘のような点もございまして、その点、我々としても更なる取組が必要だ、かように考えてございます。

○小野委員 ありがとうございます。電気に色はついていないけど、もちろんそれを、例えば証書として発行して、その価値に対してお金を払って取引するとかというふうなことかありますけれども、電力市場の中で電気が扱われてしまえば、それはどういったことで発電が行われたのかということを捨象して扱われるというのは

仕方のないことだとは思っていただいても、ただ、やはり、我々、脱炭素社会を目指していくという以上は、化石燃料を使わずに、CO<sub>2</sub>を排出せずに作った電気が化石燃料の市況に引っ張られてしまおうというのは、やはり非常に皮肉な結果だなどというふうに思いますので。

私も、答弁をお聞きしながら、じゃ、どうやればいいのかというのは、まだまだ本当に緻密な議論が必要だと思えますし、また、あと、相対取引がもちろん一番簡単なわけなんですけれども、でも、相対というのはそんなに簡単にやれるわけでもありませんし、そういう意味では、市場を通じて、そういった電力がどういう形で作られたのかということによって価格がちゃんとそれなりに評価されるということも大事なんじゃないかなというふうに思います。

そこで、ちょっと一つお聞きしたいのが、GX推進法でも我々議論をしましてまいりましたけれども、今後、有償オークションが、例えば二〇三三年に電力会社さんに適用されるというふうなところで始まるわけなんですけれども、そうすると、化石燃料を使って発電をしている電力会社で作った電気というのは、当然オークション分だけそれには付加された価格になるということ、もし、再生可能エネルギーの導入度合いがそんなに高まらないということになって、しかも取引制度が今のようない感じだと続くとすれば、また同じように、有償オークションが導入されたときに、再生可能エネルギーの価格も燃料価格に左右されてしまうようなことがあるんじゃないのかなというふうに思います。この辺、どうお考えでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。有償オークションを含めたカーボンプライシングは、炭素排出に値づけをするわけでございまして、GX関連製品、ここでは電気ということになってくるわけでございますが、そこについての一定の選別を促すようなシグナルを発することが期待されるかと思っております。

今委員からも御指摘ございましたように、調達の仕方、販売の仕方というのは、卸市場を経由する場合と相対取引という両方があるかと存じます。

市場の方について申し上げますと、現状の日本卸電力取引市場のスポット市場というものについて申し上げますと、売手と買手があつて、一つの財としての電気をどう一律で買えるか売れるかという市場でございます。ですので、需給に応じてコストをベースとしながらシングルプライスを決めるという仕組みになってまいりますので、このカーボンプライシングが成り、一般的には転嫁されるわけでございますので、入れる価格自体は上がりますが、結果的にそこで落札されたときの価格というのは同一になるといっては委員御指摘のとおりかと思えます。

一方で、実際の価格の見通しというのは、現時点で、電源構成とか需給動向ですとか燃料価格、様々な要因で影響が出るので具体的に申し上げるのは困難でございますが、仮にそうやって安いものが取られていくことになりまして、より高い値のついた、カーボンプライシング、高いものについていうと、枠の中にはまらずに落札できないというふうな形でそれが表れてくることも一つあるうかと思えます。

なかなか難しい御指摘でございますが、相対取引のところもやはり促進していくことは大変重要なことかと考えております。有償オークションの導入によって価値が高まった非化石電源というものも電気の需要家が直接選択する需要も拡大することに対する取組を、これを促すための取組を進めていく必要が重要かと思っておりますので、この制度の導入に合わせ、それが実際の取引の中で反映されるような取組を後押しすべく、私どもも取り組んでまいりたいと考えてございます。

○小野委員 ありがとうございます。電気に色がついていないことがもちろん大きく起因しているんですけども、我々が今やっていることの制度の本質というのは、発電する側がど

ういった選択を取るのかという方に対しての行動変容を促すということが、電力市場は中心になっていると思うんですね。

もちろん、脱化石燃料ということ消費の方、顧客先に説明しなければいけないので、企業の側も、例えばRE100を目指しますという行動は分かるんですよ。分かるんですが、それはあくまでも経済行動としては割高なものを選んでいくということになるので、私が今回の質問でちょっと申し上げたかったのは、再生可能エネルギーをより生み出した方が、そっちの方が安く、みんなが、消費者が選んでもらうというような理想形に何かいけないだろうかということ、今日は一般質問なので、私が悶々と考えていることを、これは政策論というよりも、一体そういうことが可能なんだろうかということ、ちょっと私の中で問題意識がありまして、御質問をしているわけなんです。

さつき松山部長が少しおっしゃったことがヒントだというふうに思うんですけども、今回、燃料価格が上がった、それで電力料金も上がったというふうな状態がこの電力市場の中で起こったわけなんですけれども、分かりやすくざっくり言うと、今回の状況で一番誰が得をして誰が損をしたのかというのは是非、これはなかなか言いにくいかもしれないんですが、一般論的なものでもいいですから教えてください。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

なかなかこれは一概にお答えしづらいところだと思えますが、電力の市場を通じて購入する人、それを売る人ということになりますと、その値が上がるわけでございますので、売手である発電者のサイドにより多くの収入が入ってくる、逆にこれを買手である小売事業者のサイドにとつて言うと、お支払いする金額が増えてくるということになってまいります。そのお支払いする金額は最終的には需要家の方々には転嫁されていくわけですので、需要家である我々消費者のサイドが負担が増えてくるということになっているのが全体

的な構造でございます。

ただ一方で、発電者のサイドも、より化石燃料に依存する人であればあるほど燃料の購入価格というのが上がってくるわけでございますので、その依存の高い人たちは、それを作るための費用としての燃料費が上がりますので、より利益が得られるといいながら、その利益はよりちつちつと減らされてしまう、そうでもない燃料代が上がってない人たちにとっては、相対的に考えればその上は少しは少なくなっている、こういったところが概括的なことかと考えております。

○小野委員 非常に抽象的な言い回しをされましたが、一言で言うと、再生可能エネルギーをやる方が相当もつかっている方がいらつしやるということだと思えます。

化石燃料はこれだけ上がっていますので、今、大手電力会社も含めて赤字にもなっているということですので、電力料金も上がっている中で、我々日本国民が全部化石燃料で暮らしていれば、多分、日本国民全員が損をしていて海外に国富が流出しているという状態ですけれども、再生可能の方には、ある意味、電力料金がどんどん上がって行く中で、でも化石燃料を買っているわけじゃないので、そういう意味ですと、それは再生可能エネルギーをこれから導入しようというふうなインセンティブになる可能性もあります。

ただ、先ほど質問された方もいらつしやいましたけれども、それほど再生可能エネルギーは今伸びているわけでもないというふうな状況があります。ですけれども、やはり原油高騰というのは、それはもちろん国民経済を逼迫させるということもありながら、再生可能エネルギーを導入するというドライブにもなっていく、そして、そういったところで経営がちゃんとよくなっているところもあるんだということをしつかり、これを割とちゃんと説明していくことも大事なんじゃないのかなというふうに思います。

もちろん、理想は、再生可能エネルギー賦課金がなくならないと。そうはいっても割高な料金

でまだやっていますよという状況なので、これを下げる努力をしていくためにも、このGXの投資というものをとっと大胆にやっつけていかないと。技術開発にも当然お金を投じるべきだと思いますけれども、今ある技術で再生可能の導入を進めていくというところに集中的にやっつけていただいで、そして、私が先ほど質問したように、化石燃料が上がって再生可能まで上がってしまうみたいな世界を早く終わらすということを是非やっつけていただきたいと思えます。

また、目下の電力料金の高騰に関してちょっと話を戻しますけれども、確認のためですけれども、再生可能賦課金が今回引下げをされました。それによって、月々の電力料金、各家庭で非常に助かるということでございますけれども、今、経産省に対して大手電力会社が料金の値上げ申請をしています、この再生可能賦課金の引下げというのは何かその審査に関わりがあるんでしょうか。

○西村(康)国務大臣 再生可能賦課金の単価につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたけれども、再生可能措置法に基づいて、年度の開始前に経産大臣が再生可能措置法に定められた算定方法にのっとって設定することとされておりまして、二三年度の賦課金単価については、先ほど説明がありましたけれども、一キロワットアワー当たり一・四〇円ということになっております。

再生可能賦課金は電気の規制料金の原価に含まれるものではありません。規制料金の改定申請については、引き続き、必要な時間をかけて、丁寧かつ厳格に審査を行っていきたくと思えます。

○小野委員 もちろん、言わずもがなのことだと思えますけれども、やはり国民はちゃんと見ていくということ、家庭が負担する料金が今回の再生可能賦課金で下がったからといって、そのこととは別だよと。ちゃんと、電力会社の料金の値上げについては、これまで大臣が御答弁いただいたとおり、粛々と、そして厳格に一つ一つ精査をしていくということをお願いしたいと思います。

そして、今、政府の方で、電力料金の高騰に対

応する、例えば低圧であればキロワットアワー当たり七円というふうな補助金が入っておりますけれども、今回、平均的な家庭は、今回の再生可能賦課金の値下げによって、そして、今政府が決めておられる補助金と合わせると、結構、高騰前の値段ととんとんになるんですね。これは本当に偶然の一致なのかというぐらい、政府の補助金が入ったことによって、これから仮に、例えば東電が六月に値上げ申請したとしても、高騰が始まる、政府が補助金を入れる前の水準と変わらないというふうなことになるんです。

○西村(康)国務大臣 もう御案内のとおり、総合経済対策に基づきまして、二月の請求分から、低圧の需要家についてはキロワットアワー当たり七円、高圧の需要家については三・五円の値引きを行っているところであります。

そして、四月の使用分、五月の請求分から適用される再生可能の賦課金が約二円程度下がるといことでありますので、これは、低圧、高圧、それから特別高圧問わず、全て電気を利用する方が下がるといことであります。これに伴って、値下げ支援、先ほどの七円、三・五円、この水準を変更することは考えておりません。引き続き、値引き支援を確実に届けられるように取り組んでいきたいと思えます。

その上で、九月以降のことについては、燃料価格がどんなふうに移移するのか、まだ予断を許しませんので、これは、国際情勢の変化、どう動くかということにもよると思えますので、今後の国

際的な資源価格、電気料金の動向、それからGXの推進状況、こうしたものも踏まえながら適切に判断をしていきたいというふうに考えております。

○小野委員 状況に応じて、国民生活を守るために御判断いただきたいと思えます。

それでは、電力システムの改革についてお伺いしたいと思います。

足立委員からお話がありましたので、共通するところは余り深入りはしませんけれども、一連の電力会社の不祥事、これは大臣も重く受け止められておられると思えますけれども、まず、送配電事業、これは法的分離ということでやってきたわけなんです、それでも今回の不正が防げなかったというのはどういうふうにお考えでしょうか。

○新川政府参考人 お答え申し上げます。

二〇二〇年四月に電力システム改革第三弾の改正電気事業法が施行されまして、送配電部門の一層の中立化を確保するため、送配電部門を分社化する法的分離が義務づけられるとともに、中立性確保を目的とした、行為規制を遵守するための体制整備が義務づけられることになっております。

こうした法律上の義務があるにもかかわらず、今般の事案につきましては、一般送配電事業者が漏えいしてはならないとされております顧客に関する情報が、グループ内のみなし小売電気事業者の社員などから閲覧可能な状態になっており、かつ、多数の閲覧が行われていたものと認識をしております。

事案の内容、背景につきましては、現在、電力・ガス取引監視等委員会において調査中でございます。また、再発防止策についても同委員会の有識者会議において議論中でございます。

その上で申し上げますと、今週月曜日に開催されました電力・ガス取引監視等委員会の有識者会議におきましては、情報システムの不備により小売部門側から顧客情報を閲覧できる機会があったということや、今回の事案には情報遮断や行為規

制に関する関係者の意識の問題が関わっており、会社の内部統制に問題が生じている可能性があるということなどを事務局から御指摘をさせていただいた上で、再発防止策について御議論いただいたところでございます。

今回の事案の調査、説明や再発防止策の検討を踏まえて、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○小野委員 これから原因究明を更に進めていかれるということだと思います。

その上で、今までの仕組み、これは、法的分離ということで、様々、やってはいけないこと、行為規制をかぶせてきたわけなんです、それが徹底されなかったというような事実がありますので、今のままで別にオーケーというわけにはいかないと思えます。今後注意しますだけでは済まされはしないというふうに思えますので、そこは、国民の信頼を取り戻すという観点から、どういった制度にすべきなのかということも考えていただきたいと思うんですね。

先ほど足立委員からもありました、所有権分離というのが必要なんじゃないかと。我々も昨日本案を提出しまして。

ただ、私自身も、所有権分離をすれば何か解決するというふうには思っておりません。もっとも精緻な制度設計が必要だと思えますし、所有権分離をしたことよっての弊害だって当然あるのかと思えますけれども、所有権分離を経産省の中で何か少しでも考えているということがあればその状況とか、あるいは、それをしないに關して、何か理由があった、そういうことは考えているとか考えていないとかというのがあれば教えてくださいたいと思えます。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

今般の大手電力によります一連の情報漏えい、不正閲覧の事案というものは、委員から御指摘ございますように、送配電事業の中立性、信頼性、電力システムの今回の改革の在り方としてゆゆしき事態。これに対しては徹底した説明を行って再

発を防止しなければならぬということで、先ほど新川局長の方から答弁ございましたけれども、現在、調査を行い、それを踏まえた再発防止策ということを検討しているところでございます。

これから議論が進んでいくところでございますので、まだ予断を持ったことは申し上げられませんが、送配電の情報管理の適正化ということはやらなければならぬ、同時に、その履行を確保するためのメカニズムをしっかりとつくらなければならぬ、そして同時に、これは所有権分離の前提としてよく言われる話でございますが、小売間の競争環境というのをしっかりと確保する、これが目的であるわけでございます。そうしたときに、今回の事案も含めた上で、電力システムとしてどうあるべきかということを考えていくということなんだと思えます。

その際には、システム改革の狙いと、いわばここまでたどってきた道のり、そこで得られた成果と課題ということが顕在化してきているわけでございます。安定供給と競争ということを両立していく仕組みを考えていかなければならない。どの選択肢を排除するというわけではなく、これは虚心坦懐に、課題ということを整理した上で対応策を検討していきたいということで考えているというのが現状でございます。

○小野委員 小売の競争環境、これをちゃんと、我々、自由主義経済に生きているわけですから、競争環境をちゃんと中立なもの、そして公正なものにするというのが、これが大前提だと思えます。私たちも、西村大臣にも、我が党の電力に關して、エネルギー政策に關する提言もお持ちをさせていたしましたが、その中にも、中立で公正な市場を達成すること自体がやはり大切なんだというところだと思います。それが、今の電力システムでは残念ながら欠けているところがある、あるいは徹底できていない部分があるというふうに思

います。片や、我々も、何でもかんでも競争だけ促せばいいというものでもないと思えます。資源のない

中で、どうやってエネルギー枯渇しないような安定供給をしていくのか、エネルギー安全保障を図っていくのか。それが、自由競争がどんどん進んでしまつたら阻害されるようなことがあるのであれば、それは手当てをしなければいけないんですが、ただ、そのことが所有権分離の否定につながるのかどうかということも、これも徹底的に議論していかなければいけないことだと思います。

原則的に、競争環境をしっかりと整備するということであれば、それはやはり所有権分離の方がフェアだというのは間違いなことではありますので、私たちは、そこが原則、軸足というふうには考えておりますが、ただ、そこに、一〇〇%を実現するというふうには固執しているわけではありせん。ただ、今の制度が別にベストではない、そして、これだけの問題が起こっているということを通理理解とした上で、いいものをつくっていくという議論を、これから調査結果が上がってくるわけでございますので、それをしっかりとこの国会でも引き続き議論していきたいというふうには思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

先ほど、システムの話もありました。内閣府の規制改革推進室のタスクフォース、先ほど話が出ましたけれども、この提言書の中に、システムを物理分割すべきではないかというような指摘がありました。

実際に、今の電気事業法の中にも定められていて、施行規則の第三十三の十五というのがありまして、そこにシステム要件が書かれています。特定された者のみが情報が入手できるようにしなければいけないんだという旨のことが書かれています。今、運用を考えると、システムがつながつていて、IDとパスワードだけで入ってしまうというのはいや問題なんじゃないのかなというふうには思いますが、この物理分割のことについてどう思われますでしょうか。

○新川政府参考人 お答え申し上げます。

現在の電気事業法におきましては、御指摘のとおり、一般送配電事業者が情報システムを発電、小売等と共有する場合のシステム要件としましては、アクセス制限やアクセス者の識別等の措置を講ずる、いわゆる論理的分割を最低限義務づけていくところでございます。システムを物理的に分割するという、いわゆる物理分割までは求めていないという状況でございます。

他方で、今般、一般送配電事業者がグループ内のみなし小売電気事業者と共用するシステムにおきまして、アクセス制限の不備など論理的分割が不十分であったために、新電力の顧客情報が漏えいした事案が発生をしていると認識をしております。

事案の内容、背景については現在当委員会において調査中でございますし、また、再発防止策についても当委員会の有識者会議において議論中でございますが、その上で申し上げますと、今週月曜日に開催した当委員会の有識者会議において、事務局からも、情報システムを物理分割するなど、対策の徹底により、一般送配電事業者が保有する非公開情報を閲覧できる機会をなくすという対策の方向性を示したところでございます。

○小野委員 一番物理分割して困るときというのは、災害対応とかなのかもしれません。やはり、物理的に分割されていると、いざというときに小売の方でお願いしますよということがなかなか言えなくなるとかということがありますが、ただ、それも、送配電事業者の方に、災害対応もするべきだということも提言でも書いてあったりして、ここは、同じことをもう二度と繰り返さないような仕組みとは何なのかということでは非対応をさせていただきたいと思えますし、その上で、災害対応をどういうふうにするのかということを考えていただきたいというふうに思うんですね。

そして、違反行為があったときの罰則についても、軽過ぎるんじゃないかという指摘があります。

今、間接罰ということで、経産大臣の停止、変更命令に従わなかった場合に初めて罰金三百万円ということになっているんですけども、カルテル事案の場合には桁違いに厳しいサンクションが課されていて、例えばこの間のカルテル事案で、課徴金、中国電力に七百七億ですかね、非常に厳しい課徴金が課されているんですが、しかし、やはり三百万円で、しかも、これは、経産大臣の命令にも反することはしないでしょうから、結局はおとがめはなし、罰金はなしということだと思えますが、これで十分なのかどうかということをちょっとお答えください。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。この一連の情報漏えい、不正閲覧の事案に関する再発防止策ということ、これを確実に履行するための仕組みづくりというのは、まさに今検討している最中、これから調査結果を踏まえてやっていくことになるわけですが、その際に、委員から御指摘ありましたように、どう履行を確保するかという意味でのサンクション、制裁措置としての罰則というものは一つの重要な要素かと考えております。

ですので、当然のことながら、これも今後の検討としてはやっていかなければならないということかと認識してございますが、情報の漏えいというものの取扱いの難しさというものもあろうかと思っております。認定の難しさでありますとか、そもそも、情報漏えいしない仕組みをつくることと自身が目的でございます。ですので、履行を確保するための仕組みをいかにして実現するかということについては、例えばほかの法令若しくは情報の漏えいに関する規律とのバランスですとか、事前の規制と事後のサンクションとの全体的な法体系としての整理、様々な観点から整理する必要があるかと考えてございますが、そういった履行の確保の手段についてもしっかりと検討していきたいと考えてございます。

○小野委員 私がなぜ軽過ぎると申し上げているかというと、我々の国は自由で公正な市場を約束

しているんですよ。それを侵すような行為は、それによつてどれぐらいの実害が発生したかどうかというよりも、やはりそういったことを許してはいけないんだというような姿勢はすごく大事だと思っております。だからこそ、公取委はあれだけの強大な権限を持って、しかも、桁が何桁も違うような課徴金も課しているわけですね。ですから、やはりその重さというものを是非今回の事案でも考えていただいて、制度改革を必要範囲においてすべきだというふうに思いますので、これは是非議論の中でそのことを念頭に置いて進めていただきたいと思えます。

そして、それを取り締まる電取委の体制、これも脆弱だということがずつと言われていまして、ちようど提言書の中に具体的に数字も書かれました。電取委の職員さん、本省で七十名程度、地方局で五十名程度、合わせて百二十名ぐらい。これに対して証取委が七百名ぐらいいらっしゃるということ、同じ八条委員会ではあるんですが、規模が大分違うなど。やはり、不正をしつかりチェックするためには、それぐらいの体制というのにも必要なんじゃないのか。

私自身は、公取委、今回政府は大分人数を増やすということで、私も本当にそれはよかつたなというふうに思うんですが、ただ、公取委も全然人数が足りないと思うんですね。

私、価格転嫁ができない理由というのは、これはやはり、取引をする中で発注者の地位が物すごく高過ぎることに問題があると思っております。自由で公正な市場をちゃんとチェックするためのルール作りとか、あるいは体制づくりというのが行われていないので、日本ではなかなか、物価が上がったとしても、取引先が我慢して泣き寝入りをしてしまう、そして、それに対するチェックも働いていない。だから、この二十年、三十年間、給料が上がらないということが続いていたんじゃないかというふうにも思っているんです。

電力の取引の適正化に関して、私は、電取委の体制強化が必要だと思っております。三条委員会ま

で持つていくべきだという議論も我々はしております、今回の法案にも盛り込んでおりますが、それをやるかどうかは別にしても、少なくとも電取委の強化というものは必要だと思いますが、この点、いかがでしょうか。

○新川政府参考人 お答え申し上げます。

大手電力による一連の不正事案につきまして、電力市場の公正な競争を阻害し、また、電気事業の中立性、信頼性に疑念を抱かせるものでありまして、誠に遺憾であると考えております。

それぞれの事案につきましては、現在、電力・ガス取引監視等委員会や資源エネルギー庁が事案の解明に向けた調査を行っているところでございますが、まずは、その結果を精査していくということだと思っております。また、電力・ガス取引監視等委員会や資源エネルギー庁における公開の有識者会議において、再発防止策などについて議論を開始しているところでございます。

私ども、電力・ガス取引監視等委員会を、経済産業大臣直属の八条委員会として、エネルギー政策の枠組みの中で業務を行うこととしているという状態でございますが、これは、安定供給や保安の確保、再生可能エネルギーの普及の観点から合理的とされて設定されているものと理解をしております。

今後、我が委員会におきまして有識者会議の議論を踏まえて、電力市場の監視機能の強化について、体制面も含めて、しっかりと対策を検討してまいりたいと考えております。

○小野委員 これは、新川事務局長じゃなくて大臣に答えていただいた方がよかつたですね。今、一瞬の間があつて、俺が答えていいのという感じが。済みません、私も大臣にお聞きすればよかつたです。

大臣、やはり私は、電取委の強化は本当に大事なことだと思えますので、是非そこは、現場は頑張つていらつしやうと思うんですが、ただ、今回も、本当に我々が悔しいのは、この不正事案も電取委が見つけたわけじゃないということですよ

ね。これは関西電力が、もううみは出し切らな  
きやいけないということで、自ら申告してきた。  
私は、そのことについてはもちろん評価はしてい  
るんですけども、ただ、やはりそれだと、これ  
からも、本当にサンクションが強化されたときに  
は見つかったくない可能性があるわけですね。

ですので、やはり電取委の強化というのは、こ  
れはもう避けては通れないんじゃないのかなとい  
うふうに思っておりますので、現場からなかなか  
言いにくいかもしれませんが、大臣にそのこと  
は、やはり、こういう体制で、こういう仕事を  
やっていきたいんだということを是非おっしゃっ  
ていただきたいと思えます。

次に、この不正事案をいろいろケースごとに報  
告書では分析をしているんですね。その中で、送  
配電会社に在籍をしていた社員さんが異動され  
て、それで小売の方に行かれて、元いた同僚の人  
にIDとパスワードを聞いて、それでシステムに  
ログインしてみるというような類型がありましたし  
た。そういう意味では、役員ですとかあるいは社  
員さんが一定期間、送配電事業会社とそれから小  
売の会社を行ったり来たりできないようにという  
ような規制も必要なんじゃないかというふうに思  
いますが、いかがでしょうか。

○新川政府参考人 お答え申し上げます。  
まず、現行の電気事業法におきましては、行為  
規制の観点から、一般送配電事業者の取締役や従  
業者などが特定関係事業者の取締役などを原則と  
して兼職してはならないと規定をされておりま  
す。

さらに、会社間の異動など人事交流につきまし  
ては、適正な電力取引についての指針において、  
一般送配電事業者とその特定関係事業者との間で  
出向、転籍といった人事交流を行う場合には、情  
報の適正な管理及び差別的取扱いの禁止の確実な  
確保の観点から、社内規程等により行動規範を作  
成し、それを遵守することが望ましいとされてお  
り、各社は行動規範を定めて公表しております。  
例えば、東京電力パワーグリッドにおきまして

は、その取締役にあつては、退任後二年間、みな  
し小売電気事業者などの取締役等や、電力取引業  
務及び電源開発計画策定業務を行う箇所への人事  
異動を行わないとの行動規範を定めているところ  
でございます。

なお、電気事業法におきまして、電力会社等の  
役員職員の人事異動などについて広範に制限する規  
定は導入されておりませんが、この点につきまし  
ては、過去の電気事業法改正法の国会審議におい  
て議論され、内閣法制局の参考人から、職業選択  
の自由につきましては、憲法二十二条第一項にお  
いて保障されておりまして、この憲法上の要  
請を踏まえ、広範な制限規定を設けることが適切  
であるかどうかの趣旨から再考を求めたところ、  
現在の法律案のように、必要性を踏まえた合理的  
な範囲で最小限の制限を課す規定となつたとの答  
弁があつたと承知しております。

いずれにしましても、現在、電力・ガス取引監  
視等委員会において事案の解明を進めていること  
でございますが、調査結果を踏まえて、再発防  
止策について検討してまいりたいと考えておりま  
す。

○井上政府参考人 申し訳ありません。先ほどの  
私の答弁の一部訂正でございます。FIP制度  
の導入を今年四月からというふうに申し上げます  
たけれども、二〇二二年四月からでございます。  
大変失礼いたしました。

○小野委員 この人事の制限、もちろん憲法上の  
問題もありますし、私もそれにこだわるわけでは  
ありませんが、ただ、今も一定の規制があるわけ  
でして、それを見直すとか、より効果的な方法が  
あるのであれば検討いただきたいと思えます。  
大分時間がなくなつてまいりましたが、ちよつ  
と簡潔にお伺いをしたいと思います。

中立性の問題という意味を扱う場合に、社名の  
問題、これも混同しないような工夫が必要じゃな  
いかということがヨーロッパでも言われていま  
す。  
提言書の方でもそのことが書かれていて、例え

ば、東京電力パワーグリッドと東京電力、あと、  
関西電力送配電と関西電力、これはやはり何か混  
同するんじゃないですかというふうに思うんです  
が、私は、やはりもうちよつと、この中立性を  
ちゃんと目に見える形で示すためにも、社名を  
もつとちゃんと言えぬというふうなことも徹底し  
た方がいいんじゃないかというふうに思います  
が、どう思われますか。

○新川政府参考人 お答え申し上げます。  
現行の電気事業法その他の関係法令などにおき  
ましては、一般送配電事業者がその特定関係事業  
者たる発電事業者や小売電気事業者と同一である  
と誤認されるおそれのある商号、商標を用いるこ  
とは原則として禁止されるしております。

その上で、電力システム改革時の議論におきま  
しては、一般送配電事業者と特定関係事業者との  
間の資本関係を許容していることから、グループ  
会社であることの表示は許容されるものと整理を  
されたところでございます。

なお、一般送配電事業者は中立性が求められる  
事業者であるところ、そのことが外形的に判断で  
きる表示がない場合、特定関係事業者と同一視さ  
れるおそれがあることから、一般送配電事業者が  
その商号の一部にグループ名称を使用する場合に  
おいて、その商号において、送配電、ネットワー  
ク、パワーグリッドといった一般送配電事業者で  
あることを示す文言を入れることと整理をされて  
おります。

いずれにしましても、今回の事案を踏まえた再  
発防止策については、事案の調査を踏まえて、当  
委員会や資源エネルギー庁の有識者会合で議論し  
て、検討してまいりたいと考えております。

○小野委員 何とか電力というのが入っている時  
点で、やはり、一般の消費者の方は、送配電事業  
者と小売というのが、何か余りその違いも分から  
ないでしょうし、ここはやはり徹底すべきなのか  
なというふうに私は思っています。

今、御答弁をお聞きしながら、私も思い出しま  
した。私が新卒で入った外資系のコンサル会社、

名前はここでは言いませんけれども、エンロン事  
件で、やはり同じような不正があつて、それでコ  
ンサル部門と会計部門を分離したんですね。そ  
のときも、名前もがらつと変えました。

だから、やはり今回も、そういう思い切つたこ  
とも、改革をちゃんと目に見える形ですという  
意味でもやるべきなんじゃないのかなというふう  
に思いましたので、ちよつとそれをつけ加えてお  
きたいと思えます。

もう時間がなくなりましたが、一番大切な質問  
を大臣にさせていただきたいと思えます。

これまでの電力自由化、これは先ほど足立委員  
からもありましたけれども、私も、何でもかんで  
も自由化をすればいいというものでもないと思  
います。ただ、一方で、今、電力自由化と言われ  
てきたものが、一連の不祥事が出たということ  
を見ると、公正な市場が形成されていたというふう  
にも言えないというふうに思えます。

これまで長らくやってきた電力市場改革をどの  
ように大臣として総括をされているのか、お伺い  
したいと思えます。

○西村(康)國務大臣 まず、御議論いただきまし  
た一連の電気事業における不適切事案、これはま  
さに中立性、信頼性に疑念を抱かせるものであり  
ますので、極めて遺憾だというふうに思っており  
ます。

先ほど来説明がございましたので重複は避けま  
すが、まさに再発防止という観点から虚心坦懐に  
御議論いただいておりますので、いろいろな提言  
も出てくると思えますから、提案が出てくると思  
いますので、それをしっかりと踏まえながら対応し  
ていきたいというふうに考えております。

その上で、電力システム改革についてでありま  
すけれども、まさに、これも御議論ありましたよ  
うに、需要家にとっては選択肢が広がるというこ  
と、それから比較的安価ですつと推移してきたと  
いう面もあります。

ただ、一方で、ここに来て、燃料費が上がるこ  
とによってマーケットが高くなり、多くの新電力

が撤退をするというような事態もあります。また、採算性が悪化した火力発電、この休止も進んでいるということで、安定供給に支障が生じかねない状況もあるということでありますので、こうした点をしっかりと検証し、分析をした上で、もちろん必要な対策を打っていく。これは、保険とか先物取引とか、そういった技術も使っていくと思えますし、いろいろな仕組みも変えていく、相対取引のものについては補助をつけていく、いろいろなことはあると思えますけれども。そして、供給力を確保していくための仕組み、オークションの話もありました、そういった取組も進めていきたいと思っております。

いづれにしても、今回の事案も含めて、この間の電気事業をめぐる様々な状況、これは、安定供給と、できるだけ安価で、そして全体としてシステムが安定するようにということ、技術革新もやはり起こっていくようにしなきゃいけないと思えますので、そうした側面から、是非、制度を不断に見直していきたいというふうに考えております。

○小野委員 大臣の御尽力に期待をしたいと思えます。

最後に、一点だけ簡単に。  
サハリン1、2の権益確保を我々はしているわけですが、この状況、そして今の操業の状況をちょっと簡単に、それだけお答えください。

○定光政府参考人 お答え申し上げます。  
サハリン1は、足下で原油輸入の九割以上を中東に依存する我が国にとって、貴重な中東以外の調達先であります。サハリン2の方は、我が国のLNG輸入の約一〇%を供給し、総発電量の約三%に相当するなど、いづれも我が国のエネルギー安全保障の観点から重要なプロジェクトでございます。このため、国としては引き続きこれらの権益を維持する方針でございます。

いづれのプロジェクต์につきましても、昨年、ロシア大統領令に基づきロシアに新会社が設立されました。そっちの方に日本企業が引き続き参画

する、操業を続けるということについてロシア政府から承認を得ているところでございまして、現時点で石油、天然ガスの操業は継続しております、特段支障が生じているということはないと聞いてございませぬ。これらのことは、我が国のエネルギー安全保障の観点から大変意義が大きいことだというふうに考えてございます。

引き続き、我が国のエネルギーの安定供給の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

○小野委員 ありがとうございます。

エネルギーは本当にきれいなことではないかなくて、我々は、戦略的に、しかも冷徹にやっていく必要があると思えますので、その点の大臣のリーダーシップもよろしく願います。

ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、鈴木義弘君。

○鈴木(義)委員 国民民主党の鈴木義弘です。

先週に引き続きまして、何点かお尋ねをしたいと思えます。

今日は、一般質疑ということで、少し細かいことを、確認を踏まえて質問をしていきたいと思えます。

先週もカーボンプライシング、Jクレジットについて質問申し上げたんですけれども、カーボンクレジットの制度の在り方についてのうち、今日までいろいろな議論がされてきているんですけれども、法的な論点までは議論が進んでいないのではないかと現状を指摘している識者がいました。一つは、カーボンクレジットの保有者は、クレジットを保有しているだけでは、クレジットの運営主体である国や運営団体に対して何か請求できる権利を有しているわけではなく、特定の人に対する請求権とは明確に言えないため、債権と言いつけることができず、物権として解釈すべきか、債権として解釈すべきか、明確に判断されていないという指摘なんです。

法的性質が何になるのか、まずお尋ねしたいと思えます。  
○中谷副大臣 先生御下問のカーボンクレジット

ト、Jクレジット制度が法的性質は何かということございませぬけれども、これは結論から申し上げますと、法令上、明示されているものではないというものであります。

カーボンクレジット自体は、多様な主体による炭素削減や吸収の活動を金銭価値化をして取引を行うということ、排出削減と投資促進の好循環を促し、社会全体で費用対効果の高い取組を進めることができる手法であります。

我が国において、中小企業や自治体、個人を含めた様々な主体による排出削減量、吸収量をクレジットとして認証するJクレジット制度を、経産省と環境省そして農林水産省で共同運営をしているという状況でございます。

このJクレジット制度でございますが、この位置づけでありますけれども、これは地球温暖化対策計画に位置づけられている施策であります。法律に基づくものではないということでありまして、先ほど申し上げたとおり、法令上、明示されているものではないというところであります。

その上で、カーボンクレジットの一般論といたしましては、同じクレジットを複数人に売り渡すような二重譲渡等々があったときには、カーボンクレジットの取引における取扱いは、それぞれ別の制度の規程などにおいて規定をしていくというものであります。実際に、Jクレジット制度においても、実施要綱において取扱いを明確化しているというものであります。

政府といたしましては、今現在、その取扱いについては、東京証券取引所の取引所実証など、カーボンクレジットの活性化に向けた適切な市場の設計などの取組を進めているところであります。必要な対策についてしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

先生が、法的にした方がいいのではないかとありますが、一九九七年にありました京都議定書については、京都メカニズムクレジットということ、京都議定書は国としても批准した法的拘束力

を有する国際枠組みでありましたから、地球温暖化対策の推進に関する法律ということで、これに関連して規定が設けられておりました。これは法的なものでありました。ただ、これは今はもう現在使われていないということでありまして。

パリ協定、二〇一五年にありましたパリ協定がございませぬけれども、このパリ協定について、どういうふうにしてカーボンクレジットを取り扱っていくべきか、これについても、今、国際社会で話合いが行われているところでありまして、これがしっかりと明確になっていないというところもございまして、日本においても、まだ現在、法的にこれを担保するものにはなっていないというのが現状であります。

こうした過去の制度も踏まえまして、今後、カーボンクレジットをどうしていくかということはいくらも検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○鈴木(義)委員 長々と答弁いただいたんですけれども、要するに、法的解釈をきちっと、性質的にですね、それを取り入れていくというふうに見えるのか考えないのかというふうにお尋ねしているんです。今、ずたずたずた説明を受けたって、法律で明記していない。

だから、要するに、例えば、不適切な例えかもしれないけれども、昔、ゴルフの会員権を持っていて、私も二つぐらいあったんですけれども、バンクして、供託金が戻ってこないんですね。会社でいけば、株式を持ってればその会社の株主になるんですけれども、あくまでもゴルフだとかスポーツ施設の利用権だから、それが使えなくなってしまうって、何にもないんです。

だから、同質のものではないかもしれないけれども、それを売り買いすることで、人気があるゴルフ場は会員権が上がっていくんですよ。人気がないところは、要するに、会員の数が多くなっちゃうと、なかなか予約が取れないとかコースのメンテナンスがよくなくなるんじゃないかというので、会員権の相場が下がっていくわけですね。

いつの間にか運営会社が破綻して、会員権はパー。だって、二十兆から百五十兆に育てていこうという大きな市場なんでしょう。それでなぜ、じゃ、債権として位置づけるのか、動産として位置づけるのか、それもまだ決まっていな。国が責任を持ってやりますからといって、最初は二十兆出します、最終的には百五十兆の市場にしていきたいんですけども、次に併せて質問いたしますので、それについてどうお感じになるか、感想でも結構ですから、法的性質が定まらないことに起因して、実務上は様々な局面で法的な問題が発生するという事です。

取引検討時の担保権の設定に関する問題、取引実行時の二重売買に関する問題、今、副大臣がお答えいただいたのもここに入ってくると思うんです。契約締結時の差押え、執行に関する問題、それと倒産時の対応不明瞭を生じさせることになるといものが懸念されているということなんです。どのように対応していく考えなのか、まず初めにお尋ねしたいと思います。

○木原政府参考人 お答え申し上げます。企業間で取引を安全に行うためには、例えば、カーボンクレジットの保有者を明確にするための取決めなどが必要となると認識しております。そのため、国が運営するカーボンクレジット制度では、Jクレジット制度においては、クレジットの保有情報を記録する口座簿の名義人を所有者とみなすということや、同一のクレジットを複数の者に売却した場合の取扱いなど、これをJクレジット制度実施要綱に定めてございます。

また、国内におけるカーボンクレジット取引所の創設を目指して昨年九月から本年一月まで実施をしましたカーボンクレジット市場実証事業におきましては、市場運営者である東京証券取引所が市場参加者間の資金決済やクレジットの移転を仲介することで、資金やクレジットの移転に係るリスク回避をするシステムを構築してございます。こうした仕組みを通じて、国内におけるカーボンクレジットの円滑な取引に向けた環境整備に取

り組んでいるところでございますが、引き続き、国内における取引の進展の状況も踏まえながら、必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

その上で、カーボンクレジットを担保とすることが可能であるかといった点や、差押えの可否などについては、民事執行法等の個別法における解釈に従うものと考えてございます。

カーボンクレジットについては、我が国が運営するJクレジットのほか、外国の政府や団体が運営されるものもあり、取引において問題が生じた際に必要となる対応について、一概には言えませんが、各制度の規約、個別の契約において必要な取決めがなされているものと考えてございます。

○鈴木(義)委員 じゃ、もう一点、別の角度からの指摘なんですけれども。ポラントリーククレジット取引においては、登録簿においてクレジットの所有者が確認できる一方で、クレジットの購入方法として、直接取引のほかにも、プロバイダーが本当に取引の権利を有しているのか、問題になり得るというふうな指摘なんです。保有者と直接取引とプロバイダーを通した取引が同時に行われるような場合、登録簿上の保有者が真の権利者でない可能性が生じる問題についてどう対応していくのかということですか。二重取引みたいなものでしょうね。そのときにどうするか、もしお分かりになれば。

○木原政府参考人 ポラントリーククレジットに関してのお尋ねでございます。これにつきましても、取引において問題が生じた場合に必要となる対応については、ポラントリーククレジットに関していろいろな仕組みが物によつて異なりますので、ここについては、各制度の規約、個別の契約において必要な取決めがなされておりますので、民事執行法の個別法における解釈に従うというふうな考えてございます。

○鈴木(義)委員 今、御答弁の中で、契約時にきちとした取決めをしていきたいと思いますというふうな答弁いただいたんですけども、それであれ

ば、直接取引なのか、プロバイダー取引なのか、市場に入札という形で、三通りが今のところ考えられるんだと思うんですね。直接取引するんだつたら、やはりスタンダードな契約書を、標準契約書というのを国民に示す必要があるような気がするんですね。プロバイダーで、一番私は困るなと、何回も何回も同じ話をするんですけども、結局、金もうけにこのカーボンブライシングだとかJクレジットに入つてこられたんじゃ困るんですよ。それでいいように高値で売られて安値で買って、株じゃないけれども、売ったり買ったりしてさやを取るだけ。先週の答弁を聞いていても、金融機関だとか投資家の人に入ってもらった方が活性化するんだと。その人たちは、金もうけしか考えていない、CO<sub>2</sub>の削減をしようというふうな思っているわけじゃないんですよ。

だから、電力の卸売事業のところでも申し上げたように、電気を作っている人が参加して、例えば、ある電力の関係者の人に、いや、いけなかつたら発電した電気を全部卸に入れちゃったっていうじゃないんぞと言ったら、面白い発想だねというふうには言われました。小出しに出さずじやなくて、作った発電の量を全部卸に卸しちゃ。そうすれば、その中で需給もあります。ただ、そうやって一番困るのは国民です。その人が、じゃ、例えば、再生可能エネルギーがどんどんどん普及して、曇りの日が二週間も続いたら、発電量が落ちたときに、どこから電気を調達してくるのか。そうしたら、そこから高い電気を買わざるを得ない。需要家は個人であろうが企業者でも一緒ですよ。そういうことが起こり得るといふのを想定して制度設計しなくちゃいけないんじゃないかということなんです。

それともう一点。取引後にカーボンクレジットの瑕疵が発覚した場合の、その瑕疵についてどのようにするのかというのが処理されていない、制度上それが明確になっていない、こういう指摘なんです。意図的にやるのかどうか、分かりません。例え

ば、私は十キロCO<sub>2</sub>を削減したんです、でも、ある外国から指摘されたら、おたくの計算式の十キロが実質八キロしかないんじゃないの指摘されたときに、そこに二キロ分の瑕疵が出るはずなんです。じゃ、そうなったときに、十キロだと思つて買った人が後から八キロしかないんですよと言われたときに、どういう取扱いをするんですか。買う方は、善意の第三者じゃないけれども、十キロだと思つて買いました、売る方も十キロだと思つて売りました、直接取引の場合ですね。そのときに二キロ、本当は足りなかつたという計算式。

だから、何回も同じ話をしますけれども、私ほどのぐらいCO<sub>2</sub>を出しているのか、個人のレベルでも事業者のレベルでも、それが把握できなければ今みたいなことが起こり得るだろうということなんです。制度上の問題点として、今の時点で改善できることを御答弁いただきたいと思ひます。

○木原政府参考人 お答え申し上げます。クレジットの品質の担保というのは極めて重要なことだと考えております。

国が運営するカーボンクレジット制度であるJクレジットの制度におきましては、品質担保のために、一つには、クレジット創出の方法論について、Jクレジット制度運営委員会が審査の上、適正であると定めるとともに、当該方法論については第三者の審査機関が認証を行う、更に、三つ目に、Jクレジットの制度の認証委員会を確認を行うという仕組みを構築して、排出削減の裏づけのないカーボンクレジットが流通するリスクを回避してございます。

その上で、Jクレジット制度利用に係る約款では、本制度の利用に伴い、何らかの経済的、社会的問題が生じた場合には、プロジェクト実施者が責任を負うという旨を定めておりまして、万が一カーボンクレジットの瑕疵等が発覚した場合の対応について規定してございます。

こうした仕組みを含め、引き続き、取引参加者が安全にカーボンクレジットを売買するための環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

〔委員長退席、関委員長代理着席〕

○鈴木(義)委員 関委員長さん、よろしくお願ひします。

これも何回もくどいように申し上げているんですけども、二〇三〇年までに四六%、CO<sub>2</sub>を二〇一三年度比で削減するという目標があるわけですね。約七億トンを超える削減量を達成しないと、その四六%はいかない。

これを個別に見ていったときにどうなんですかといったら、そこがなかなかやはり見出せない。これだけ多くの品物が日本の国内にもあるし、いろいろな大中小の、零細の事業者さんもあるし、何をどのぐらい使っているのか、どういう形態で取引をしているのか、把握するのは難しいと思います。

でも、今回も申し上げておりますように、何をやってからのぐらいい出る、これを使ったら幾ら出るというのがある程度国民に開示をしていかないと、クレジットの信用力が上がっていかないといいことです。そこを、法律で規定してあるからといって、相対して直接取引しちゃったら、よほどじゃなければ分らないですよ。それを認定するのは誰が認定するんだ。

私のところは十キロ下げた、じゃ、それをクレジットとして、あなたの分の十キロを合わせて、うちが五キロ、あなたの五キロを合わせて十キロ削減するから、その五キロ分買ってくださいよというのが直接取引だと思いませんか。その価格はどこから持ってくるのかといったら、市場で取引している価格から、今日なら今日の時点の取引で一万円というふうな値がついていけば一万円で、五キロ分で五万円を買ってください、こういう話になっていくと思うんです。

でも、自分が削減する五キロ分というのかな、それを誰が検証するのということなんです。何

百万社もあるんですよ、日本の国内に。経産省が一人で何千社も見ると言うんだしたら可能性はあるんでしようけれども。そういうたまたまスタンダードな基準を早いうちに出していつて協力を仰いでいかないと、達成できないんじゃないかなと思うんですけれども、もう一回、副大臣、どうですか。○中谷副大臣 先生おっしゃるとおり、そのルールを非常に明確にしていくことは、カーボンクレジットの信用という意味では極めて大事というふうな思っているところであります。

これは、日本国内でも今現在Jクレジットを回しているわけでありますが、今後、世界中でカーボンクレジットということで取引が始まるというところでありまして、世界の動向も見ながら、これをしっかりと、早期にしっかりと明確にしていくということはこの制度を進める上で大事でありますので、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

〔関委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木(義)委員 余り早期にやらない方がいいんじゃないかという考えです。何でもかいたら、後でそこが出る可能性がないかもしれないということじゃない、可能性があるから。だったら、やはりよく見定めて制度を設計していかないと、最初にはついたらからといって、さもよきそうに見えるかもしれないけれども、後で手直し、手直し、手直しとなったら、一番割を食うのはみんな国民ですよ、最後は。お金を出すのは事業者じゃない。事業者が価格を転嫁して、最終的には消費者である国民に買ってもらうなり、サービスを提供、いただく、してもらおう、お金を対価として払う。最後に割を食うのは私は国民だと思っております。だから、それまでにはやはりよく見定めて。前任の人が質問したように、ガソリンエンジンをやめちゃうと言っていて、急に日本もかじを切ったんだけど、トヨタ自動車の社長が去年おっしゃっていたじゃないですか、ガソリンエンジンはなくしちゃ駄目なんだ、だからうちは水素をやると。そのとおりになった話。

だから、余り早くばつとかじを切ったからって、全てもうまくいくかといったら、今回の件は、私は、よく見定めて制度設計した方が、最後に負担を強いるのは国民だということです。そのところを忘れないで携わってもらえればなというふうに思います。

昨年の法律の改正で、蓄電池が発電施設として位置づけられた、そういうふうな記憶しているんです。これは一つの事例でありますので、蓄電池を題材にして幾つか質問をさせていただきたいんです。

一般的にEVと言われる電気自動車、ガソリン車よりも環境に優しいとされているんですけども、確かに充電は二酸化炭素の排出が伴うんですけど、これはクリーンではない電力も利用するから。とはいえ、全体で見ると環境に配慮した電力は増えており、大量のガソリンを燃焼し続けるよりは電気で動く車の方が格段にいい選択肢と言っているだろう、これは当たり前だと思っております。

ただし、バッテリーの材料の脱炭素化はこれよりも難しくなる、中でも正極材料の方が環境に与える影響は大きいと指摘しているんです。二酸化炭素の排出量だけじゃなく、リチウムやニッケル、コバルトといった鉱物の採掘による環境破壊や人権侵害の問題もあるからだと。

去年も幾つか事例を挙げて経産委員会でも質問にこの案件を使わせてもらったと思うんですけども、やはり、安く労働力を求めているところ、工場を出していったり、そこから取引するの、ちょっと今、人権に配慮していないんじゃないの。そこを、例えばリチウムイオンを中国から買っていますけれども、そこで、どういう状況でそのリチウムを採掘しているのか、そういうことにつながっていくだろうという話です。

コバルトとニッケルの依存をやめようと、ほかの金属へ切替を図る自動車メーカーも登場している。今言ったりリチウム、ニッケル、コバルトといった、いろいろ環境問題とか人権の問題がある

ような素材を使うんじゃないかと、違うものに代替していることというのを研究開発している自動車メーカーも出てきている。

じゃ、だからといってグラフィアイトが合格とは言えないんじゃないかというものです。これで、二つの論文の中で一方の識者が指摘しているんです。自動車メーカーの場合は、これまでは、バッテリーを始めとする各種部品を生産する広範囲なサプライチェーンによる二酸化炭素の排出と、充電ケーブルに電気を送り込むことに関連する排出が含まれている、だが、これらを正確に把握することは容易じゃないとこの識者は言っているんです。そうだなと思えます。

こんな細かいハーンネス一つ、カプラー一つ、その中にある端子一つ、どこで作られて、何の電気、何の材料でということを一一つ拾っていったら、普通のガソリンエンジンだけで、小さいピスからいって三万点の部品を使っているというふうな言われているんです。ハイブリッドになつたらもっと多い、機構が複雑ですから。それを一つ一つ、どうやってサプライチェーンでCO<sub>2</sub>が出ているのか、環境問題に優しいか優しくないのかというのを調べていくだけでも相当な時間がかかると思うんです。

何度も申し上げておりますように、何の材料をどのぐらいい加工をすることによってCO<sub>2</sub>がどのぐらいい出ているのか、そういうことを、使用量を、材料とエネルギーの使用量できちっとした把握ができないと、なかなか、そこを、どのぐらいい下げていけばいいかということ、なかなかないんじゃないかということなんです。

特に指摘しているのは、蓄電池の中でグラフィアイトなんです。この研究結果によると、環境への影響の算出のためによく参照にされる参考資料は、古い製造マニュアルの情報や、アルミニウムといったほかの素材の加工工程の排出量に基づく推論が含まれているんです。炭素由来のほかの素材の排出量の推定値をそのまま使用して、原子の配列を変えてグラフィアイトにする特殊な製錬過程

の消費エネルギーの多さを考慮していないデータもあつたと指摘しているんです。

先ほど前段で申し上げたように、幾ら私は五キロ、十キロ削減したんだと言っても、その根拠が薄弱になってしまったのではもう一回やり直せという話になるだろう。それに伴って、取引で不具合が出たときに混乱を来すんじゃないかということなんです。

先日の質問でも、素材、製品を製造する、素材別というんですかね、製品別にCO<sub>2</sub>がどのくらい排出されているのか、エネルギー消費だけでも量を定めるのが容易ではない。電気メーターをつけて、今日は一日何キロ使ったかというんだつたら単純なんですよけれども、そう単純じゃないと思うんですよ。

政府として指針を出せるのか、お尋ねしたいと思います。

○中谷副大臣 まさに先生おっしゃるとおり、環境に配慮してEVを作るわけですが、これには大量の蓄電池が用いられるわけがあります。この蓄電池を作るのに大量のカーボンを出しては意味がないというところでありまして、先生と同じ認識であります。

そういつたこともありまして、欧州では、他の製品に先駆けて、蓄電池のカーボンフットプリントの把握等の規制が先駆けて提案されていると承知をしているところでもあります。蓄電池のライフサイクル全体で、二酸化炭素の排出量、いわゆるカーボンフットプリントを正確に把握するためには、先生が言われるように、厳密な算定ルールを定めることは極めて大事というところであります。

他方で、これまで、欧州を含め、海外でも厳密な算定ルールについてはまだ確立をされていらないという状況でありまして、一定程度の困難さを伴うというふうに認識をしているところであります。

こうした中で、経産省では、蓄電池のサステナビリティに関する研究会を開催をいたしまして、

カーボンフットプリントの算定ルールや、実際に事業者が算定を行うに当たり直面する課題などについて、今現在、検討を行っているというところであります。引き続き、研究会などの議論を通じて、我が国として、蓄電池のカーボンフットプリントを正確に把握するための取組を続けてまいりたいというふうに考えております。

また、そのほかのものについても、これは非常に難しく、蓄電池だけじゃなくて車全体という話になってきますけれども、これも非常に難しいところではありますけれども、製品別や素材別のカーボンフットプリントの把握、見える化についても、これもしっかりと進めていきたいというふうに考えているところであります。

素材に関しては、他の者から答弁させます。

○藤田政府参考人 お答えいたします。乾電池のカーボンフットプリントの算出は、サブライチエーションを遡り、各部素材のカーボンフットプリントを足し合わせることで行うこととなっております。具体的には、各原材料や電力等の使用量に、それらの単位当たりの二酸化炭素排出量を掛け合わせることで計算するということとなります。

先生御指摘のとおり、サブライチエーション全体にわたって各原材料や電力等の使用量を正確に把握しようとはしますと、国内だけではなく、海外も含め、事業者間で膨大なデータのやり取りが発生するため、多大な苦勞を要すると認識しております。

経済産業省としては、こうした課題を踏まえまして、産業界の実態にもかなう合理的な算出ルールを検討するための実証事業を行っております。その参加企業に対しまして、カーボンフットプリントの算出に係る費用への補助等の支援を行っております。

また、国や複数の企業をまたぎまして、部素材の二酸化炭素排出量のデータを円滑に共有、活用する仕組みも重要でありますことから、電池のサブライチエーションに関するデータ流通のためのプ

ラットフォームの構築の検討を進めているところでございます。

引き続き、国内外を含め、サブライチエーション全体の排出量の算定を行うための環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木(義)委員 副大臣からも御答弁いただいたんですが、欧州でもまだきちつとしたものが確立されていない。だから、私がさつき申し上げたように、余り急いでやって、いいものを作れないんだつたら、ちよつと一呼吸置いて、様子を見てからきちつと組み上げていくというのが大事なんじゃないかと思ひます。

今御答弁もいただいているんですけども、今回のこの今指摘している人が、グラフィイトの生産の基本的なプロセスを検証するところから手をつけたんだそうです。負極に使うグラフィイトの九割超が中国産で、その大半がエネルギーは安価だが石炭火力発電に依存する内モンゴル自治区で製造されていることが分かったのは計算の助けになった、こういう報告書なんです。電力供給の炭素強度が分かっているんで、次のグラフィイトから負極を製造する複雑な工程についても調べ上げられたんだというんですよ。

今御答弁もいただいたんですけども、海外で生産された素材や部品の排出量を算定するには膨大なデータと正確な数量が必要になると考えるんですけれども、それは政府がきちつと責任を持つて収集するというところでよろしいのか。また、それに対して、外郭団体がやるのか、メーカーというより民間企業にお願いするのかがいつたときに、それこそ民間企業にお願いしたときには、そのデータが正しいか正しくないか、誰が判断するのかわからない問題が出てきます。また、そういう民間企業にも支援をしていくんだということであれば、何かここにきちつとした基準点を作つて、そこを対比をさせる形になつて、上がつてきたデータの信頼性を高めていくという制度をつくらないと、このことはクリアできないんじゃないかと思うんですけども、今の立場で御答弁いた

だければと思ひます。

○藤田政府参考人 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、そこらあたりのルール作りにつきましては、経済産業省としましては、産業界の実態をよく見まして、それに合った合理的な算出ルールを、先ほどの副大臣が申し上げました検討会の中を通じましてルール作りを行つておりまして、また併せて、そのルールが適切に機能するかという実証事業も行つております。

こうした中で、官民が共同してルール作りを行い、そして経済産業省としまして、その算出に係る費用の補助なども行つて進めておる、そういった状況でございます。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。じゃ、もう一点、同じ、関連する質問なんですけれども、グラフィイトには天然のものと人造のもの二種類があるんだそうです。天然のグラフィイトの場合は、約千三百度の炉で十五時間にわたつて粒子を熟する必要がある。人造グラフィイトは、一般的に製造する際には、石油コークスなどの炭素を含む物質を数週間にわたつて千度で加熱する。こうして均一な素材が作られるわけだが、続く黒鉛化の過程では、温度を三千度まで上げて、数日間かけて熟する。工程では、密閉されていない炉で加熱することが多く、高温を保つために大量の電力が必要になる。

グラフィイトが環境に与える総合的な影響を二つの研究チームが調べたところ、前段と同じなんです。企業が環境影響評価によく用いている数字について、実際より大幅に影響を低く見積もつていることをどちらの研究も、まあ、二つの研究がしているということですね、研究を示したものでしたということなんです。

推計では、人造グラフィイトの実際の二酸化炭素排出量は、公表されている標準的な推定量の最大十倍、天然グラフィイトでは八倍だったというんです。公表されている、一般的に使つている数字ですよ。

より正確な推定値を算出するためには、どちらの研究チームも更なる研究とデータの必要性を訴えているという報告なんです。

現時点で、このような結果で正確なデータを把握できるものなんでしょうか。大変だと思えます。まあ、意気込みで結構ですけども。

○藤田政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、二酸化炭素の排出量は、各原材料や電力等の使用量に、それらの単位当たりの二酸化炭素排出量を掛け合わせて算出するものとございます。後者の数値は、データベースとして整理されているものを用いることが可能になります。

我が国には、独立行政法人産業総合研究所が所有しているIDEAというデータベースがございます。網羅性、代表性、完全性、透明性を担保できるように開発が進められているところであります。経済産業省が検討を進めているカーボンフットプリントの算定ルールにおきましては、このデータベースを用いて算出することを基本としております。

一方で、先生御指摘のとおり、このデータベースも、全てのプロセスを網羅しているわけではございませんことから、実際の値よりも低く算出されてしまうということもあることなど、まだまだ改善の余地があるものと認識しております。

引き続き、産業総合研究所と連携しまして、データベースのアップデートに取り組みまして、より正確な二酸化炭素排出量の算出ができるように、環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木(義)委員 今日はマニアックな質問なので、ただ、経済産業省という役所の性格からいっても、少しマニアックなところをお聞きしているというのを御容赦いただきたいと思えます。

この識者が言うには、排出量を削減する有効な手段の一つはグラフィットの再利用だ、副大臣が欧州の事例を挙げて御答弁いただいたんですけども、そういうことをこの研究者は指摘してい

る。つまり、寿命を終えたバッテリーから負極を取り出して、細かな粉末状のグラフィットを新しいバッテリーに再利用するということだということなんです。使用済みのグラフィットを再利用すると、最初から製造するよりも炭素強度が低い場合が多い。ところが、グラフィットは潤沢に存在している安価なので経済的に合わない、これがキーになってくるんです。

地球環境でCO<sub>2</sub>を削減するためにリサイクルをしていかなくちやいけないんですけれども、そのリサイクルしたときのコスト、また、電気を使う、エネルギーを使うことで、そのリサイクルをした方がいいんですけども、それがまたCO<sub>2</sub>を排出する。社会ベースの中で、安いものと、リサイクルして高くなったものがあつたら、お客様はどっちかというところをを買う、これが今の現状だと思っております。これをバランス取っていくのはなかなか至難の業だと思っております。

リサイクル業者は、より価値が高いコバルトやニッケルといった金属を中心に扱い、再利用の過程でグラフィットは燃やしてしまっているというんです。これこそ、グラフィットによる環境への影響の正確な評価が重要な理由であるということなんです。バッテリーとして重要だということを研究者は指摘しているんですけども。

今申し上げましたように、欧州では、再生利用するものを新しいものに何割混ぜるといふふうに言っているか分かりませんが、それを義務づけさせているんですね。コストパフォーマンスというより、コストベースじゃないということですね。

そこまで踏み込んでやってもらおうとするのか、それが、海外では九割も作って、中国にそれをやれと言って、やってくれるかというの。日本の自動車で、物によっては四割から五割五分、もうちょっといつている部分もあるでしょうけれども、海外で作った部品を日本に輸入して組み立てて製品として、車なら車、家電なら家電、いろいろなものを作っているわけです。そこにそうい

う、お願いじゃなくて強制を働かせられるかということなんです。そうしないと、CO<sub>2</sub>の削減には日本国内だけでは限界が出てきちゃいますよということなんです。

どうでしょうか、もう一度御答弁いただけますか。

○藤田政府参考人 お答えいたします。

先生からお話がありました諸外国の取組についてでございますが、在外公館やジェット口等による情報収集、それから各国政府、民間企業との意見交換等を通じて、的確に状況を把握し、その分析も行っているところでございます。これらの諸外国の動向も参考にしつつ、我が国の現状も踏まえた上で、政策の検討を行っているところでございます。

御指摘のとおり、特に欧州の新バッテリー規制案では、リサイクル材の使用義務化等が提案されております。積極的にリサイクルの取組を進めていくものと承知しております。

リサイクルの推進は、資源の確保やサーキュラーエコノミー実現の観点から大変重要なものと認識しております。このため、経済産業省では、使用済蓄電池の流通実態の把握に努めつつ、リサイクル材の回収率、品質の向上、コスト削減等を実現するため、グリーンイノベーション基金で蓄電池のリサイクル技術の開発支援を行うとともに、経済安全保障推進法に基づきまして、蓄電池を特定重要物資として指定することで、リサイクル施設の設備投資に対する支援等も行うこととしておるところでございます。

引き続き、海外の動向も注視しまして、我が国においてもリサイクルの推進の取組を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木(義)委員 じゃ、もう一点だけお尋ねします。

より環境負荷の少ない電力供給が可能な場所にグラフィットの製造工程を移すことだとの識者の人は言っているんですけども、ノルウエーの金属メーカーは、ノルウエーの豊かな水力発電を

動力源として、エネルギー効率の優れた密閉型の炉を使用して人造グラフィットの製造設備の建設を進めているという。欧州のゼネラルマネジャーを務める方は、環境に配慮しているという評価を高めた事業者から関心が寄せられているという。世界で最もクリーンなバッテリーでも、内部のグラフィットが二十キロ相当の二酸化炭素を排出していたら意味がありませんよと指摘しているわけですね。それではまずいでしょうか。

そこまで情報の収集とお願い方をやらないと、この十一億トンに二〇五〇年に二ユーノラルにするのはなかなか至難の業じゃないかなというふう

に思っております。あと、もう一つ、最後にこういつた指摘もされております。中国企業は負極材に適した品質のグラフィットの製造において数十年の経験があり、西側の企業、日本も含めてですね、争うことは難しいんじゃないかと。

今更、だから、日本で技術開発をして、その設備投資を国内でやって、九割のグラフィットを中国から輸入してバッテリーで使っているこの日本の今の現状を置き換えられるかといったら、中国はもつと、コストの安いかは分かりませんが、日本も、違う形で取り組み始める。ノウハウの蓄積が日本と全然違うということですね。

そういう状況に置かれていながら、日本が優位な産業と言われている自動車だとか、マシンだとか、化学製品もそうだと思うんですけども、そういうものをより先に çıkせていくのにはよっぽど覚悟が必要だと思っております。大臣、もう時間が来ていますので、どうでしょう、今、お話を聞いていただいていると思うんですけども。

大臣は、早くやっつた方がメリットがあるからといってカーボンライシシングの話はされるんですけども、今日の議論をお聞きいただいでいて、余り早くやっつたからって、きちっと、何か、ばつとピラミッドが組み上がるみたいにして、私

聞いている中では。

だったら、よく見定めて、今申し上げたように、積み上げていくデータもさることながら、数量の把握とか、いろいろなファクターがいっぱいあり過ぎちゃって、どこから手をつけていったら正確な数字が出てくるか分からないんですよね。法案は朝一で通っていますから、これから実行を移すに当たっては、先ほど答弁いただいたことも加味しながら、二年先ぐらいで、こんなものでいいんじゃないですかというのをつくっていくしかないのかなと思うんですけども、最後に御所見を聞いて、終わりにしたいと思えます。

○西村(康)国務大臣 私どもも、サーキュラーエコノミーという発想で、循環経済ということで、資源の制約もあるし、CO<sub>2</sub>も減らさなきゃいけないという中で、今説明がありましたように、カーボンフットプリントということで、生産から流通、消費まで、一連のライフサイクルの中で、どれだけの資源を消費し、CO<sub>2</sub>を出すかというデータベースもこれは構築をしていかなきゃいけませんし、それを見る化していくことによつて、消費者の行動、あるいは我々の、国民の意識も変えていかなきゃいけないということでありまして、他方、重要物資については、蓄電池始め、御指摘があった二ツケル、コバルトを始め重要物資については、これは経済安全保障という概念の中で、自分たちの中でサプライチェーンを持たなきゃいけない、また、有志国ともサプライチェーンを構築していかなきゃいけない、そつちの視点もあります。

こうしたことを、全体像を見ながら、GXについては、このカーボンライジング、成長志向型ということ、早く投資をしていく方が負担が軽くなる仕組みをつくっておりますが、全体として、イノベーションを起こしていかなきゃいけないという面と、早くやらなきゃいけないという面と、そうしたいろいろなシステムを構築していく中で、全体で意識を変えながら、また資源を節約し、またCO<sub>2</sub>を減らしていくという仕組みも

しっかりとつくっていくかなきゃいけませんので、継ぎはぎ的にできるものでもない面もあります。おっしゃるように、その辺り、全体を見ながら、国際社会の動向も見ながら、私どもとして、これも戦略的に考えていきたいなというふうに思っております。

○鈴木(義)委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。三月十日の当委員会で、大手電力会社の不正事案の解明と再発防止抜きに、エネルギー関係の法案、これは審議できないということで、私自身、集中審議の開催を求めました。一本目のGX推進法案は本日の午前の委員会冒頭で採決とされましたが、二本目のGX電源法案の審議入り前に、六時間半の電力システム問題等で集中的な一般質疑が実現したわけがあります。

そこで、質問いたします。昨年未から大手電力会社の不正が相次いで発覚しております。西村大臣は、三月十日の当委員会で、一連の情報漏えい、不正閲覧、カルテル、この三つの事案を挙げられました。十四日には四つ目が発覚いたしました。関西電力送配電の大府内の一部営業所で、電気事業法で義務づけられた電圧の測定、記録保存を怠っていたというものであります。

経産省は関西電力送配電に対して、三月二十二日までに本事案の概要及び経過と対応状況、類似事案の有無、原因及び再発防止策について報告を求めました。

大臣に伺いますが、関西電力送配電からどんな報告がありましたか。

○西村(康)国務大臣 御指摘のように、今月八日に関西電力送配電より、関西電力送配電の一つの配電営業所におきまして二〇二〇年度分の電圧測定と記録を実施していなかったことについて一報を受けました。

このため、経産省として、今月十四日付で、電

気事業法に基づき、同社に対して事実関係と原因究明、再発防止策を報告するよう求めたところでありました。

これに對しまして、二十二日付で、一つの配電営業所において過去数年間にわたって電圧測定及び記録が適切に実施されていなかったこと、その他の営業所では適切に行われていたと報告があったところとあります。

また、報告では、担当者の理解不足や組織体制が不十分であったことを原因としており、進捗管理の仕組みの導入やコンプライアンスの浸透などの再発防止策について説明があったところとあります。

経済産業省では、現在、報告内容を精査するとともに、再発防止策が十分なものでどうか確認を進めております。今後、必要に応じて、追加的な報告を求めることや指示を行うことなどについて検討を進めております。

いずれにしても、供給される電気の質を確保する観点から、こうした事態が発生したことに對して、経産省として重く受け止めております。再発することがないように厳しく対処していききたいと思っております。

○笠井委員 じゃ、伺いますけれども、そもそも電気事業法の第二十六条の第三項で、一般送配電事業者に対して、供給する電気の電圧や周波数を測定して、その結果を記録、保存するように求めている、その趣旨は何ですか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。電気の安定供給のためには、電気の需要と供給を常に一致させることが重要でございます。このバランスが崩れた場合には、周波数変動して停電に至ることが考えられますし、また、電圧の標準値からのずれが大きくなりますと需要家の機器に悪影響を与えることが考えられます。

このため、今御指摘いただきました電気事業法の第二十六条でございますが、この第一項におきまして、電気の使用者の利益を保護する観点から、一般送配電事業者に対しまして、電圧及び周

波数の値を維持するよう努めなければならぬ義務を定めておまして、その上で、第三項におきまして、その電圧及び周波数の維持を確認するために、測定と記録の保存の義務を定めているものがございます。

○笠井委員 三月二十二日に提出された関西電力送配電の報告を読んで、私、驚きました。こうあります。「当該担当者は、定期電圧測定業務が電気事業法に基づく重要な法定業務であることも、業務の詳細も正しく理解していなかった」と。これはひどい話ですよ。

経産省は、二〇二二年三月に、関西電力に、電気事業法に基づく業務改善命令を出しました。ところが、業務改善を行っているはずの関西電力が四つの不正事案の全てに関わっている。どこも法令遵守、コンプライアンスの問題で、根本問題です。

大臣、電気の質の確保は電気事業者の責務の基本中の基本だと思えます。それを知らなかった、こんなことを言う関西電力を、業務改善命令に真摯に対応している、こう思われますか。

○西村(康)国務大臣 御指摘のように、今説明もありましたけれども、何よりも電気の安定供給、安全に安定供給することが大事でありますので、当然の果たすべき義務ということだと思います。そのことについて、御指摘のように、理解が十分でなかった、あるいは、組織としてのチェック体制、こうしたことが十分でなかったということでありまして、先ほど申し上げましたように、現在その報告内容を精査しておりますので、それを踏まえて厳しく対応していきたいというふうに考えております。

これまでの幾つもの事案が重なってきております。改めて関西電力には、こうした、中立性、信頼性を失い、また消費者の皆さんからも信頼を失うようなことになっておりますので、厳格に、厳正に対応していきたいというふうに考えております。

○笠井委員 その程度じゃ済まされないと、思う

です。安定供給のためには原発が必要だといつて関西電力が動かしたりすると、冗談じゃないという話になります。

関西電力は、業務改善命令を受ける前から定期電圧測定業務をきちんと実施しておらず、業務改善命令を受けて、口ではコンプライアンスを徹底すると言いつながら、その後も法定業務である電圧測定を実施しない。今回の問題が発覚したら、そんな大事な業務だと知らなかったと言っている。

大臣、関西電力の電気事業者としての適格性そのものが問われるということじゃないんですか。  
○西村(康)国務大臣 様々な事案につきまして、今調査なども行われております。もう既に私どもから様々な形で指導なども行ってきたところでありまして、改めて、この調査結果などをしっかりと踏まえて厳正に対応していきたいというふうな考えでおります。

○笠井委員 電気事業者としての適格性が問われるのは関西電力だけではありません。十の電力全てが四つの不正事案に関わっているわけでありまして。しかも、中立公平であるべき送配電事業者が関わっているんですから、事は極めて深刻です。地域独占と総括原価方式による十電力の支配体制が何ら変わっていないということだと思っております。送配電を分離した電力システム改革の根幹に関わる重大問題だと認識すべきだと思います。

西村大臣は、この電力システム問題を国会で問われると、この間も、現在調査しているので、まずはその結果を精査したい、結論ありきではなく、虚心坦懐と。虚心坦懐というのは何度も聞き直して議論したい、何度もこう言われているわけですけれども、しかし、それは、ゼロベースではなくて、電力システム改革の趣旨に照らしながら考えると。つまり、十年前の電力システム改革専門委員会の報告書の指摘にどう応えるかというのが出発点でなければいけないと思うんです。そこで、確認しますけれども、二〇二〇年四月に送配電事業者は法的分離されました。旧電力も新電力も送配電網を共有しながら電気事業を営む

わけですから、電気事業法では、一般送配電事業者に対して全ての小売電気事業者を平等に取り扱うように求めている、これは間違いではないですね。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。電気事業法第二十三条第一項第二号におきまして、一般送配電事業者の禁止行為といたしまして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電、配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは利益を与えることを規定しているところでございます。

これは、一般送配電事業者の中立性、公平性確保の観点から、一般送配電事業者が行う託送供給業務等において、特定の事業者に対する不当な差別的取扱いについて、有利、不利を問わず禁止するものでございます。

○笠井委員 今回明らかになった不正のうち、自社グループの小売業者に新電力の顧客情報を閲覧させていた事実や再エネ業務管理システムへの接続を許していた事実は、自社グループの小売事業者を新電力と比べて有利に取り扱っていたわけで、電気事業法の禁止行為との関係で明らかに問題になり得ると思っております。

では、伺いますが、送配電分離には、四段階、こう言われていますけれども、分離度合いの弱い会計分離、それから機能分離、法的分離、そして送配電事業者を完全に分けた所有権分離まで四つの類型がある。二〇二〇年四月に実施された法的分離前は会計分離だったわけですね。これは二〇〇三年に導入されましたが、十年間それをやったみたいなもの、送配電網の中立化を図れなかったというところだと思っております。

このことについて、電力システム改革専門委員会の報告書がありますが、その三十一ページ、どうこのことを指摘しているか、該当部分を読み上げていただきたいと思っております。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。今委員から御指摘ございました、二〇一三年二

月の電力システム改革専門委員会報告書におきましては、会計分離による中立性確保について、当時の認識といたしまして、二〇〇三年の制度改正で会計分離を導入後、約十年が経過した現在に至るまで、送配電部門の中立性の確保がなお不十分であると指摘が絶えないこと、再生可能エネルギーやコージェネレーション、自家発電など分散型電源の推進という観点から送配電部門の一層の中立性確保を求める声も大きいことが指摘されております。

その上で、系統利用者の多様化に応じた公平性、中立性の確保、小売全面自由化に向けた競争環境の整備、需給調整における多様な電源の活用といった理由から、これまでの送配電部門の中立性確保を前提とせず、送配電部門について一層の中立化を行う制度上の措置を講じることが必要と報告書において整理されたというふうに承知しております。

○笠井委員 いろいろな部分を読まれましたけれども、要は、我が国では中立性確保のために送配電分離の一つの類型である会計分離を二〇〇三年の制度改正で導入し、併せて情報の目的外利用や差別的取扱いを禁止してきた、しかし、制度改正後約十年が経過した現在に至るまで、送配電部門の中立性の確保がなお不十分であるとする指摘が絶えない、そう言われた中で、そういうことが明確になるわけですね。

後に電取委の初代委員長になられた八田達夫氏は、二〇一二年の電力システム改革専門委員会で、会計分離が導入された際の経緯をこう語っておられます。前に二〇〇二年だか三年だかの自由化が起きたときというのは、ほとんど物理的な分割までいきそうになったのですけれども、そこを電力会社が巻き返して、中立性を實質上きちんと担保して、送配電分離のいいところは生かすから、物理的には分離しないままやらせてみてちょうだいということと決着した、こう言っているわけですね。

そこで、確認しますが、二〇一二年からの電力

システム改革専門委員会で、会計分離では送配電部門の中立性の確保がなお不十分であったために更に送配電分離の強化について議論してきた、その中で、中立性、公平性、透明性について整理をされているということだと思っております。

そして、整理の一覧表がここにありますが、その中で、大臣、なぜメリットのない所有権分離ではなくて、中立性、公平性確保の度合いが小さくて、競合者を不公平に扱うインセンティブが残る、こう書かれているような法的分離でよしとしたんでしょうか。

○西村(康)国務大臣 御指摘の送配電部門の中立性確保の方式に関してでありますけれども、まさに電力システム改革を議論した有識者会議におきまして、当時採用されていた会計分離の方式では改革後の中立化策として不十分であるとして、法的分離又は機能分離の方式による送配電部門の一層の中立化を図る方向で検討が進められたというふうに承知しております。

そして、両方式を比較した結果、各側面についてそれぞれ的方式で得失があるとされましたけれども、送配電業務のうち、運用・指令機能のみ独立系統運用者など別組織に移管する機能分離よりも、送配電部門における行為、会計、従業員を一体として別会社とする法的分離の方が、明確に区分することが可能であり、送配電部門の独立性が明確であるなどの観点を踏まえ、法的分離が採用されたものと承知しております。

その上で、所有権分離につきましては、改革の対策を見極め、それが不十分な場合の将来的検討課題として位置づけられたところでもあります。

○笠井委員 いろいろ比較したけれども、最も肝である中立性、公平性、透明性ということではデメリットがないというのが所有権分離。将来的課題の問題は議論しますが、まさにそういうことであれば、やはりこれだけ問題になって、十年間やって解決しないわけですから、本当にそこを踏み出さなきゃいけないということになってくると思っております。

当時、我が党、日本共産党は所有権分離まで踏み出すように求めたわけですが、課題が多いということで、法的分離にとどめられたという結果がありました。

電力システム改革専門委員会報告書では、もう一つ、法的分離に当たった際の重要な指摘をこう行っております。

法的分離の場合、企業グループ内の資本関係があることから、グループ内の発電・小売会社を有利に扱う誘因がある、そのため、これらに対して、親事業者(持ち株会社又は発電・小売会社)も対象とした十分な行為規制を講じることが必要となると三十四ページに書いてあります。

行為規制、すなわち、一般送配電事業者の中立性確保のために、やっつけない禁止事項を法定化をして、その遵守状況を経産大臣が確認する、そういう仕組みを盛り込むということであります。

そこで、伺いますが、一般送配電事業者を法的分離し、行為規制を置く、それでも中立性確保が不十分だった場合には、将来的な課題として所有権分離を検討する、これが十年前の電力システム改革の結論。報告書の三十三ページに何と書かれているか、紹介してください。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

二〇一三年三月の電力システム改革専門委員会報告書におきましてでございますが、会計分離、法的分離、所有権分離、機能分離のおおむね四つの方式に分類されたとした上で、法的分離又は機能分離の方式による送配電部門の一層の中立化を図ることが必要であるが、両方式について様々な側面からの評価を行ったとした上で、所有権分離については、「なお、中立性を表現する最もわかりやすい形態として所有権分離があり得るが、これについては改革の効果を見極め、それが不十分な場合の将来的検討課題とする」と記載されていると承知しております。

○笠井委員 一般送配電事業者は、行為規制の遵守状況について、経済産業大臣に体制整備等報告

書の提出が義務づけられております。電気事業法の第二十三条の四第二項であります。

電力システム改革を具体化するために設置された制度設計ワーキンググループでは、行為規制の遵守状況について、国として厳格な監視を行うこととなるというふうにしております。

そこで、伺いますが、電気を利用する消費者や新電力などの事業者が一般送配電事業者の行為規制の遵守状況をきちんと監視できるようにするために、当然、国民には公表されているんですね。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

二〇二〇年に実施された法的分離に際しまして、情報の管理や監視等の体制を整備することを義務づけ、この実施状況を経産大臣に毎年報告することとしている法第二十三条の四は、委員の御指摘のとおりでございます。

現在、一般送配電事業者から提出される体制整備等報告書自体については、現時点で公開してございません。

なお、電力・ガス取引監視等委員会において、一般送配電事業者の行為規制に係る体制整備等について毎年度監査を行ってございまして、当該監査結果についてウェブサイトで公表しているところでございます。

○笠井委員 公表はされていないと。

私は、報告された中身をそのまま公表しろとは言っていないんです。第三者の視点での監視が必要な項目をピックアップするなど、やり方は工夫すればいいと思います。報告書を受け取った経産省側が長年にわたる顧客情報の不正利用を見抜けなかったことから明らかなんですから、電力会社と経産省だけの閉じたやり取りでは監視機能は働かない、これが現実だと思えます。

大臣に伺います。やはり、体制整備義務の遵守状況を分かりやすく公表することで消費者や新電力など第三者による監視機能を働かせるように、これはもうすぐにも、こういう事態が重なって

いるわけですから、実行すべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○西村(康)国務大臣 まさに、こうした一連の不適切な事実がございましたので、御指摘のような一般の方からの監視的なそうした機能、あるいは、今日も御議論ありましたように、電力・ガス取引監視等委員会の機能強化、こうしたことについて、一連の今調査などを行っておりますので、その精査されたものがまとまってきた次第、私も改めて、再発防止策、まさに厳格に対応しながら、中立性、信頼性をしっかりと確保できるように措置を考えていきたいというふうに思います。

○笠井委員 済みません、公表については今後検討するということはおっしゃるわけですね。

○西村(康)国務大臣 全体として、再発防止策としてどういったことがふさわしいのか、それはまさに、これまで申し上げているとおり、虚心坦懐に様々議論の中で考えていきたいというふうに思います。

○笠井委員 だから、その中で公表するというところも検討の課題になりますね。少なくともそれくらいおっしゃれますよね、これだけ問題になっているわけですから、それで、閉じた、クローズのところをやったら、また重なっているわけですか。

○西村(康)国務大臣 先ほども答弁ありましたけれども、セキュリティ上、秘匿すべき情報もありますので、現時点では公表していかないということでありまして、その点を含めて検討したいというふうに思います。

○笠井委員 私は、だから、全て公表しろと言っているわけじゃないと申し上げているわけで、それも含めて検討と。

大臣、行為規制がやはり機能していないという現実がこれだけあるわけですから、法的分離にとどめた前提がある意味崩れる、この間の経過からしても、将来的な課題というふうに、そのときには、十年前になつたけれども、しかし、こういう事態になつた中で、やはり、十年前の電力システ

ム改革専門委員会の報告書の指摘どおり、所有権分離に踏み出す、こういうことが必要じゃないかと思うんですけども、その点はどうなんですかね。

○西村(康)国務大臣 繰り返しになりますけれども、まさに、一連の不適切事実、これは電力事業の中立性と信頼性に疑念を抱かせるものでありますので、極めて遺憾であるというふうに何度も私も表明しておりますし、そういう認識であります。

その上で、今、事実関係の確認、原因分析のための調査を実施しておりますので、まずはその結果を精査していききたいというふうに思いますし、その上で、一連の事実の解明に向けた調査内容を踏まえながら、電取委の有識者会議では、情報システムの物理分割を求めるなどの再発防止策ももう既に示されているところであります。

引き続き、電取委や資源エネルギー庁の有識者会議におきまして、電力システム改革の趣旨に照らしながら、再発防止策について、様々な観点を考慮しながら、まさに虚心坦懐に御議論をいただいているところでありますので、経産省として、そうした議論も踏まえて適切に対処していきたいというふうに考えております。

○笠井委員 虚心坦懐と何度も言われるんですが、この間、そういう中で、ベースがあつて、この間の積み重ねがあるわけですから、やはり、ゼロベースの話じゃないということで、きちつと経過を踏まえてやる必要があると思うんです。

今大臣が言われた、情報システムを物理的に分割するという話がありました、そういう検討と言われますが、じゃ、分割したら不正は起きないのか。

確認しますが、東京電力、四国電力、九州電力は、この情報システムを物理的に、実際にはもう分離しているんじゃないんですか、事実。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、東京電力、九州電力、四国電力については、システムの物理的な分割を行って

ございます。

○笠井委員 分割ですね。分割しているわけですよ。しかし、物理的に分割している事業者でも顧客情報の不正閲覧を起しているわけで、物理的分割では問題は解決しないと事実が示していると思います。

大臣、電力会社の自主的な再発防止待ちでは駄目だと思っております。法的分離にとどめた前提が崩れているわけですから、所有権分離にやはり踏み出す以外にないんじゃないか。これは十年来の宿題です。

しかも、これ、言いますと、私はまた、昨日また新たな事実があったということで、驚いたわけです。

昨日、関西電力が、五名の社員に関西電力送配電の顧客管理システムへのアクセス権限を付与して、新電力の顧客情報を閲覧していたことが発覚した。うち一名は特別管理職です。その管理職自らがアクセス権限を付与している。それで、四名が閲覧している。閲覧した六十九の契約のうち、関西電力送配電側の報告を見ますと、五十契約、六十九分の五十の契約が、閲覧後に新電力から関西電力に契約を切り替えているわけですね。経営活動に使っていないという言い逃れはもう通用しないような事態まで来ているということだと思っております。

ですから、しっかりとこれは国の責任で所有権分離まで踏み出す、その上で、課題をどういうふうにするかということで、きちんと整理するということが必要じゃないかと思うんだけど、ここまで来てまだ、まだまだ将来です、いろいろなやり方がありますと言っているも駄目だと思っております。いかがですか、大臣。

○西村(康)国務大臣 昨日の案件につきまして、まだ、今日、朝からずっと国会の対応で、詳細、報告を受けておりませんが、しかし、営業活動に使っていたということは報告を受けておりますので、そうしたことも含めて、まさに中立性、信頼性を失うような事案であります。厳格に対応

していきたい、そういう思いしておりますが、更に調査が進められておりますので、それを踏まえて厳正に対応していきたいというふうにも考えております。

○笠井委員 調査を踏まえていっても、事実がもう幾つも並んでいるわけですね。

それで、虚心坦懐ということを繰り返して、まあ、私もそのことを繰り返して申し上げますが、大臣が言われるけれども、ここまで来たら、とにかく、この間整理したことに基づいて、次はどれなのか、四つの分類をしたわけですから、整理したわけだから、やはり四つ目のところまで向かうということを確認にして、その立場からどうやって課題を整理するかとやらなかつたら、これは何のためにずっと積み重ねて議論してきたのか。

にもかかわらず、こんなことが繰り返されているわけなので、またそこで、事実で、調査した結果、どうしますかと、また虚心坦懐で始めちゃっても、せっかく十年来やってきた、その前のずっと経過があって、ここまで積み重ねて政府の側でもやってきたわけですから、ここはもう明確な方向性として、大臣が、こっちの方向でやろうじゃないか、そういう方向でやるとしたらどういふことができるのか、何が課題なのか、整理してどうすべきなのかというふうには、やはりこれは大臣のイニシアチブがなかつたら、また繰り返しますよ。

そうしたら、関西電力は、電力事業者として、原発も抱えながら、本当にこんなこと、資格あるのかと、みんな、国民も思うし、やはりこういうことは絶対あつちやないんじゃないですか。だって、電気はみんな必要なんだしね。だけれども、事業者がこんなことを繰り返している、コンプライアンスもあつたものじゃないみたいになつてきているわけですから。

そこは本当に、虚心坦懐と言わないで、とどまらないうで、本当に決断する。どういふ方向にするんだといつて、じゃ、どうなんだと大臣が言わなさいやないんじゃないでしょうか。どうです

か。

○西村(康)国務大臣 まず、この一連の不適切な事案につきまして、様々な調査が行われておりますので、それを踏まえて厳正に対応、処分なども含めて対応していきたいというふうにも考えております。

その上で、電力システム全体の話につきまして、不適切な事案で中立性、信頼性が失われるような事態を招いているという面と、それから、この間の燃料費の高騰で、安定供給として安価な供給がいろいろ揺らいできている面があります。

今後も、安定供給を進めていく、さらにはGXも進めていく、再エネなども進めていく、送配電網、蓄電池などの設備も進めていく、そうした全体像の中で、電力システムの在り方について、ここはまさに虚心坦懐に、どういう仕組みがいいのか不断の見直しを行いながら判断をしていきたいというふうにも考えております。

○笠井委員 いつまで電力会社任せにするのか、経産省自身が大手電力の規制なき独占を許していると言わざるを得なくなつてまいります。こんなことを続けたいなら、電力システム改革のツケを国民に押しつけることになりそうです。このことを厳しく指摘をしておきたいと思えます。

次の問題ですが、明日の衆議院本会議で審議入りする、いわゆるGX電源法では、原発の運転期間についての条文を、原子力規制委員会が所掌する原子炉等規制法から、原発推進の経産省が所掌する電気事業法に移そうとしております。

昨年七月二十七日の第一回GX実行会議で、岸田総理から、原発再稼働等の政治決断が必要な事項を示すように指示をされた。その翌日、二十八日から、資源エネルギーの申込みに応じて、原子力規制庁とエネルギーの担当者が非公式の面談を重ねてきたことが昨年末に発覚をいたしました。

そこで、エネルギーに伺います。原子力規制委員会は、十月五日の第四十二回原子力規制委員会では、十月五日の第四十二回原子力規制委員会では、原子力小委員会での検討状況を聴取するまでの約二か月

の間に七回の面談を行っていたことを認めておりますが、これは事実ですか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

昨年七月二十七日のGX実行会議において、今委員から御指摘ありましたように、岸田総理から原子力に関する検討の指示を頂戴しました。これを受けて、経済産業省資源エネルギー庁としては、この総理の指示を具体化するためにどうすればいいかということについて、原子力規制庁のみならず、関係する省庁、原子力は非常に幅広いものですから、関係省庁との間で情報交換及び今後の進め方についての調整をその翌日から進めてまいりました。

その意味で、委員から御質問を頂戴しました、昨年七月二十七日から十月五日までの間、原子力規制庁との間では、この運転期間の在り方に関するところを含む面談を七回実施していたことは事実でございます。

○笠井委員 十月五日以降も、運転期間に関する制度について、エネルギーと規制庁の間で情報交換を行つています。

規制庁は十月七日、二十八日、十二月二日、十二日、十六日、二十六日の六回と言つております。それ以前の七回と合わせて十三回になりますけれども、この面談の記録というのは当然ありますね。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたけれども、日常の行政事務の一環といたしまして、関係省庁とは日々連絡を取つております。個々の面談等については、やり取りについては記録は保存してございませぬ。

○笠井委員 これは重大な政策を変えようということのやり取りですよ。日常的なやり取りだからない、それ自体がおかしいです。管理職同士が面談したのに記録さえないのかと。

大臣、これはどうやって国民に対して説明責任を果たすんですか。

○西村(康)国務大臣 まさにこのような形で御審

議をいたいただいて、いろいろな形で御説明を申し上げておりますし、また、いろいろな機会でも、エネルギー政策につきましては、日々オンライン上での声もいただいておりますし、様々な説明会などを実施してきているところでありますので、そのような機会を通じて、私どもも、丁寧にエネルギー政策については説明をしていきたいというふうに考えているところであります。

○笠井委員 これは、規制庁の側は公表したりしているわけですね。そういう記録はあるけれども、エネ庁としての記録というのではないと。

西村大臣は、三月十五日の当委員会、行政文書についてご答弁されました。行政文書は、まさに、現在及び将来の国民に対する説明責任を全うするものであります。民主主義の根幹を支えるというもので、ここまで言われたわけですね。こうやって政策を転換するというをやった経過については、その中身についても記録もない。メモであっても行政文書でありますが、面談記録を提出していただきたいと思えます。

○西村(康)国務大臣 まず、行政文書としてしっかり作成しているものについては、もちろんこれについてはルールにのっとってきちんと公表、公開をしていきたいというふうに思いますけれども、今も説明がありましたけれども、日常的な事務のやり取り、これについてはそうした記録は作成しておりませんし、そうしたルールはありますので、私ども、いろいろな形で説明はしてまいりますけれども、何か記録として残しているというものではないということですね。

○笠井委員 これはメモであっても行政文書なんです。それも、ちゃんと、そうやって求めて、出したこともあるわけですよ。大臣御自身が、行政文書というのはとにかく現在と将来の国民に対する説明責任を全うするものだ、民主主義の根幹だと言われているわけですね。国会で、出さない、出してくださいと言っても、これを出さない。大体、ない。なかつたらどうやって歴史の検証をするんですか。何で出さないんですか。何

でないというふうな。何にもないんですか、本当に。

○西村(康)国務大臣 行政文書は、私も、まさに民主主義の根幹を成す、いろいろな議論の過程も含めて、いろいろな会議の記録とかを残していくということは、これはルールが決まられているところでありまして。この内閣においても、そのルールに従って公開、公表しているところでありまして。

ただ、日常的なやり取り、事務連絡などのやり取りは、これはルールとしてはありませんので、何か記録を残しているということは私は報告を受けておりませんが、これについてはありませんので公表はできませんが、ただ、エネルギー庁の会議はそもそもオンラインでオープンに行っておりますし、いろいろな会議の記録などについては行政文書のルールに従ってしっかりと公表していきたいと思えます。

○笠井委員 事は、東電の福島第一原発事故の痛苦の反省を受けて盛り込まれた推進と規制の分離を大本からゆがめたという、そうした法をめぐる重大問題であります。前提問題。

これは、記録については何も無いということはないでしょう、メモだつてあるわけですし、それも行政文書だと。大臣、ごまかしちゃいけないですよ。

委員長、昨年七月二十八日以降の原子力規制庁とのやり取りのエネ庁側の記録について、当委員会への提出を求めますので、理事会での協議をお願いいたします。

○笠井委員 資料を出さないことも問題ですが、更に重大なのは、情報公開を避けるためか、エネ庁と規制庁の担当者が役所の外で資料を受け渡していることでもあります。

規制庁は、三月十日の衆議院環境委員会で、資源エネ庁と軋で資料を受け渡したことを認めました。エネ庁もこの事実を認めるのか、そして、いつ、誰が、どこで、何の資料を手渡したんですか。

か。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘いただいた件、調べてまいりますと、お渡ししたのは、資源エネルギー庁の審議会に向けて作成した資料の案だと聞いております。これは、先ほどございました、規制庁の間との様々なやり取りの中で、一回御説明していた、うちの審議会にかけると書いて、いろいろと書き込みをされて、新しい資料が、きれいな資料が欲しいという御要望があったようでございまして、今年一月頃、当庁、資源エネルギー庁の職員が、霞ヶ関の駅だつたようでございますが、お互いの便のいいところで、改めての資料をお渡しするに当たってやり取りをして、過去にお渡しした資料の一部、その当該審議会の資料でございますが、この求めに応じて再度手交したというふうな聞いてるところでございます。

資料の受渡しがあつたのみであり、面談は行っていないというふうな聞いております。

○笠井委員 今言われた資料名は何ですか、具体的に。渡した資料、いつのどういう資料ですか。

○松山政府参考人 今、手元に具体的な資料のペーパー自体があるわけではございませんので、ちょっとお答えしかねるところでございます。

○笠井委員 これは通告していただけますよ。資料がないなんて、ごまかしちゃ駄目ですよ。

○竹内委員長 時計を止めてください。  
〔速記中止〕

○竹内委員長 速記を起してください。  
松山部長。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。  
担当者に記憶をたどつて聞いてるところでございますが、審議会の資料の一部なんですけれども、具体的に、どの資料、どのタイトル名かということについては確認ができなかったため、済みません、こういう御答弁になっているところでございます。

○笠井委員 確認ができないって、だって、資料をくれと言つたから渡したんでしょう。確認でき

ないもないじゃないですか。じゃ、何を渡したの。審議会なんかいっぱいあるよ、だって。どの資料なの、いつの。

○竹内委員長 速記を止めてください。  
〔速記中止〕

○竹内委員長 速記を起してください。  
松山部長。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。  
まず、審議会の名前は原子力小委員会でございます。運転期間の話を含めて、資源エネルギー庁の下にあります原子力に関する政策を議論する審議会、そこに運転期間の関連の資料を提出しているわけでございますが、その資料の一部ということについては……笠井委員「いつ付ですか。何度も聞いています」と呼ぶこれは、今ちょっと確認いたしますが、ちゃんと確認できておりません。

○笠井委員 ちゃんと質問することを言っているんですから、答える方が分かるようにやってくださいよ。

じゃ、エネ庁の何課の方ですか、管理職ですか。それから、霞ヶ関の駅の何線ですか。改札の中で、外で渡したのか。

○竹内委員長 速記を止めてください。  
〔速記中止〕

○竹内委員長 速記を起してください。  
松山部長。(発言する者あり)不規則発言はやめてください。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。  
日付、何回かこの審議会を行っておりますので、九月二十二日の審議会ではないかということでございますが、ちょっと定かではございません。

受渡しを行った職員は、管理職ではございませんで、当省の職員でございます。

○笠井委員 こんな時間稼ぎは駄目ですよ。何課ですかと聞いているんだ。もう通告しているんですからね、委員長。

○竹内委員長 速記を止めてください。  
〔速記中止〕

○竹内委員長 速記を起してください。

松山部長。

○松山政府参考人 電力・ガス事業部の職員でございます。

○笠井委員 何課か聞いたんです。

○竹内委員長 速記を止めてください。

(速記中止)

○竹内委員長 速記を起してください。

松山部長。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

電力・ガス事業部の原子力政策課の職員でございます。

○笠井委員 資料なら、メールを送れば済むはずですよ。なぜわざわざ駅で渡す必要があったのか。メールで送ると記録が残るからか。役所でやると面談になるからか。何でこんなことをやったんですか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどと重複いたしますけれども、職員からの聞き取りによりますと、その前に規制庁の職員の方々と面談を行い、この原子力小委員会の資料をお渡ししていろいろと御説明申し上げた。先方が、いろいろと聞いたことをその資料の上にいる書き込まれたものから、これを、きれいなものが改めて欲しいという御要請がございました。(笠井委員)「メールでいいじゃないですか」と呼ぶ)当方からいたしますと、これをメールで送ることももちろん可能でございますけれども、先方からのお求めに応じまして資料としてお渡ししたものでございます。

○笠井委員 面談じゃない、メールだとか、そんなもの、本当におかしいですよ。大臣、こんな情報公開逃れみたいなやり方を経産省はよくやっているんですかね。

経産省ではこれまでも職員一人一人のコンプライアンス意識向上に取り組んでいる、公文書管理法等に基づいて適切な行政文書の作成、管理をしてきている、こう言われてきたわけですから、これ、どこがコンプライアンスなんですか。

何でこんなことになるんですか、大臣。

○西村(康)国務大臣 今の、経緯は説明があったところで、ちよっと、どういう理由で紙で渡すことになったのか、私も確認しましたら、私も同じ質問をしたんですけれども、先方は紙で欲しいというふうに言われて、そちらの方に行くからと間違っていたら修正、訂正してもらったらいんですけれども、そういうふう聞いて、それじゃ、両方の途中の駅、霞ヶ関駅で渡そうということになったようですが。

いずれにしても、御指摘のように、駅で受渡しするようなのは、まさに情報漏えいのリスクもありますので、これは厳に慎むべき話だと思います。改めて、そうしたことがないように徹底していきたいというふうに考えております。

○笠井委員 記録はない、しかも駅で受渡しする。スパイ大作戦みたいな話ですよ、これ。国民と国会に全く説明できないじゃないか、証拠がないじゃないか。

規制側と推進側が必ずぶで、国民に隠れて陰でこそこそお膳立てして、原発回帰大転換ということなど断じて認められないということを申し上げて、質問を終わります。

○竹内委員長 次回は、来る四月五日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十二分散会

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案に対する修正案

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十一条第二項中「観点から」の下に、「前項の規定による検討とともに」を加え、「その」を「それら」に改める。